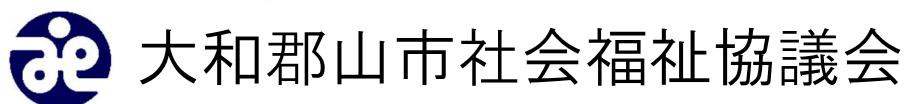


大和郡山市地域福祉計画  
大和郡山市地域福祉活動計画

平成 31 (2019) 年 3 月



## はじめに

最近、鮮やかな 17 種類の色がドーナツ状にデザインされたバッジを着けておられる方によく会うようになりました。

これは今、世界で広がりを見せつつある「SDGs」（エス・ディー・ジーズ）を象徴するバッジですが、その「SDGs」とは「Sustainable Development Goals」（持続可能な開発目標）の略称で、2015（平成 27）年 9 月の国連サミットで採択され、国連加盟 193 か国が 2016 年～2030 年の 15 年間で達成するために掲げた 17 の目標です。

具体的には「貧困をなくそう」、「すべての人に健康と福祉を」、「働きがいも経済成長も」、「人や国の不平等をなくそう」、「住み続けられるまちづくりを」、「パートナーシップで目標を達成しよう」など、開発途上国だけでなく、先進国も含めた目標となっています。

翌 2016（平成 28）年にわが国では「我が事・丸ごと」地域共生実現本部が設置され、地域共生社会の実現に向けた議論がスタートしました。

これを受けて社会福祉法の一部が改正され、市町村による「地域福祉計画」の策定が努力義務化されたのですが、「SDGs」が採択された流れと、どこかで軌を一にするものだったのではないのでしょうか。

本市では 2007（平成 19）年 3 月に「大和郡山市地域福祉計画」を策定し、その具体化に努めてきましたが、社会情勢や市民、地域のニーズが大きく変化する中で、それこそ、様々な課題を「我が事・丸ごと」受け止め、誰もが役割をもち、自分らしく活躍できる豊かな「場」があちこちに見られる地域コミュニティを形づくっていくことが、今こそ強く求められているのではないかと考えているところです。

そこで、今回は、市が中心となって進める「地域福祉計画」と、身近な地域福祉の最前線を担う社会福祉協議会が中心となる「地域福祉活動計画」を一体的に策定することにより、社会の変化に対応していこうとするものです。

策定にあたって行った各種の調査では、近所づきあいの希薄化や生きづらさを感じている人が増えているようすが浮かび上がりましたが、計画の基本理念を『世代を超えて みんながつながり 支えあうまち 大和郡山』とし、地域福祉を推進してまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

平成 31（2019）年 3 月



大和郡山市長 上田 清



## 目次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1. 策定の背景 .....	1
2. 計画の位置づけ .....	4
3. 計画の期間 .....	6
4. 計画の策定体制 .....	6
<b>第2章 大和郡山市の現状と課題</b> .....	<b>7</b>
1. 統計データからみる大和郡山市の現状 .....	8
2. アンケート調査からみる大和郡山市の現状 .....	13
3. 相談支援専門職ヒアリング調査からみる大和郡山市の現状 .....	25
4. 地区懇談会からみる大和郡山市の現状 .....	27
5. 現状と課題 .....	32
<b>第3章 計画の基本理念と基本目標</b> .....	<b>36</b>
1. 基本理念 .....	36
2. 基本目標 .....	37
<b>第4章 施策の展開</b> .....	<b>38</b>
基本目標1 誰もが支えあい、助けあえる地域づくり .....	40
基本施策1 地域や福祉への意識づくり .....	40
基本施策2 誰もが気軽に集い、出会い、交流できる機会・居場所づくり .....	42
基本施策3 誰もが地域で活動・活躍できる仕組み・機会づくり .....	44
基本施策4 地域で多様な主体が協議し、連携・協働できる仕組みづくり .....	47
基本施策5 安全に安心して暮せる環境づくり .....	48
基本目標2 包括的な支援体制づくり .....	51
基本施策1 地域での見守り体制・相談機能の充実 .....	51
基本施策2 相談支援機関の連携体制の構築・強化 .....	53
基本施策3 権利擁護支援体制の強化 .....	55
重点的な取り組み .....	57
<b>第5章 計画の推進</b> .....	<b>61</b>
1. 計画の推進体制 .....	61
2. 計画の進行管理 .....	61

資料編.....	62
1. 大和郡山市地域福祉計画策定委員会運営要綱.....	62
2. 社会福祉法人大和郡山市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱.....	65
3. 大和郡山市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会名簿・開催概要.....	67
4. 大和郡山市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定経緯.....	68
5. 庁内担当者会議.....	69
6. 社協ワーキングチーム.....	70
7. 用語解説.....	71
8. 地域福祉マップ.....	80
9. アンケート調査票.....	82

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 策定の背景

わが国では、少子高齢化の進行や核家族世帯の増加、情報化社会の進展などによる社会の著しい変化がみられます。また、地域や家庭においても、つながりの希薄化や地域や福祉への関心の低下が課題となっています。家庭や地域で課題を解決する力が弱まりつつある中、不安や悩みを抱え、何かしらの支援を必要とする人が地域に潜在化してしまう恐れもあります。

そのため、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割をもち、支えあいながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成していくことが、喫緊の課題となっています。

国においては、2016年(平成28年)に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」が設置されるとともに、「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会(地域力強化検討会)」において、地域共生社会の実現に向けた議論が進められました。

地域共生社会の実現に向けて、2017年(平成29年)には「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険等の一部を改正する法律」が成立し、社会福祉法が一部改正されました(2018年(平成30年)4月施行)。

改正により、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進に向けて、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨の規定が明確にされました。地域福祉の方向性と取り組みを整理する地域福祉計画については、策定が努力義務化され、福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載する上位計画として位置づけられることとなりました。策定にあたっては、必要的記載事項が追加され、策定ガイドラインが示されました(次頁参照)。

また、2015年(平成27年)の国連サミットで採択された持続可能な開発目標(SDGs)の17の目標や国の指針には、本市が取り組むべき課題と関連するものが多く盛り込まれていることから、SDGsの目標を踏まえたまちづくりを進めていくことが、より理想的なまちの実現につながります。

本市においては、2007年(平成19年)3月に「大和郡山市地域福祉計画」を策定し、地域福祉の推進に向けて取り組みを進めてきましたが、社会情勢や市民、地域のニーズは大きく変化しています。

このような状況の中、本市を取り巻く地域福祉の状況や課題、市民や地域で活動する団体等のニーズ、国の動向などを踏まえて、2019年度(平成31年度)から2023年度までを計画期間とした「大和郡山市地域福祉計画・地域福祉活動計画」(以下、「本計画」という)を策定します。

なお、本計画においては、大和郡山市(以下、「市」という)と大和郡山市社会福祉協議会(以下、「市社会福祉協議会」という)が連携し、それぞれの役割を認識しながら、大和郡山市の地域福祉を推進できるよう、市が中心となる「地域福祉計画」と、市社会福祉協議会が中心となる「地域福祉活動計画」を一体的に策定することとします。

## 【参考】国の市町村地域福祉計画策定ガイドラインの事項

社会福祉法の改正に伴い、地域福祉計画の策定が努力義務化され、必要的記載事項が追加されており、策定ガイドラインが示されました。以下は、市町村地域福祉計画で盛り込むべき事項を整理したものです。

### ①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

- (ア) 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項
- (イ) 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- (ウ) 制度の狭間の課題への対応の在り方
- (エ) 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
- (オ) 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
- (カ) 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
- (キ) 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
- (ク) 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
- (ケ) 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
- (コ) 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
- (サ) 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
- (シ) 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- (ス) 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
- (セ) 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
- (ソ) 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- (タ) 全庁的な体制整備

### ②地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項

- (ア) 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備
- (イ) 支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立
- (ウ) サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保
- (エ) 利用者の権利擁護
- (オ) 避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策

**③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項**

- 複雑多様化した地域生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現(社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進など)

**④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項**

- (ア)地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援
- (イ)住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進
- (ウ)地域福祉を推進する人材の養成

**⑤包括的な支援体制の整備に関する事項**

- (ア)「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備
- (イ)「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備
- (ウ)多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築

**⑥その他**

- 市町村社会福祉協議会の基盤の整備強化等



## 2. 計画の位置づけ

### (1) 地域福祉計画

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として位置づけています。また、大和郡山市における福祉分野の個別計画の上位計画となります。

#### 社会福祉法より抜粋

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

### (2) 地域福祉活動計画

本計画は、社会福祉法第109条の規定に基づく組織である社会福祉協議会が中心となった民間の活動計画である「地域福祉活動計画」として位置づけています。

#### 社会福祉法より抜粋

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

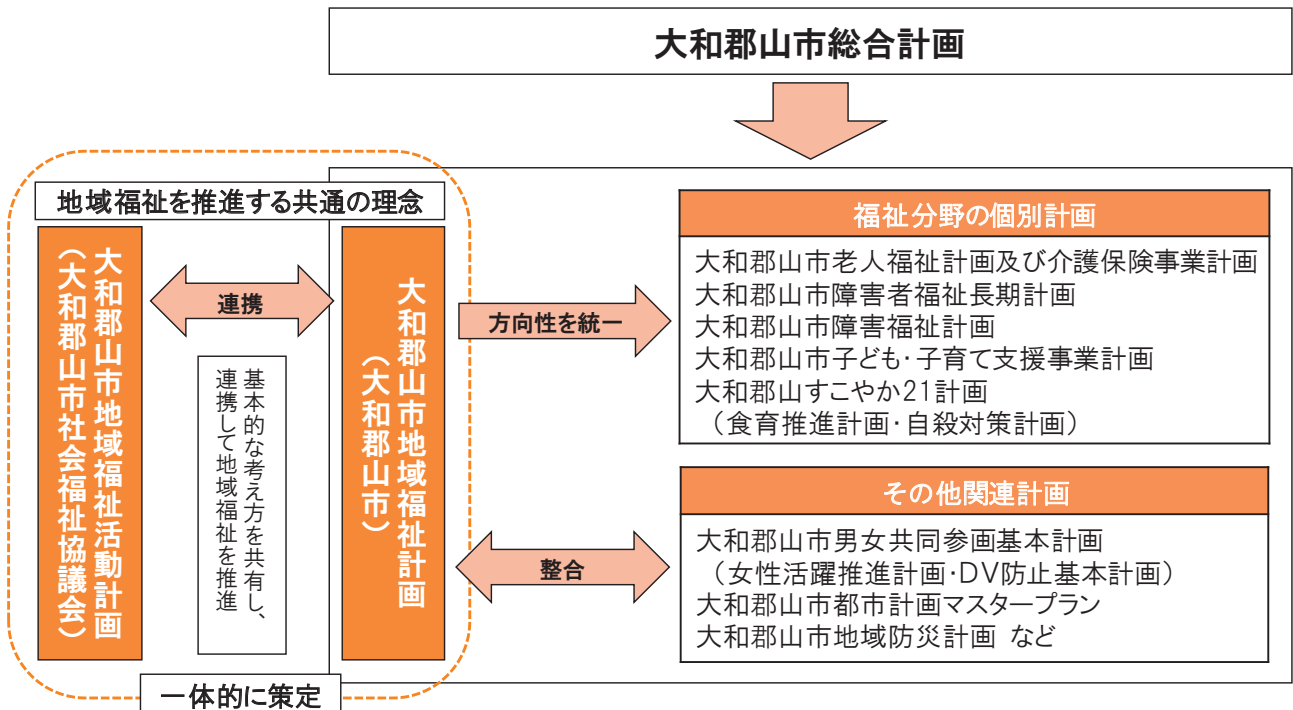
三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

### (3) 関連計画との関係

- 「地域福祉計画」は、地域福祉を推進していくための「理念」や「目標」などを示し、大和郡山市における地域福祉の方向性と行政としての取り組みを整理するものです。「大和郡山市総合計画」を上位計画とし、「大和郡山市子ども・子育て支援事業計画」や「大和郡山市老人福祉計画及び介護保険事業計画」、「大和郡山市障害者福祉長期計画」、「大和郡山すこやか 21 計画」などの福祉分野の個別計画、他分野の関連計画と整合性・連携を図ります。
- 「地域福祉活動計画」は、「地域福祉計画」の理念や目標に基づき、市社会福祉協議会を中心に、地域住民や民間が主体となった具体的な取り組みを整理するものです。
- 本計画においては、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定し、地区懇談会及び各種調査の結果や基本的な考え方を共有した上で、それぞれの役割を認識しながら、連携して地域福祉の推進を図ることをめざします。

【大和郡山市地域福祉計画・地域福祉活動計画と各計画との関係】



### 3. 計画の期間

本計画の期間は 2019 年度(平成 31 年度)から 2023 年度までの5年間とします。

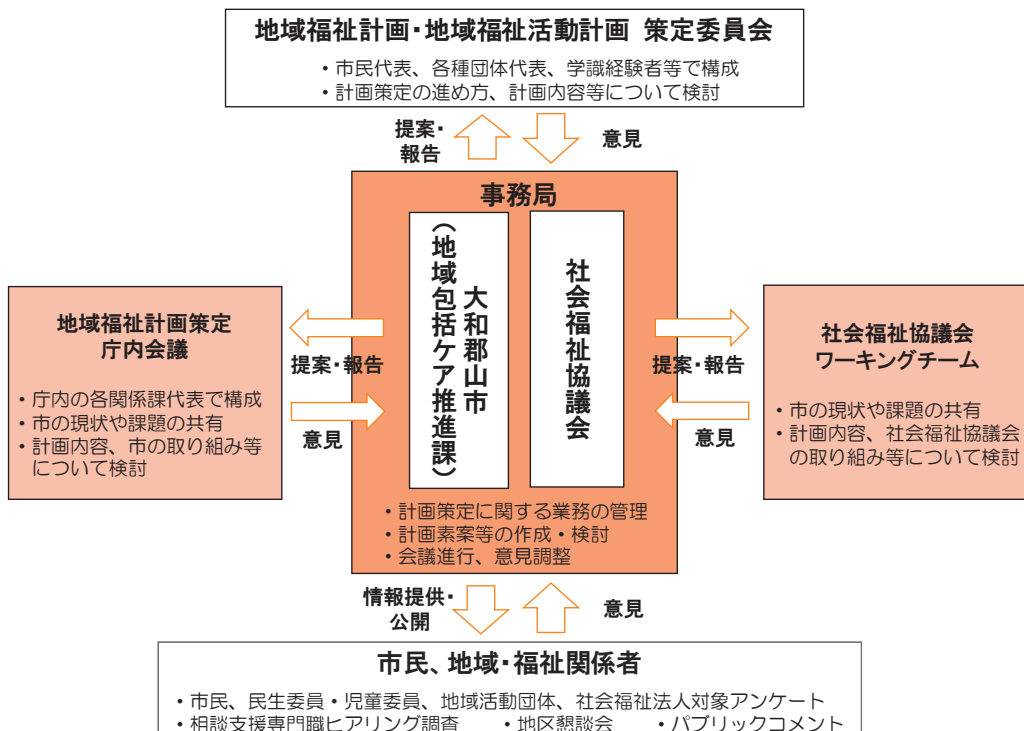
なお、社会情勢や市民のニーズの変化、関連する法制度の変更に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

関連計画	2019 年度 (平成31年度)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
大和郡山市地域福祉計画 地域福祉活動計画	2019年度(平成31年度)～2023年度				
大和郡山市老人福祉計画 及び介護保険事業計画	2018年度(平成30年度)～2020年度(第7期)		2021年度～2023年度(第8期)		
大和郡山市障害者福祉 長期計画	2016年度(平成28年度)～2025年度(第3次)				
大和郡山市障害福祉計画	2018年度(平成30年度)～2020年度(第5次)		2021年度～2023年度(第6次)		
大和郡山市子ども・子育て 支援事業計画	2015年度(平成27年度)～ 2019年度(平成31年度)		2020年度～2024年度(予定)		
大和郡山すこやか21計画	2014年度(平成26年度)～2023年度(第2次)				
大和郡山自殺対策計画	2019年度(平成31年度)～2023年度				

### 4. 計画の策定体制

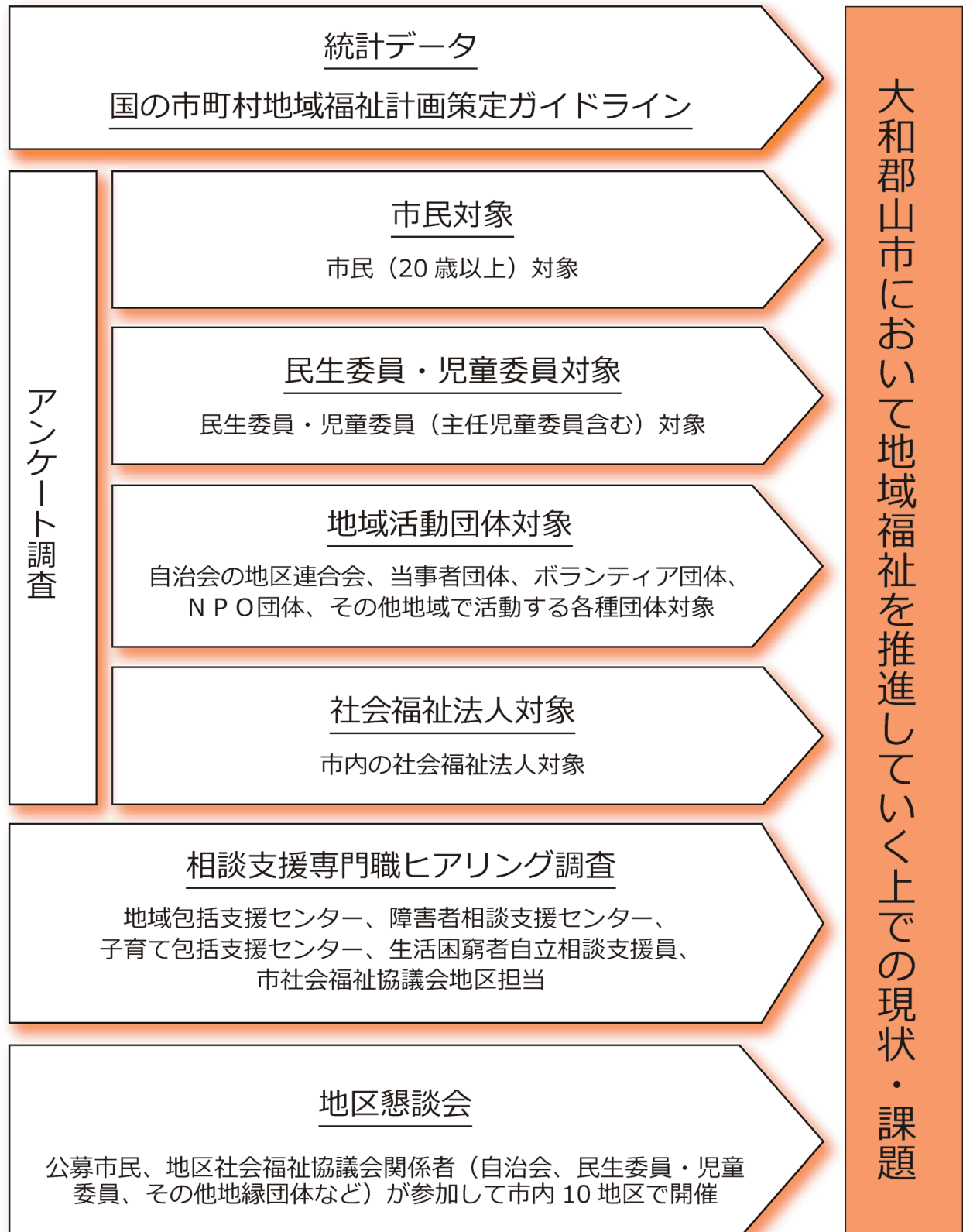
本計画の策定にあたっては、市と市社会福祉協議会が連携するとともに、地域住民、地域団体、福祉に関連する関係団体、専門機関に対して、以下のような意見収集、協議の場を設けました。

#### 【大和郡山市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定体制】



## 第2章 大和郡山市の現状と課題

以下の各種調査の結果から、大和郡山市において地域福祉を推進していく上での現状・課題を抽出しました。

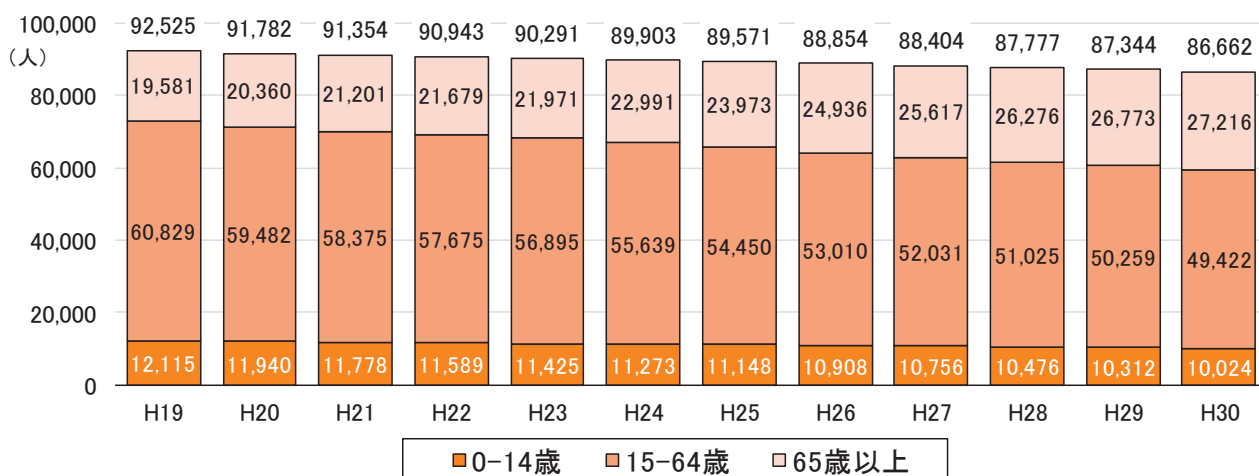


## 1. 統計データからみる大和郡山市の現状

### (1) 人口と世帯構成等の推移

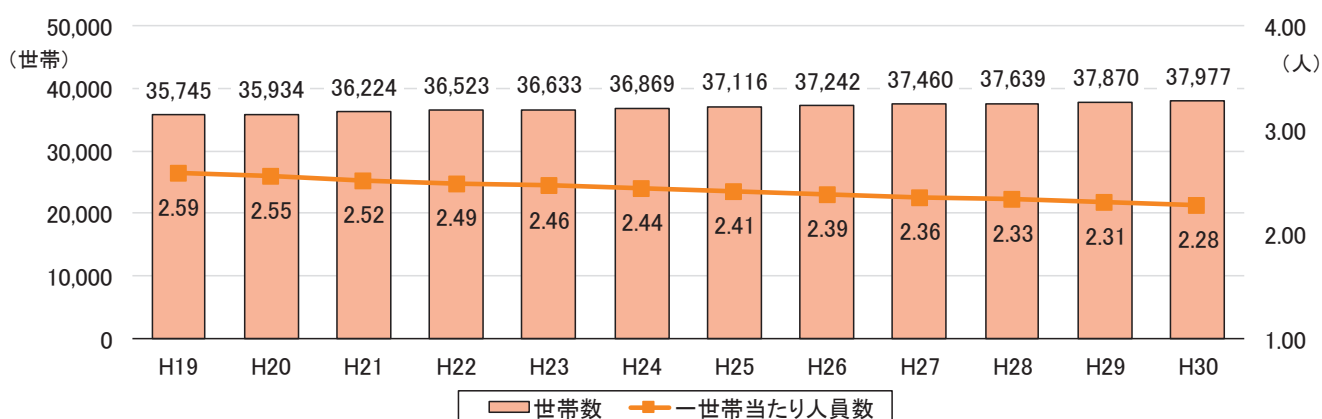
- 人口は年々減少しています。また、年少人口と生産年齢人口が減少する一方で、高齢者人口は増加しており、少子高齢化が進んでいます。
- 人口が減少する一方で世帯数は増加しており、一世帯あたりの人員数が減少しています。

【総人口と年齢3区分別人口の推移】



資料：住民基本台帳(外国人登録人口含む)  
 ※H19-H23は10月1日現在、H24以降は9月末現在

【世帯数と一世帯あたりの人員数の推移】

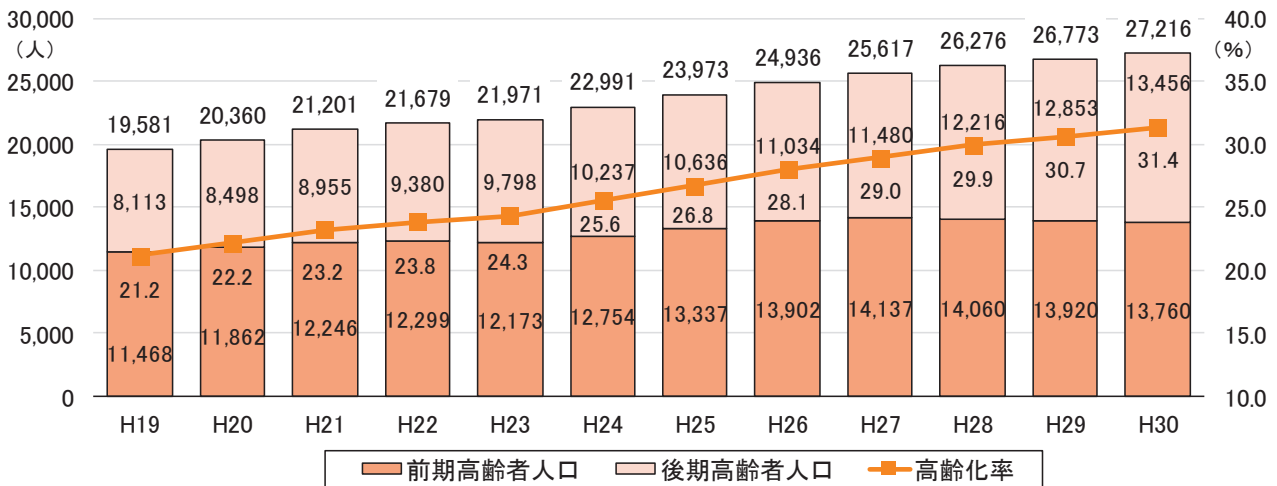


資料：住民基本台帳(外国人登録人口含む)  
 ※各年9月末現在

## (2) 高齢者の状況

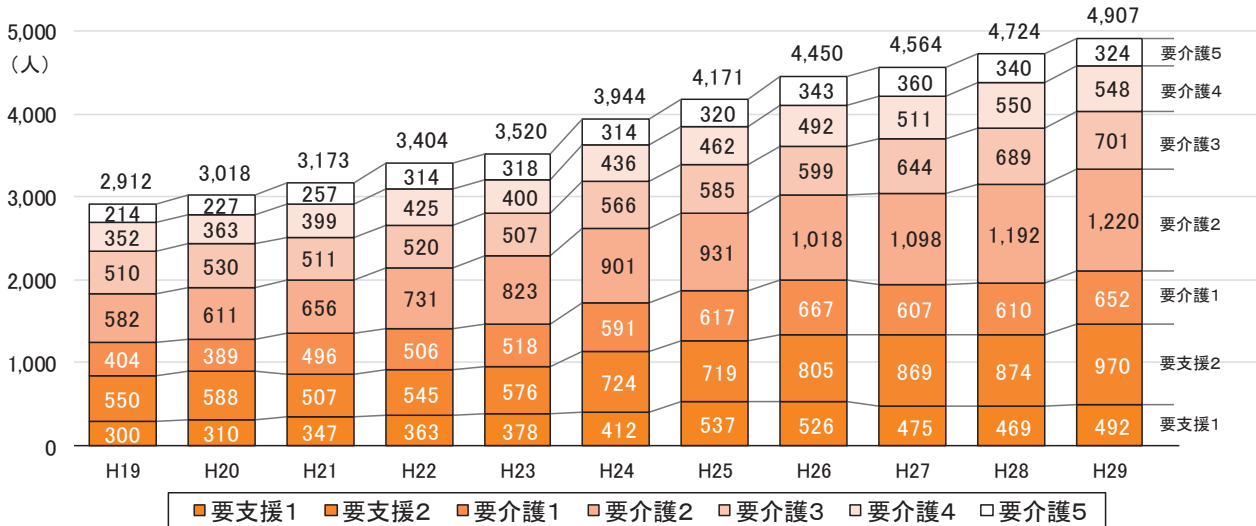
- 平成 27 年以降は前期高齢者人口が減少にある一方で、後期高齢者人口が増加しています。
- 高齢化率も上昇しており、平成 19 年の 21.2%から平成 30 年には 31.4%となっています。
- 高齢者ひとり暮らし世帯数は、年々増加しています(国勢調査より)。
- 要介護認定者数は年々増加傾向にあり、要介護度別で見ると、要支援2では平成 19 年から平成 29 年にかけて約 1.8 倍、要介護2では約 2.1 倍と特に増加しています。

【高齢者人口と高齢化率の推移】



資料:住民基本台帳(外国人登録人口含む)  
 ※H19-H23は10月1日現在、H24以降は9月末現在

【介護保険における要介護認定者数の推移】

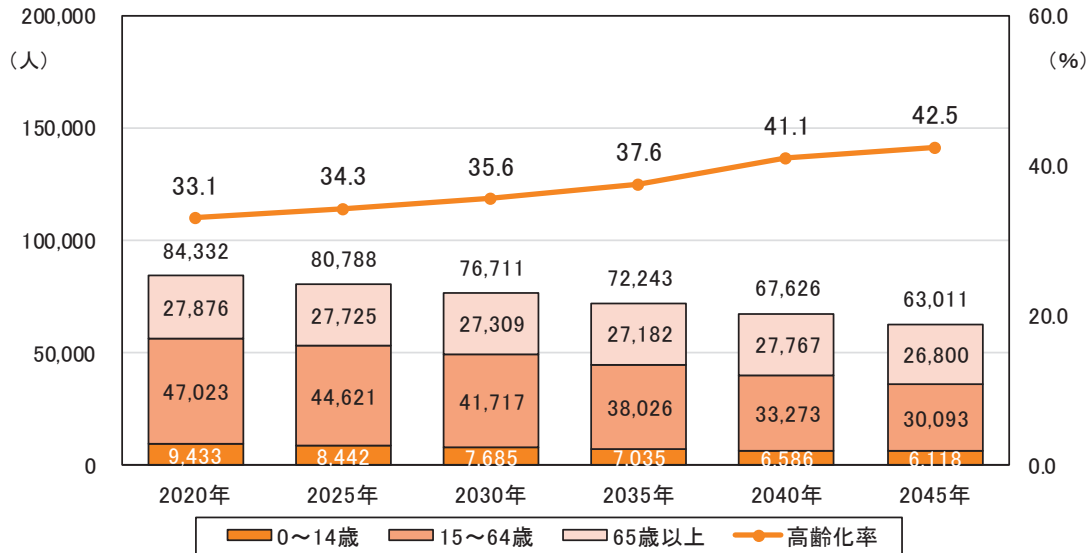


資料:介護保険事業報告(年報)  
 ※H29は月報(9月末現在)

### (3) 総人口（年齢3区分別）および高齢化率の将来推計

- 総人口の将来推計をみると、2020年以降も減少が予想され、2045年には63,011人と推計されています。
- 高齢化率は年々上昇し、2040年には40%を上回る見込みとなっています。

【総人口（年齢3区分別）および高齢化率の将来推計】

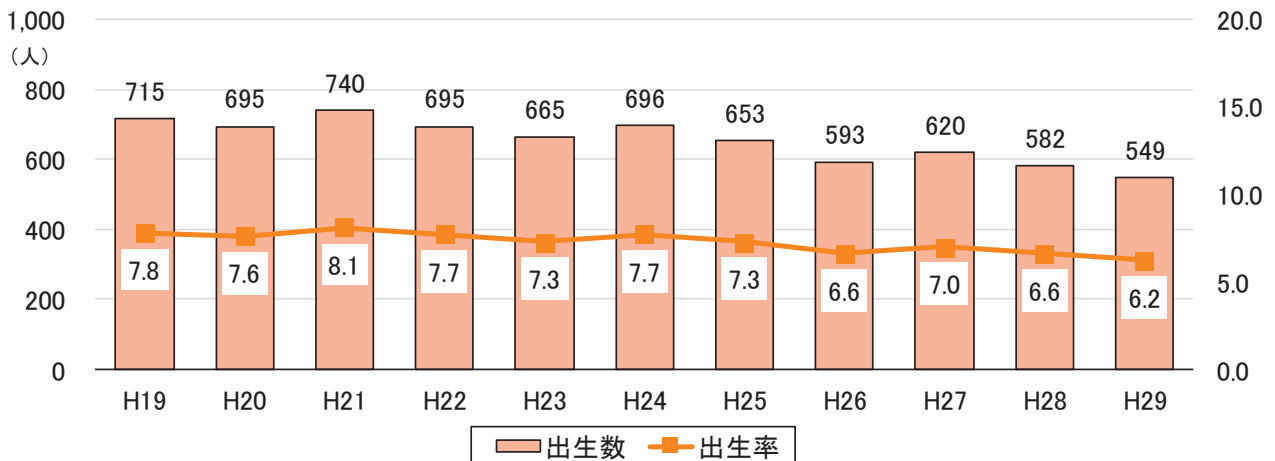


資料：国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』（平成30(2018)年推計）  
※平成27(2015)年の国勢調査を基に、将来人口を推計

### (4) 子ども・子育て世帯の状況

- 出生数と出生率(人口1,000人対)はともに減少傾向にあります。
- 母子世帯は横ばい、父子世帯は減少傾向にあります(国勢調査より)。

【出生数と出生率(人口1,000人対)の推移】

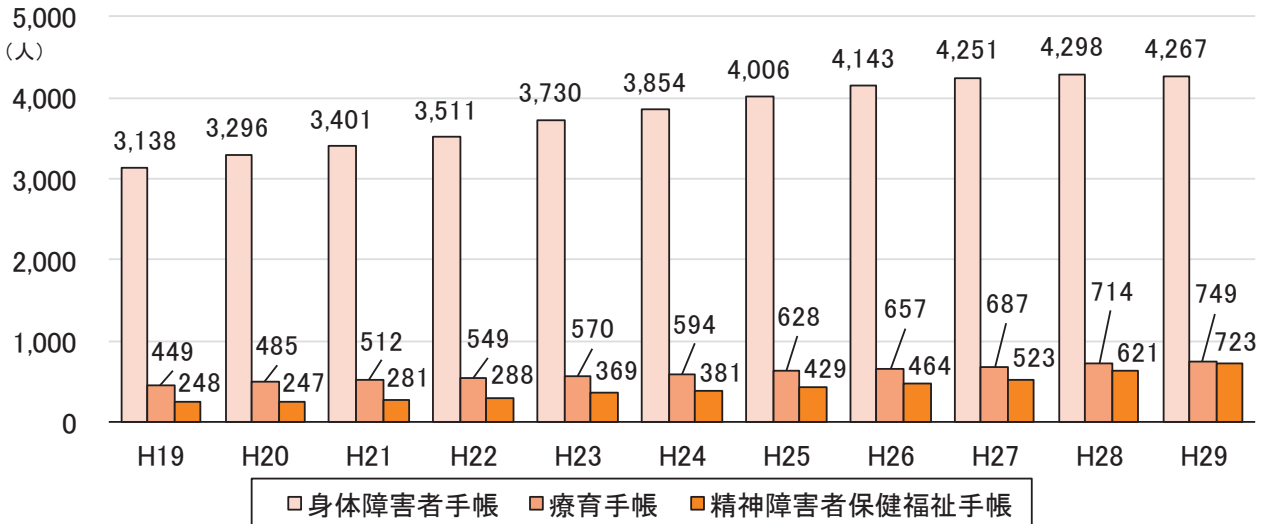


資料：平成30年度 大和郡山市の福祉と保健

## (5) 障害のある人の状況

- 身体障害者手帳所持者が最も多くなっており、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者が続いています。
- 身体障害者手帳所持者は近年横ばいとなっている一方で、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は年々増加傾向にあります。

【各種障害者手帳所持者数の推移】

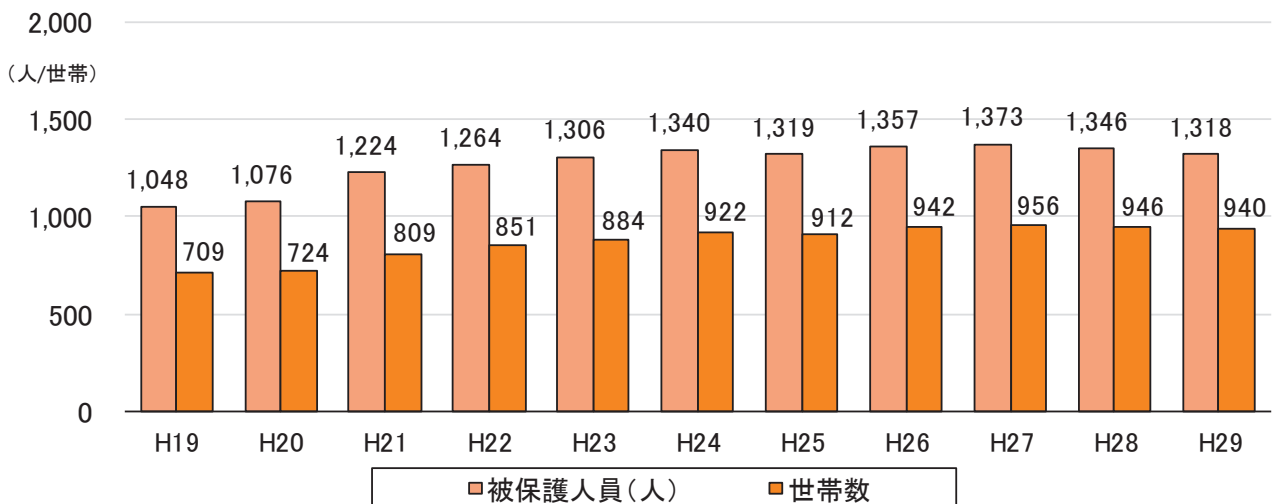


資料：厚生福祉課

## (6) 生活保護世帯の状況

- 被保護人員の推移をみると、平成 19 年度から平成 29 年度にかけて 270 人の増加となっています。
- 生活保護世帯数は平成 19 年度から平成 29 年度にかけて 231 世帯の増加となっていますが、平成 27 年度以降は減少しています。

【被生活保護人員・生活保護世帯の推移】



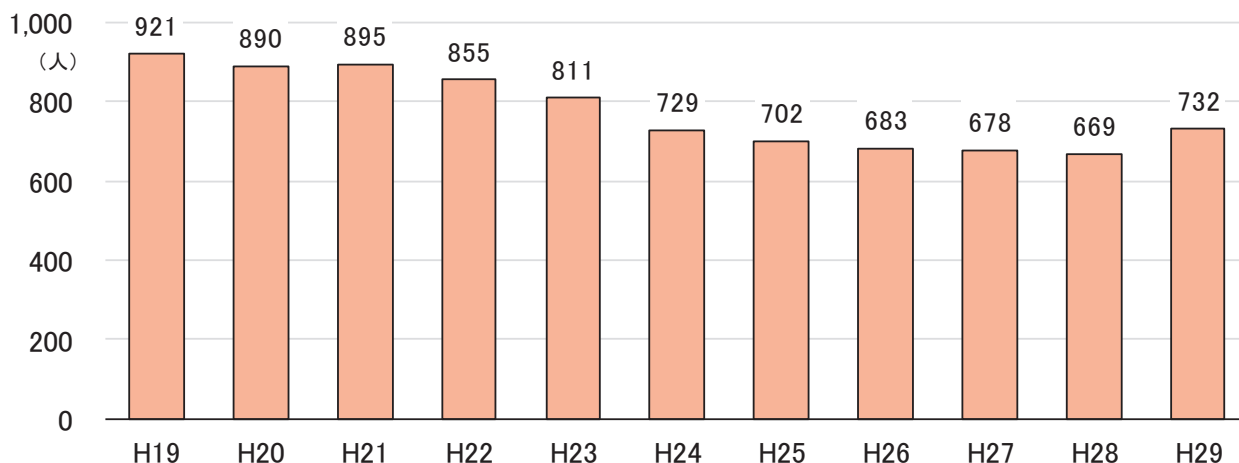
資料：厚生福祉課



## (7) 外国人の状況

- 外国人登録者数は、平成19年度から平成29年度にかけて189人減少しています。

【外国人登録者数の推移】



資料：市民課

## (8) 地域福祉の担い手などの状況

- 自治会加入世帯数、子ども会加入者数、老人クラブ会員数については、いずれも平成25年度から平成29年度にかけて減少しています。
- 認知症サポーター数、自主防災組織数については、平成25年度から平成29年度にかけて増加しています。

【地域福祉の担い手などの状況】

		H25	H26	H27	H28	H29
自治会	自治会数	318	317	316	318	318
	自治会加入世帯数	30,896	30,826	30,471	30,516	30,248
子ども会	団体数	30	29	29	27	27
	加入者数(人)	849	709	786	739	701
老人クラブ	団体数	128	119	118	115	112
	会員数(人)	6,628	6,491	6,503	6,314	6,115
民生委員・児童委員(人)		198	198	198	199	199
認知症サポーター数(人)		2,402	3,177	3,699	4,205	5,063
自主防災組織数		186	188	192	206	215
ボランティア	登録団体数	36	37	37	39	39
	団体登録者数(人)	535	606	580	562	581
	個人登録者数(人)	38	37	30	31	39
ふれあい・いきいきサロン数		17	19	18	18	18

資料：総務課(自治会)、生涯学習課(子ども会)、地域包括ケア推進課(老人クラブ、認知症サポーター)厚生福祉課(民生委員・児童委員)、市民安全課(自主防災組織)、社会福祉協議会(ボランティア、サロン)

## 2. アンケート調査からみる大和郡山市の現状

### 各アンケート調査の実施概要

#### ●市民対象

調査対象	20歳以上の市民 4,000人(無作為抽出)
調査方法	郵送による配布・回収
配布・回収状況	配布数:4,000 回収数:1,386 有効回収数:1,379 有効回収率:34.5%
調査の目的	○市民の地域・福祉との関わりや意識・ニーズ、今後の関与意向等の把握 ○市民の抱える生活・福祉課題の把握

#### ●民生委員・児童委員対象

調査対象	大和郡山市で活動する民生委員・児童委員
調査方法	郵送による配布・回収
配布・回収状況	配布数:196 回収数:188 有効回収数:188 有効回収率:95.9%
調査の目的	○民生委員・児童委員の活動状況の把握 ○民生委員・児童委員の活動等に関する意識・ニーズ、抱える課題の把握 ○民生委員・児童委員からみた市民・当事者の抱える生活・福祉課題の把握

#### ●地域活動団体対象

調査対象	自治会の地区連合会、当事者団体、ボランティア団体、NPO団体、その他地域で活動する各種団体
調査方法	郵送による配布・回収
配布・回収状況	配布数:67 回収数:54 有効回収数:54 有効回収率:80.6%
調査の目的	○各種団体の活動状況、他団体・地域等との連携状況等の把握 ○各種団体の他団体・地域等との連携・協働の状況の把握 ○各種団体の活動等に関する意識・ニーズ、抱える課題の把握 ○各種団体からみた市民・当事者、地域の抱える生活・福祉課題の把握

#### ●社会福祉法人対象

調査対象	大和郡山市内の社会福祉法人
調査方法	郵送による配布・回収
配布・回収状況	配布数:11 回収数:7 有効回収数:7 有効回収率:63.6%
調査の目的	○社会福祉法人における「地域における公益的な取組」の実施状況の把握 ○社会福祉法人において「地域における公益的な取組」を実施するにあたっての課題の把握 ○社会福祉法人において「地域における公益的な取組」を実施するにあたって必要な情報や、援助の把握 ○社会福祉法人からみた市民・当事者、地域の抱える生活・福祉課題の把握 ○社会福祉法人の他団体・地域等との連携・協働の状況の把握

## 市民対象アンケート調査の結果概要

### (1) 近所づきあいについて

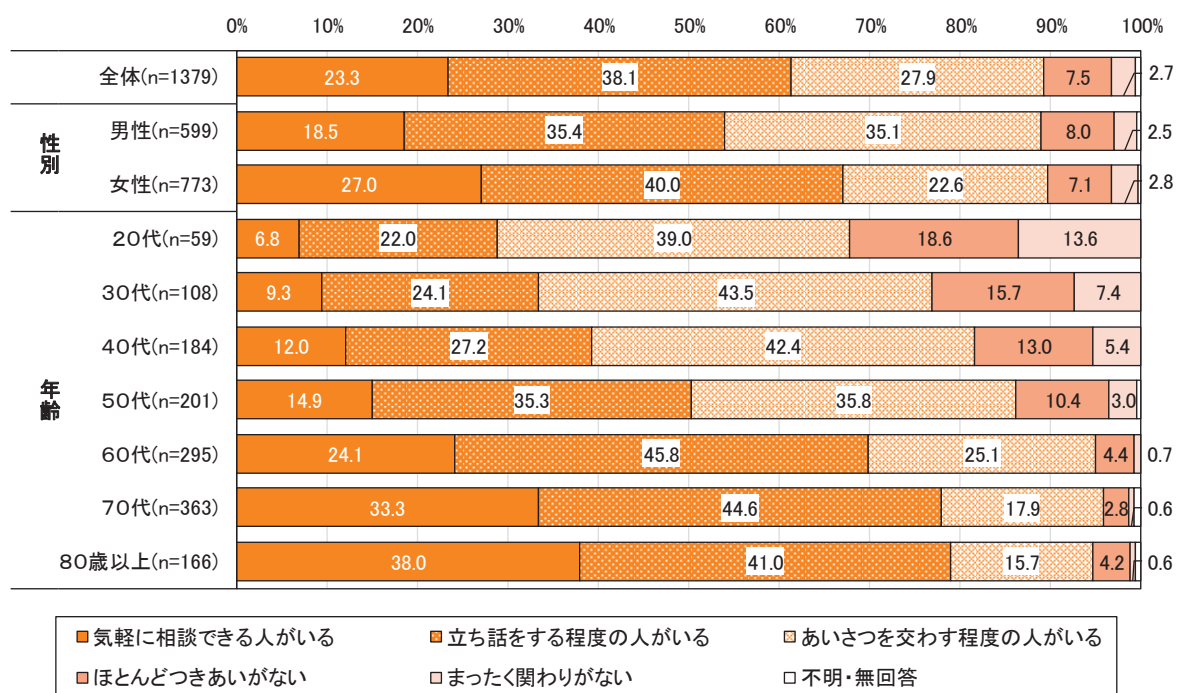
- 親密な近所づきあいをする(「気軽に相談できる人がいる」+「立ち話をする程度の人がある」)人は、前回調査(大和郡山市地域福祉計画策定時(2006年(平成18年))に市民を対象に実施したアンケート調査)から減少。

前回調査:77.5%→今回調査:61.4%(16ポイント減少)

※前回調査と今回調査では選択肢が異なるため、参考値として提示

- 年齢が若い人ほど親密な近所づきあいをする(「気軽に相談できる人がいる」+「立ち話をする程度の人がある」)人が少ない。

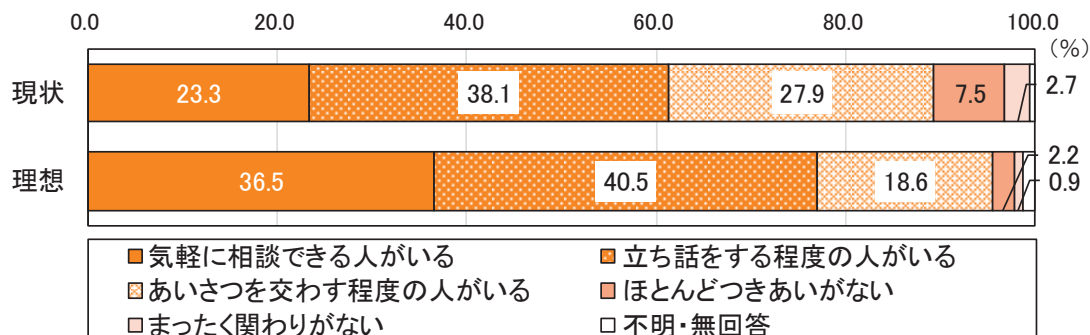
【近所づきあいの状況(性別・年代別)】



- 障害のある人がいる世帯では、その他の世帯と比べて近所づきあいがいい(「ほとんどつきあいがいい」+「まったく関わりがない」)人が多い。
- 新住民(居住年数5年未満)では、近所づきあいがいい(「ほとんどつきあいがいい」+「まったく関わりがない」)人が多い。

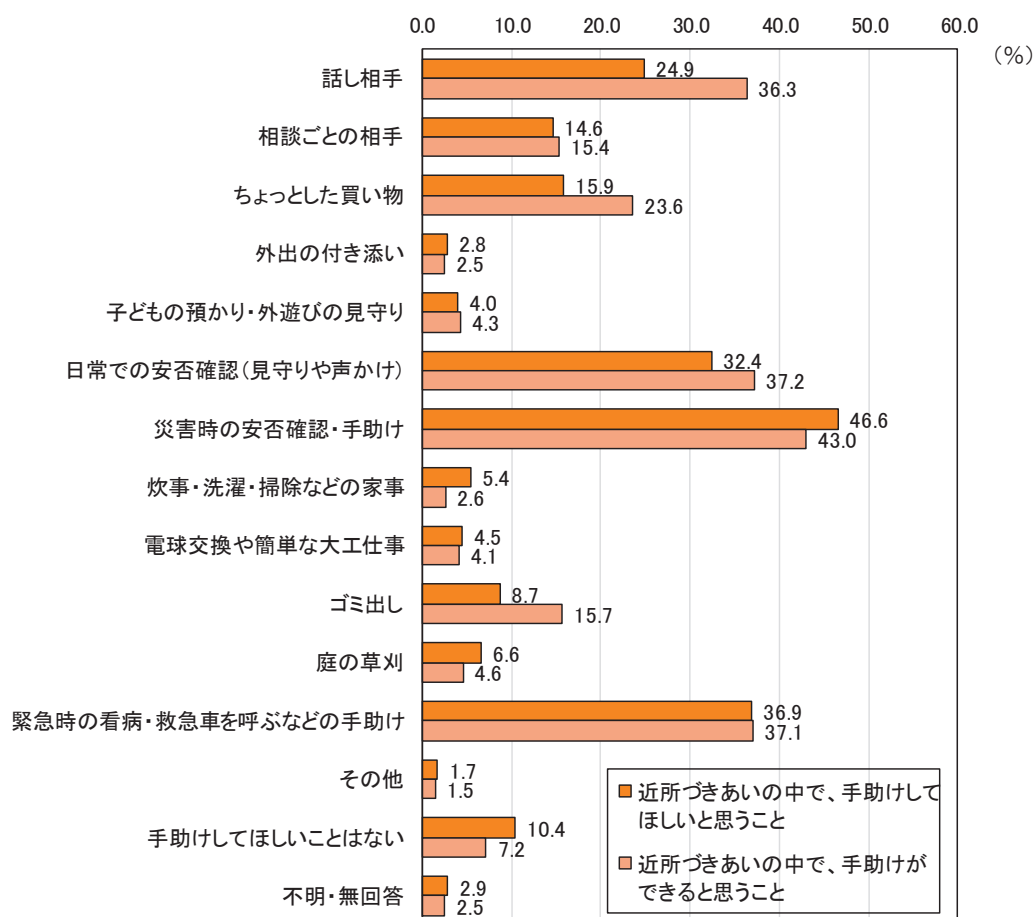
- 親密な近所づきあいを理想とする(「気軽に相談できる人がいる」+「立ち話をする程度の人がいる」)人は 77.0%となっており、親密な近所づきあいをする人(61.4%)を上回っている。

【近所づきあいの現状と理想】



- 近所づきあいの中で手助けしてほしいこととしては、災害時・緊急時の支援、災害時・日常時の安否確認へのニーズが多い。
- 近所づきあいの中で手助けできることとしては、災害時・緊急時の支援、災害時・日常時の安否確認を手助けできる人が多い。また、80歳未満では年齢に関係なく、ほとんどの市民が近所づきあいで手助けできることがあると考えている。

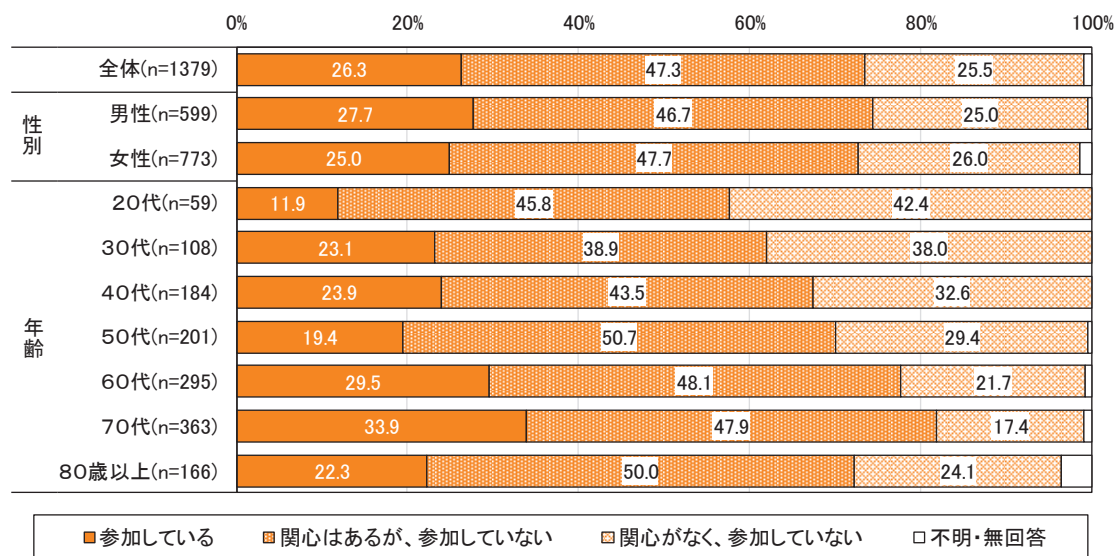
【近所づきあいの中で手助けしてほしいと思うこと・手助けができると思うこと】



## (2) 地域活動について

- 地域活動に参加している人の割合は全体で3割以下となっている。
- 20 歳代の参加率が1割程度となっている一方、70 歳代の参加率は 33.9%と高く、地域活動の中核を担っていることがうかがえる。
- 「関心あるが、参加できていない」人は全体で 47.3%となっており、最も多い。全年齢でも、それぞれ4～5割を占めており、この層への働きかけが重要となる。

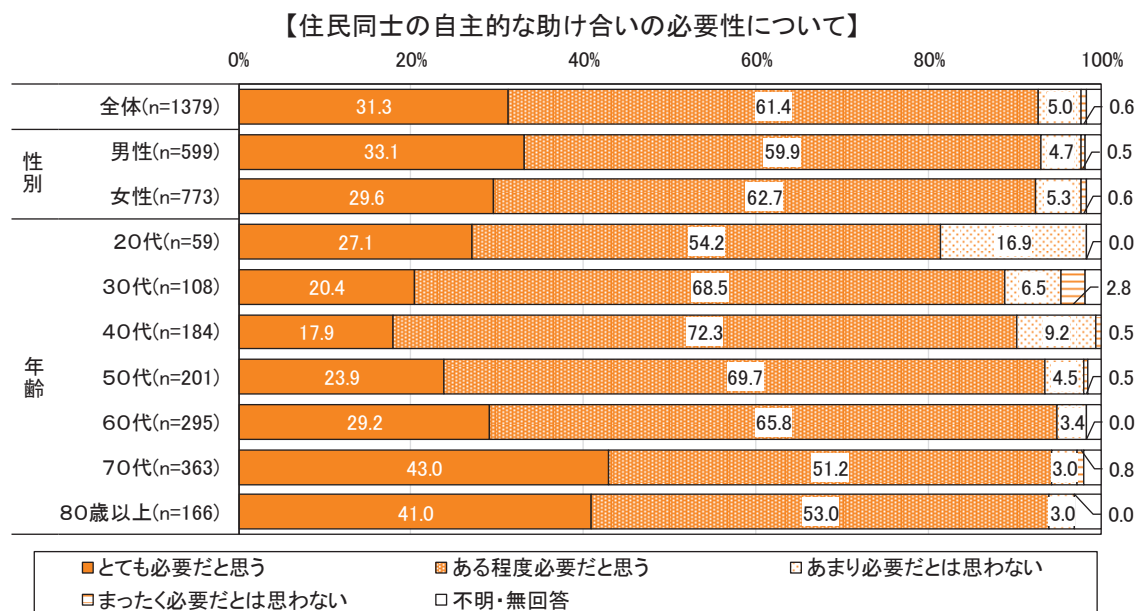
【地域活動への参加状況(性別・年代別)】



- 参加している地域活動については、「自治会の活動」が61.0%で最も多く、他活動を大きく上回る。
- 地域活動に参加してよかったと感じることについては、「社会・地域とのつながりができた」「新しい仲間ができた」「地域への理解・関心が深まった」が上位を占める。
- 地域活動に参加しない理由については、20～50 歳代では「仕事や家事・育児などで忙しいから」、60 歳以上では「体力的に無理」が最も多い。
- 地域活動に「関心があるが、参加していない」人では、「関心がなく、参加していない」と比べて、「どのような行事や活動があるか知らないから」「一緒に参加する人がいないから」「参加の方法がわからないから」が多い。

### (3) 住民同士の自主的な助け合いの必要性について

- 「住民同士の自主的な助け合い」を必要と思う市民は全体で9割(「とても必要だと思う」+「ある程度必要だと思う」)を超えるが、20～40歳代では、50歳以上と比べて必要と思う人が少ない。

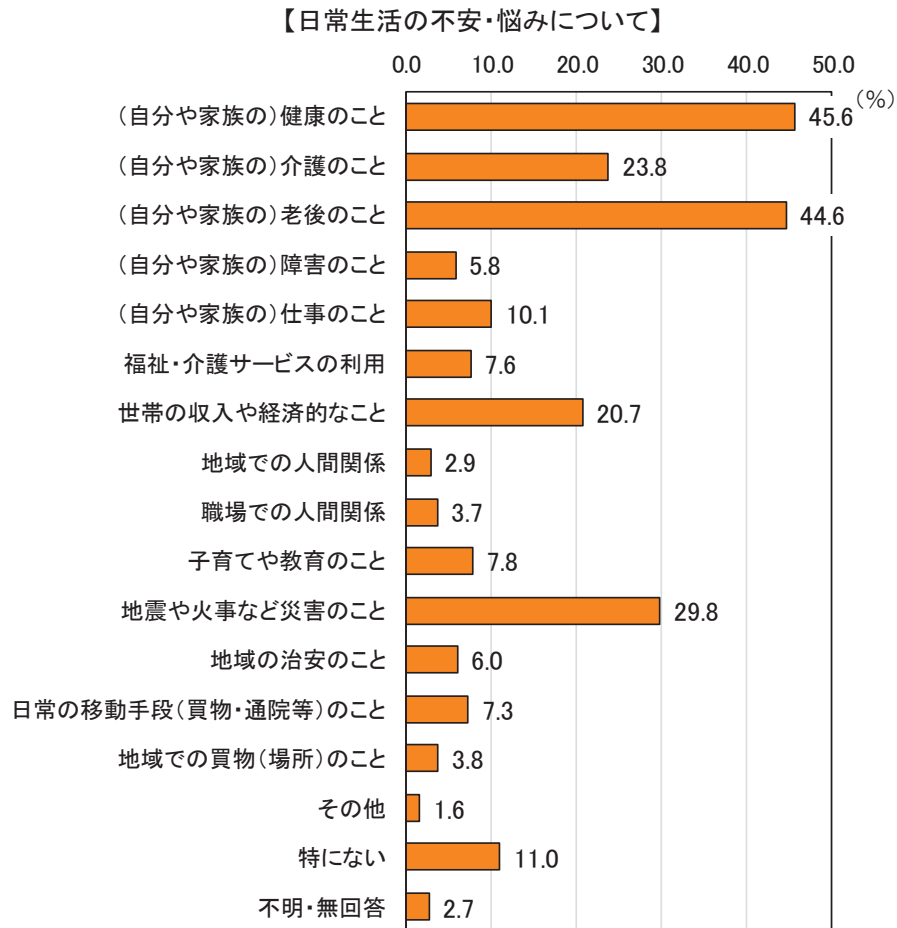


### (4) 地域福祉に関する制度・機関等について

- 民生委員・児童委員の認知状況  
認知率(「相談したことがある」+「誰がなっているか知っている」)は全体で41.7%となっており、年齢が若いほど認知率が極端に低い。
- 大和郡山市社会福祉協議会の認知状況  
認知率(「活動内容まで知っている」)は全体で17.0%となっており、20～30歳代では「知らない」が5割前後を占めて多く、年齢が若いほど認知率が低い。
- 地区社会福祉協議会の認知状況  
認知率(「活動内容まで知っており、参加している」「活動内容まで知っているが、参加していない」)は全体で14.0%となっており、年齢が若いほど認知率が極端に低い。
- 成年後見制度の認知状況  
認知率(「内容まで知っている」)は全体で25.8%となっており、介護を必要とする人や障害のある人がいる世帯でも認知率は2割台にとどまっている。
- 日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)の認知状況  
認知率(「内容まで知っている」)は全体で6.5%となっており、「知らない」が52.0%と半数以上を占めている。

## (5) 日常生活の不安・悩みについて

- 日常生活の不安・悩みについては、「(自分や家族の)健康のこと」が 45.6%で最も多く、「(自分や家族の)老後のこと」が 44.6%、「地震や火事など災害のこと」が 29.8%と続いている。



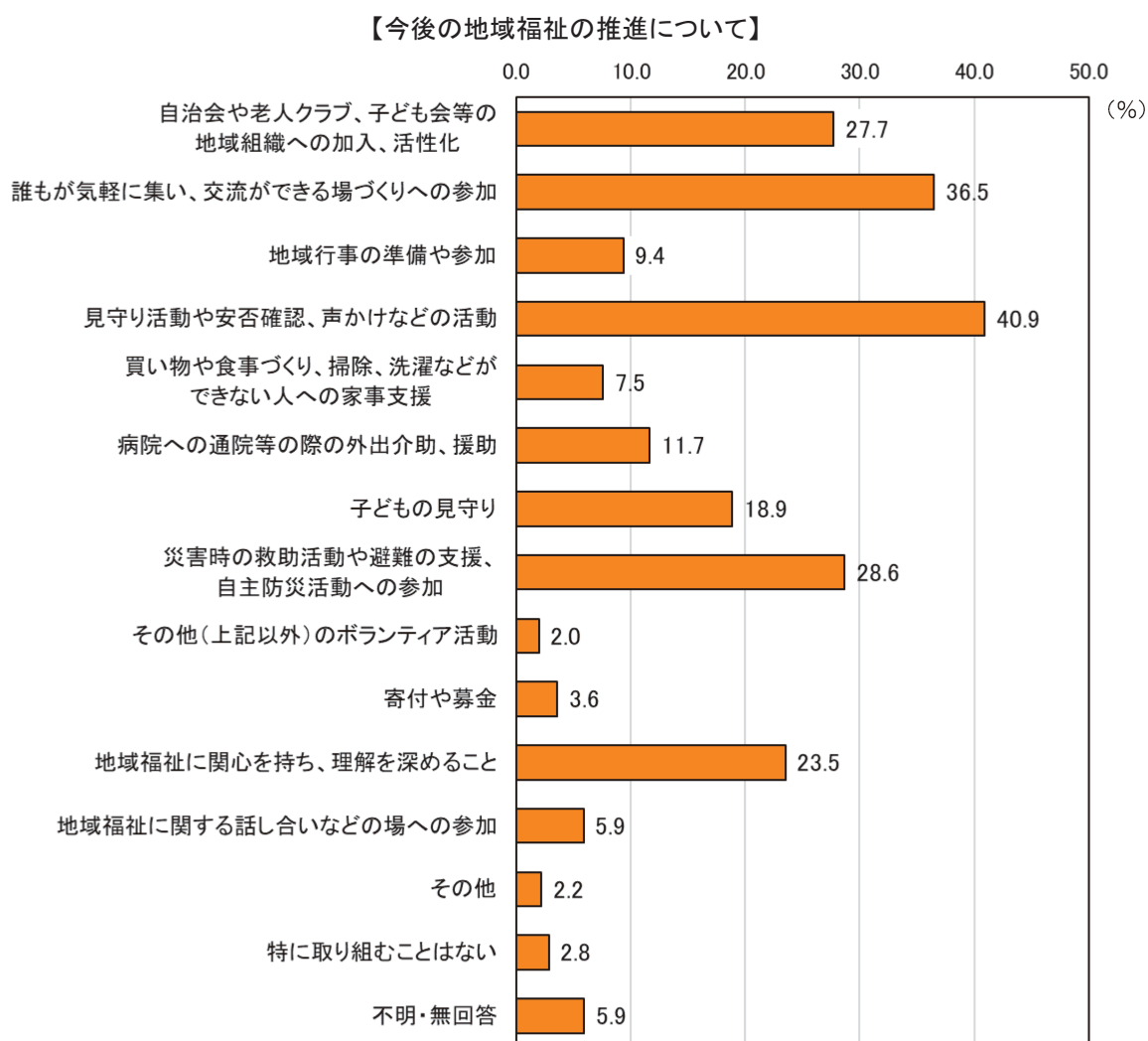
- 不安や悩みごとがあるときの相談相手については、「家族・親族」(86.4%)、「友人・知人」(50.0%)が上位を占めており、その他の地域の担い手や各種専門機関を大きく上回る。

## (6) 緊急時・災害時の対応について

- 地震や水害などの災害が起こったときの避難場所については、「知っている」が 80.5%、「知らない」が 14.6%となっている。
- 過去5年間の地域における防災訓練や防災活動への参加については、「知っていたが、参加したり見学したことはない」が 33.9%で最も多く、「参加したことがある」が 26.9%、「防災訓練・防災活動などが行われていることを知らなかった」が 19.9%と続いている。
- 「避難行動要支援者制度」の認知率(「内容まで知っている」)は全体で 8.6%となっており、「知らない」が 69.7%と半数以上を占めている。

## (7) 今後の地域福祉の推進について

- 今後、地域福祉を推進していくために、市民はどのような活動に取り組むことが望ましいかについては、「見守り活動や安否確認、声かけなどの活動」が 40.9%と最も多く、「誰もが気軽に集い、交流ができる場づくりへの参加」が 36.5%、「災害時の救助活動や避難の支援、自主防災活動への参加」が 28.6%と続いている。

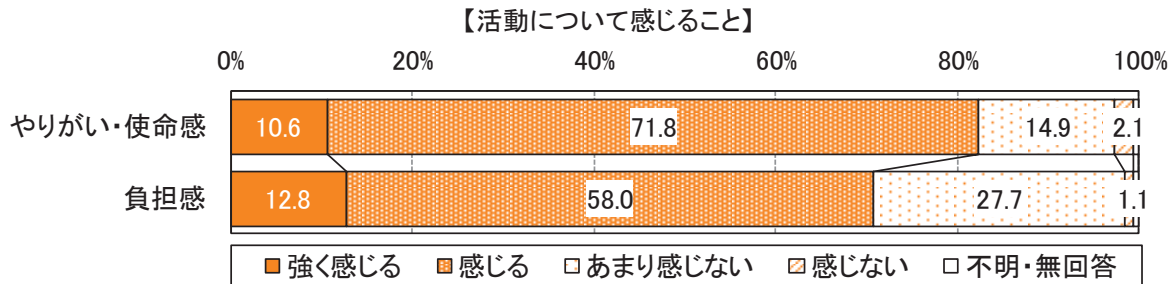




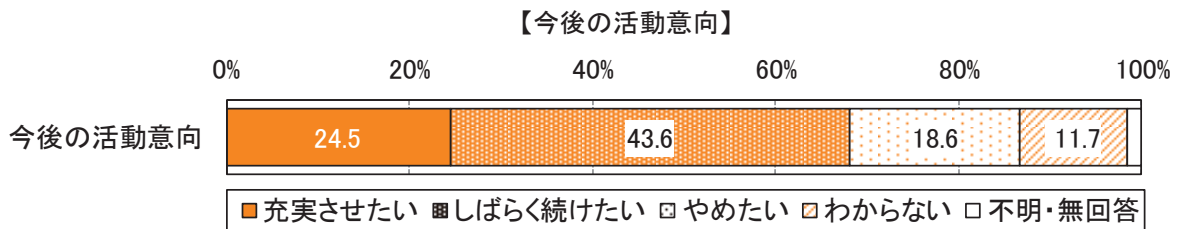
## 民生委員・児童委員対象アンケート調査の結果概要

### (1) 活動について感じる事

- やりがい・使命感を感じている人は 82.4%（「強く感じる」+「感じる」）となっており、60 歳以上では 30～50 歳代と比べてやりがい・使命感を感じている人が多い。
- 負担感を感じている人は 70.8%（「強く感じる」+「感じる」）となっており、30～50 歳代では 60 歳以上と比べて負担感を感じている人が多い。

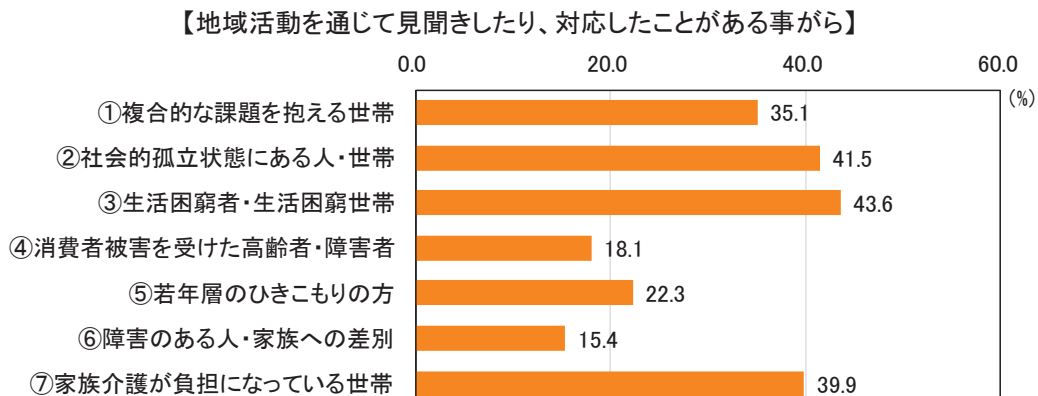


- 今後の活動意向をもつ人は 68.1%（「充実させたい」+「しばらく続けたい」）。30～50 歳代では 60 歳以上と比べて今後の活動意向をもつ人が少ない。



### (2) 地域で活動をする中での対応について

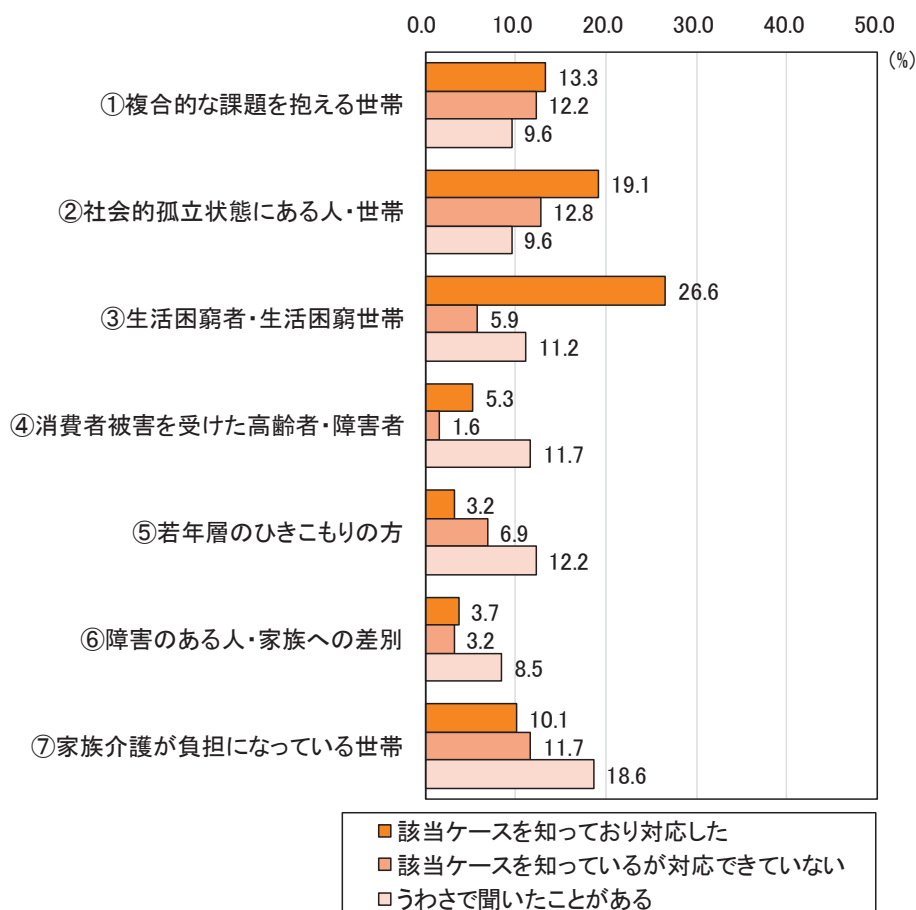
- 地域活動を通じて、「生活困窮者・生活困窮世帯」「社会的孤立状態にある人・世帯」「家族介護が負担になっている世帯」について見聞きしたり、対応したことがある民生委員・児童委員が4割程度を占めて多い。



※全体から「見聞きしたことはない」「不明・無回答」を引いた値

- 「生活困窮者・生活困窮世帯」「社会的孤立状態にある人・世帯」については、「該当ケースを知っており対応した」が多いが、「家族介護が負担になっている世帯」については、「うわさで聞いたことがある」が多い。また、「複合的な課題を抱える世帯」については、「該当ケースを知っており対応した」と「該当ケースを知っているが対応できていない」は拮抗している。

【地域で活動する中で、見聞きした、または対応したこと】



### (3) 他機関・団体との連携について

- 現在連携している機関・団体、専門職としては、「地区社会福祉協議会」や「社会福祉協議会」「自治会・町内会」「地域包括支援センター」「小学校・中学校」が上位を占める。
- 今後連携が必要と思われる機関・団体、専門職としては、「自治会・町内会」「地域包括支援センター」「地区社会福祉協議会」が上位を占める。
- 「障害者相談支援センター」「障害福祉サービス事業所・施設」といった障害に関連する機関・団体、専門職と「連携している」と「今後連携が必要と思う」割合がともに2割程度にとどまっている。
- 「自治会・町内会」と「自主防災組織」は、現在連携している割合を、今後連携が必要と思う割合が上回っており、新たに連携が必要となる機関・団体等と考えられる。

#### (4) 現在対応することが多い活動と今後対応が必要と感じている活動

- 現在対応することが多い活動では、「高齢独居・高齢夫婦世帯の社会的孤立防止」が最も多く、「地域で支援を必要としている人の把握や関係機関との連携」「支援が必要な人と専門機関とのつなぎ」「災害時の避難等に関する支援」が上位を占める。
- 今後対応が必要と感じている活動では、「高齢独居・高齢夫婦世帯の社会的孤立防止」が最も多く、「災害時の避難等に関する支援」「地域で支援を必要としている人の把握や関係機関との連携」「地域住民の支え合いに向けた意識づくり」が上位を占める。
- 「高齢独居・高齢夫婦世帯の社会的孤立防止」と「地域で支援を必要としている人の把握や関係機関との連携」は現在対応することが多く、かつ、今後も対応が必要な活動となっている。
- 「災害時の避難等に関する支援」や「地域住民の支え合いに向けた意識づくり」「地域福祉の担い手の確保と育成」「認知症の方やその家族への支援」は、現在対応している割合を、今後対応が必要と感じる割合が大きく上回っており、新たに対応の充実などが必要となる活動と考えられる。

#### (5) 活動全般の悩み・苦労・不安と今後の活動を充実していくための条件

- 活動全般での悩み・苦労については「プライバシーにどこまで踏み込んでいいのか戸惑う」が8割程度を占めて最も多く、「予防や早期発見につながる情報を把握できない」、「援助を必要とする人へどこまで援助をすれば良いのか、また支援の方法がわからない」「若い人が興味を持ちやすい活動ができない」が続いている。
- 今後どのような条件が整備されれば、民生委員・児童委員の活動を充実させていくことが可能かと思うかについては、「個人情報の取扱いに関する仕組みやルールの整備」が7割程度を占めて最も多く、「専門機関・専門職や自治会などを含む関係者間での情報共有のためのネットワークや場づくり」「行政や社協などの専門機関との連携がとりやすい相談体制の強化」が続く。

## 地域活動団体対象アンケート調査の結果概要

### (1) 活動や運営にあたっての課題

- 全体(54 団体)の回答をみると「メンバーが高齢化している(若い人が少ない)」(38 団体)が最も多く、「人材の確保がむずかしい」(37 団体)、「リーダー・後継者が育たない」(19 団体)が続いており、活動団体全体で、担い手の減少や高齢化等が課題となっている。
- 人材に関する課題以外には、「活動の PR や情報発信、市民への周知が難しい」(11 団体)、「活動がマンネリ化している」(11 団体)が多い。

### (2) 他団体・機関との現在の連携状況について

- 全体(54 団体)の回答をみると、現在連携している(「連携している」と「どちらかといえば連携している」の合計)団体としては「社会福祉協議会」(35 団体)、「自治会・町内会」(26 団体)、「地域包括支援センター」(21 団体)が上位を占める。
- 自治連合会については、ほとんどの団体が「社会福祉協議会」、「地区社会福祉協議会」、「老人クラブ」と連携しているが、その他の関係団体・機関との連携については、団体(地区)によって差がみられる。
- 当事者団体(障害)については「社会福祉協議会」、「大和郡山市福祉担当窓口」と連携しており、その他、障害者関係の機関(障害福祉サービス事業所・施設など)や当事者団体、ボランティア団体との連携がみられる。一方で「自治会・町内会」、「地区社会福祉協議会」、「老人クラブ」、「自主防災組織」とは連携をしていないことから、地域の活動団体とのつながりが弱いと考えられる。
- 当事者団体(子育て)については、「保健センター」、「市の福祉担当窓口」、「小学校・中学校」、「PTA・子ども会」と連携している団体も半数いるものの、他の回答団体と比較して、関係団体・機関との連携が少ない。

### (3) 他団体・機関との連携・協働への考えについて

- 全体の回答の中で、「どのような団体があるのか分からない」「他団体の活動内容が把握できていない」という意見がみられた。また、活動内容が特殊であるため、他団体・機関との連携が難しく、まずは団体・組織で行っている活動内容を他団体に知ってもらいたいという意見が出ていることから、連携・協働へのきっかけとして、まずは他団体・機関の活動内容等を知ってもらう働きかけが必要であると考えられる。
- 自治連合会においては、個人情報保護等の関係から、他団体・機関との連携が難しくなっているという意見がみられた。
- 当事者団体(障害)においては、災害時の支援体制の構築についての意見が多くみられた。

#### (4) 地域福祉に関する課題について

- 全体(54 団体)の回答をみると「地域で住民同士のつながりが希薄化している」(35 団体)、「地域での福祉活動等を担う人材が不足している・確保できない」(35 団体)、「住民の地域自体や地域福祉への関心・興味がなくなっている」(24 団体)が上位を占めている。
- ボランティア団体においては、半数以上の団体で「地域で活動する団体や組織などのネットワークが構築されていない」、「地域で支援を必要とする人、世帯などが把握しづらい」「災害時の避難等に関する支援体制が整っていない」が課題として挙げられている。

### 社会福祉法人アンケート調査の結果概要

#### (1) 「地域における公益的な取組」について

- 7団体中、「実施している」が1団体、「しているが、その取組が『地域における公益的な取組』あたるかどうか不明」が2団体、「現在、その取組に向けて検討している」が1団体、「していない」が3団体となっている。
- 「地域における公益的な取組」の実施にあたっては、人材・財源の不足がどの施設・事業所でも課題となっている。また、主に現在取組を行っていない施設・事業所において、「地域ニーズの把握方法がわからない」、「『地域における公益的な取組』に該当する取組が不明瞭である」も課題となっている。
- 実施するにあたって知りたい情報としては、「『地域における公益的な取組』にあてはまる取組の種類および内容」が、実施にあたって、市や社会福祉協議会に期待することとしては「地域のニーズ調査」が多く挙げられている。

#### (2) 他団体・機関との連携・協働やネットワークについて

- 現在の連携状況について、「病院・医療機関」についてはすべての施設・事業所が連携している。
- 「生活困窮者相談窓口」、「消費者センター」、「PTA・子ども会」、「自主防災組織」、「NPO法人」、「商店・企業」に関しては、いずれの施設・事業所も現在ほぼ連携していない。
- ほぼ連携していない団体も多くある中、今後については、どの施設・事業所も全体的に連携の意向が強い。

### 3. 相談支援専門職ヒアリング調査からみる大和郡山市の現状

#### 相談支援専門職ヒアリング調査の実施概要

調査対象	○地域包括支援センター(主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師) ○障害者相談支援センター(身体、知的、精神各センターの相談支援に関わる専門職) ○子育て世代包括支援センター(相談支援に関わる専門職) ○生活困窮者自立相談支援員 ○市社会福祉協議会(地区担当職員)
調査方法	事前ヒアリングシートを配布・回収し、その内容を踏まえて対面ヒアリングを実施
調査の目的	○専門職の抱える課題・問題、その対応策等についての把握 ○専門職と地域との連携・協働についての現状と課題の把握 ○専門職からみた市民・当事者、地域の抱える生活・福祉課題の把握 ○地域等との連携・協働の状況の把握

#### 相談支援専門職ヒアリング調査の結果概要

##### (1) 専門職からみた当事者及び担い手等の状況

###### 当事者の状況

- 社会的孤立状態や生活困窮状態などになる人、複合的な課題を抱える世帯など、支援が必要な人・生きづらさを抱える人が増加している。
- 支援・介入を拒否する当事者もしくはその家族等がいる。

###### 地域住民の状況

- 地域でのつながりの希薄化。地域や福祉に関する事項への関心・認識・理解等が進んでいない。

###### 地域の担い手・地域活動の状況

- 地域活動での気づきに関する相談先が知られていない。
- 担い手が高齢化するとともに、新たな担い手が不足している。既存の担い手の負担が大きい。
- 地域の担い手を確保・育成する仕組みが十分ではない。
- 地域での課題共有や課題解決に向けた取り組みが実施されにくい。
- 成果が出ている活動もある。

## (2) 専門職の抱える課題・問題について

- 制度の狭間のケース等への対応。(対応するサービスがない等)
- 支援・介入を拒否する人への対応。
- 多分野との連携が必要なケースへの対応。
- 他主体との個人情報の共有・個人情報保護に関する運用。
- 身寄りのない人への対応。
- 専門職のスキル不足、専門職の人員不足。
- 地域との連携・協働が必要。
- 多職種での連携が必要。

## (3) 専門職と地域との連携・協働について

### 地域の担い手や地域住民との連携や協働の状況

- 障害分野、子ども・子育て分野、生活困窮については個別ケースでの連携はある一方、地域全体との連携ニーズはあるものの、あまり進んでいない。
- 高齢分野では地域との連携が進んでいる。
- 地区単位での専門職・地域との連携に向けて、地区担当者会議を開催している地区がある。
- 社協では地域の多様な主体と連携した取り組みを展開している。

### 専門職が地域の担い手や地域住民と連携・協働を進めるために必要な条件・環境

- 地域と専門職がそれぞれの役割・支援内容を認識・共有できる場・仕組みづくりが必要。
- 地域との連携に向けたコーディネート等を社協に期待。
- 専門職間の連携(多職種の連携)が必要。
- 地域で課題を共有し、解決策・将来像などを検討する場・機会が必要。
- 地域住民や地域の担い手などに専門機関・相談窓口を知ってもらい、つないでもらうための周知啓発などが必要。
- 地域での既存の活動などを活用したアプローチが必要。
- 地域での連携・取り組みを進めるための庁内連携。

## 4. 地区懇談会からみる大和郡山市の現状

### 地区懇談会の実施概要

参加者	○公募市民(市民アンケート、地域の回覧等で募集) ○地区社会福祉協議会に参加する団体の関係者 ○参加者数 計 207 名
開催地区	昭和地区、筒井地区、平和地区、西田中地区、郡山北地区、郡山南地区、 郡山西地区、片桐地区、治道地区、矢田地区(全 10 地区) ※開催日程順
開催の目的	地域福祉活動の担い手が地域の「現状」を知り、「理想の地区の姿」とともに、「理想の地区の姿を実現するために必要な資源・取り組み」などを検討整理する。 ⇒検討した結果を次期地域福祉計画・地域福祉活動計画策定の基礎資料とする ⇒関係者が将来像や必要な取り組みを共有し、今後の地域での活動につなげてもらう ⇒市民の困りごとを解決する地区社会福祉協議会の活動に向けて、関係者の意識醸成を図る

### ◆地区懇談会の流れ

1. オープニング	○開会のあいさつ      ○懇談会の目的や進め方の説明
2. 地域福祉や大和郡山市・該当地区の地域福祉を取り巻く現状について説明	○地域福祉計画・地域福祉活動計画の概要などについて説明 ○統計データや市民アンケート調査結果からみえる市の現状について説明
3. 参加者交流	○グループ内で自己紹介
4. グループワーク1 5年後の理想の地区の姿	○5年後の理想の地区の姿について意見を出しあう ⇒出した意見をグループ化し、関係性やポイントを整理 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">■この地区で生活をしていく中で、福祉・地域活動を進める中で、どんなことができる地区だとよいか？ 地区がどうなっていたら、より幸せに暮らせるのか？</div>
5. グループワーク2 5年後の理想の地区の姿を実現するためにできること	○5年後の理想の地区の姿を実現するためにできること ⇒「すぐに(1～2年)」「ぼちぼち(3～4年)」 「じっくり(4年～)」で整理 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">■自分でできることは？ 地域でできることは？ ■「誰がするのか」できるだけ主語を明確に</div>
6. 各グループの発表と総括	○各グループの代表者による報告(3分厳守) ○懇談会全体のふり返り ○閉会のあいさつ、アンケートの協力依頼



グループワーク前の勉強会



## 地区懇談会の結果概要

### グループワーク1 「5年後の理想の地区の姿」

1. 「つながり・助け合い」「交通・買物」「集まる・交流する場」「安心・安全」「地域活動やイベント」については、多くの地区でテーマとして挙げられており、具体的な理想像も出ていることから、参加者の中で関心・問題意識が高いことがうかがえる。

- 参加者からは地区の現状として、「特に子どもや若い世代があいさつをしなくなっている」という意見が出ている。そのような中で、「つながり」や「支えあい」へのきっかけとして、「あいさつ」がキーワードとして多くの地区で挙がっている。
- つながり・助け合いについては、「見守り」「声かけ」など、日常生活で無理なくできる、ちょっとした支えあいができる地区が理想として多く挙げられている。
- 交通・買物については、「コミュニティバス」や「移動や買物のボランティア」など、具体的なイメージも多く挙がっている。
- 集まる・交流する場については、単なる集まり・交流の場ではなく、「楽しく」「たくさん」「気軽に」「誰もが」などが、キーワードとして多く挙がっている。
- その他、「徒歩圏内」「趣味が楽しめる」「飲食ができる」「自由に入出入りできる」「子どもから大人まで」といった具体的なイメージが出ており、単に集まるだけではなく、趣味や食事の時間を多世代で共有することが重要視されていると考えられる。
- 安心・安全については、主に災害や防犯、交通安全に関することが挙げられており、特に災害時における地区での対応については、「歩いて行ける避難所がある」「災害時の役割が決まっている」などの具体的なイメージも挙がっている。多くの参加者が日頃から地域における災害時の対応について、関心や問題意識をもっていることがうかがえる。
- 既存の地域活動については「継続」「活性化」、新しい地域活動については「たくさん」「毎日」「世代を超えて」「誰もが」というキーワードが多くみられる。地区で地域活動が選択できることや、年に数回ではなく頻繁に地区でイベントがあること、高齢者だけではなく様々な世代と交流できることなどが、理想とされていると考えられる。
- また、参加者からは、地区の現状として「地域での活動に参加したい、地域に貢献したい、特技や技能、経験などを活かしたいという人は地域にある程度いるが、活躍できる場・機会がない」という意見もあった。

2. 「子ども」「若者」「多様な世代」がテーマとしてもキーワードとしても多く挙がっており、「5年後の理想の地区の姿」の実現のための重要な視点となっている。

- 参加者からは、地区の現状として「子どもと関わる機会がない」「若者が地域に関わらない」などの声も挙がっていたことから、様々な世代との交流やつながりが求められていることがうかがえる。
- また、ワークの中では「地域活動において、若い世代の担い手の確保・育成が難しい」といった地区の現状も述べられており、地域の新たな担い手を考える上でも、次世代との関わりやつながりを育成することが重要視されていることがうかがえる。
- 「登下校時の見守り」や「地域の大人が子をほめる」などといった、具体的な子どもたちとの関わり方や、「子ども会」「リトルリーグ」「子ども食堂」といった、既存の資源を活かした地区の姿も挙げられている。
- 一部の地区では、障害者や外国人、生活困窮者など、地域において何かしらの生きづらさを抱えている人たちに関する意見が挙げられている。

3. 話し合いの過程や出てきたキーワードにおいて、各地区の特徴や差がみられる。

- 新興住宅地と旧村地域が混在している地区や、マンションの多い地区など、地区の地理的環境や居住環境によって、特徴的なキーワードや問題意識がいくつかみられた。
- 「つながり」というテーマをみると、新興住宅地と旧村地域が混在している地区では新旧住民の関わりや、新旧住民が交流できる機会などが、理想の地区像として挙げられている。また、マンションの多い地区では、異なるマンションの住民との関わりがないことや、同じマンションの住民であっても関わりが薄れてきていること、マンションの集会所などが有効に使われていないことなど、マンション特有の意見が挙げられている。
- 一方で、交通や買物については、地区の地理的環境によって不便さや優先度に違いがあると考えられるものの、すべての地区のいずれかの班からテーマとして挙がっていたことから、市全体の課題となっていることがうかがえる。



KJ法を使ったグループワーク

グループワーク2 「5年後の理想の地区の姿を実現するためにできること」

ポイント	主なアイデア(★は複数あったアイデア)
<p><b>まずはすぐにはできることから</b></p> <p>まずは自分ができることから始める。また、「お土産」「回覧板」など、ちょっとしたアイテムをきっかけに、地域の「つながり・助け合い」を育成していく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★まず参加する</li> <li>★集まりの場に行く時、買物に行く時に、友だちに声をかけて行く</li> <li>★あいさつ(その後、あいさつ月間を決めても良いかも)</li> <li>★公園や道にベンチを置く</li> <li>●ご近所に旅行のお土産をもっていく</li> <li>●大人同士があいさつをして、子どもに見せる</li> <li>●違うマンションの住民があいさつをする            など</li> </ul>
<p><b>地域を調査する</b></p> <p>地域はどんなことに困っているのか。誰が、何を求めているのか。まずは地域で調査をやってみる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★地域住民へのニーズ調査</li> <li>★困っている人が何をしてほしいのか把握する</li> <li>●子どもや若者の声を聞く場を設ける</li> <li>●ゴミ出し等ができなくなっている家庭を把握する            など</li> </ul>
<p><b>既存の資源の有効活用</b></p> <p>理想の地区の姿で多く出ている「集まる・交流する場所」をつくるために、今ある施設を活用する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★空き家の調査⇒活用</li> <li>★公園でラジオ体操をする</li> <li>●集会所を雨の日に子どもが遊べる場所にする</li> <li>●土日の学校の運動場の利用</li> <li>●公民館を普段から活用できるようにする(カフェ、ミニ図書館など)            など</li> </ul>
<p><b>今ある物を柔軟にする・工夫する</b></p> <p>今行っている活動をさらに充実させていく、増やしていく。また、活動の内容や考え方を工夫し、より多様な人に参加してもらえるようにする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●今行っている地域活動を、若い人も参加しやすいように夜にする</li> <li>●年2回のクリーンキャンペーンを月1回にする</li> <li>●地域のサロン活動を発展させ、子ども(地域)食堂にする</li> <li>●ろう者も参加できるサロンを開く。サロンで簡単な手話を覚える</li> <li>●集まりがあれば、そのあとお茶などを飲んで、サロンの開設につなげる            など</li> </ul>
<p><b>ボランティアの育成・組織化</b></p> <p>担い手が不足していることも踏まえて、担い手を育成していくことが期待される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★ボランティアポイント制度の導入検討</li> <li>●(1年以内)町内で便利屋をつくる会発足 ⇒(2~3年)町内で便利屋をつくる ⇒(4年~)便利屋が活動している</li> <li>●移動支援のボランティア集めとして、運転できる人を調査する</li> </ul>
<p><b>巻き込む・つながる</b></p> <p>より多様な世代・立場の人に参加してもらうために、様々な組織・団体と連携し、活動にどんどん多様な主体を巻き込んでいく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校、PTA からつながって、子どもの地域活動・行事への参加につなげる</li> <li>●老人会と子ども会でイベントを共有する</li> <li>●呼びかける時に、学校や社協に協力してもらう</li> <li>●高齢サロンと保育所の交流</li> <li>●地区内で活動するサロンの交流会を開催</li> </ul>
<p><b>情報の発信・交換を工夫する</b></p> <p>インターネットや回覧を利用した情報発信や、地域新聞等の新たな媒体の活用で、地域の活動を発信していく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★自治会のホームページをつくる</li> <li>●全戸にお知らせチラシを配る</li> <li>●得意なこと・困っていることを書く掲示板をつくる</li> <li>●ITに強い自治会の支援者を募る</li> <li>●地域新聞の発行</li> <li>●月1回体操を行っているのを自治会の回覧で流してもらう</li> </ul>

ポイント	主なアイデア(★は複数あったアイデア)
<p><b>一人ひとりが役立てる・活躍できる</b></p> <p>一人ひとりが「役割」をもち、地域の中で、特技や経験を活かすことのできる場をつくっていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★地域のお年寄りが子どもたちに歴史を話す機会を設ける</li> <li>●集会所などで、それぞれがもっている特技を発揮できる場をつくる</li> <li>●自治会でボランティア活動のできる方を募り、名簿をつくる</li> <li>●寺社で寺子屋(自分のできることを教える)</li> </ul>
<p><b>楽しむ</b></p> <p>「楽しくないと、人は集まらない」、「担い手も楽しくないと続かない」ため、参加者、担い手問わず楽しむことができるイベントを考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★お茶会、お食事会をする                      ★盆踊りをする</li> <li>★みんなでカラオケできるイベントをたくさんする</li> <li>★みんなでバーベキューをする</li> <li>●地区の運動会を企画する</li> <li>●集会所に季節の飾りつけをする(ひなまつり、クリスマスなど)</li> <li>●既存の行事を役員自身が楽しんでやる</li> <li>●地域のトルリーグ、バスケットボールで優勝する                      など</li> </ul>
<p><b>想像を膨らます</b></p> <p>「全員参加する」「音楽を流す」「天守閣を建てる」…など、すぐにはできなくても、「いつかできたら」ということを、自由な発想で考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地区独自で、全員参加の行事をやってみる</li> <li>●街路に音楽を流す</li> <li>●地域のサロン等、出資してオーナーになる</li> <li>●郡山城の天守閣を建てる</li> <li>●銭湯、ジムを始める</li> <li>●家で読まない本を集めて、集会所で管理し、図書館をする</li> </ul>
<p><b>外部・行政の力を借りる</b></p> <p>すべて地域でできるわけではなく、できないことに力を貸してもらうことも必要。地域の多様な主体や外部の組織に協力を求める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●NPO に世話役をしてもらう</li> <li>●市と社協が大きな施設をつくる(ホール、会議室)</li> <li>●地域のお店の店長に、子ども食堂を提案</li> <li>●サロンの場に図書館の司書の人に来てもらう</li> <li>●URと協力して、空き家を利用する</li> <li>●交流づくりのきっかけを行政につくってもらう</li> </ul>
<p><b>無理はしない</b></p> <p>地域の担い手が不足する中、担い手それぞれの負担も増大している。活動の見直しやできない人に無理にさせないことが大切。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●できない(体力や時間的に)人にはさせない</li> <li>●活動の内容を見直して負担を減らす</li> </ul>
<p><b>5年後を見据えて</b></p> <p>目標を「設定」「共有」し、それに向かってステップアップしていけるよう、5年後どうなっているか、どうしたいのか、具体的なイメージをもつ、共有する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●5年後に進捗具合をみんなでチェックする</li> <li>●5年後に活動発表会をする</li> <li>●5年後を楽しみにする</li> </ul>

## 5. 現状と課題

各調査等の結果から、大和郡山市の地域福祉を推進するにあたっての現状と課題は以下のとおりです。

### 現状と課題1 近所づきあいの希薄化・地域への関心の低下がみられる。

- 10年前と比較して、親密な近所づきあいをする人は減少している。
- 若い世代や新住民では、特に親密な近所づきあいをする人が少なく、今後さらに近所づきあいが希薄化する可能性がある。
- 障害のある人がいる世帯では、他と比べて地域とのつながりが弱い傾向がある。
- 地域では、近所づきあいの希薄化とともに、住民の地域福祉への関心・意識の低下が課題となっている。

### 現状と課題2 近所づきあいや地域での助け合いを必要と思う人は多い。

- 近所づきあいの中で何らかの手助けがほしい人は、年齢に関係なく多い。一方で、手助けができると考えている人も年齢に関係なく多い。特に、災害時・緊急時の支援、災害時・日常時の安否確認は、ニーズも多く、手助けができるという人も多い。
- 親密な近所づきあいは希薄化している一方で、親密な近所づきあいを理想とする人は多い。
- 年齢に関係なく多くの人が、住民同士の自主的な助け合いを必要と思っている。

### 現状と課題3 地域活動に関心はあるが、参加できていない人が半数を占めており、担い手となり得る人はいる。

- 年齢に関係なく半数の人が、地域活動に関心はあるが、参加できていない状態。
- 関心はあるが参加できていない人が、地域活動に参加するためには、情報発信、気軽に参加できる環境・仕組みの整備、一緒に活動する仲間などがポイントとなっている。
- 地域活動に参加したい、地域で活躍したいという人はある程度いるが、活動にはつながっていない。

### 現状と課題4 地域の担い手や地域活動、福祉に関するサービス・制度などが多くの住民に普及していない。

- 地域の担い手や地域での活動などは、高齢者には知られているが、若い世代には知られていない傾向にある。
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業、避難行動要支援者制度は、支援を必要とする人でも認知が十分とは言えない。

**現状と課題5** 地域で支援が必要な人、生きづらさを感じている人が増加している。

- 各種障害者手帳所持者、生活保護世帯、高齢者ひとり暮らし世帯など、支援が必要な人が地域で増加傾向にある。
- 児童・高齢者に対する虐待の相談件数は増加傾向にある。
- 社会的孤立状態にある人や複合的な課題を抱える世帯、支援・介入を拒否する人等が増加している。
- 日常生活での不安・悩みでは、自分や家族の健康、老後、介護、災害や経済的なことが多い。また、相談先は家族・親族、友人・知人が多く、地域の担い手や各種専門機関は少ない。
- 地域のつながりが弱体化している中で、これらの人々が支援を求めているにもかかわらず、潜在化してしまう可能性がある。

**現状と課題6** 災害時の支援、防災に対する関心が高まっている。

- 地震などの災害を不安に思っている人や、災害時の支援を必要と考えている人が比較的多い。
- 地域福祉を推進していく上で災害時の支援の充実が重要と考えている人も比較的多い。
- 災害時の支援等への関心は高いものの、防災訓練等への参加や避難行動要支援者制度の認知は十分とは言えない。
- 地域の担い手などでは、災害時の支援の充実が今後の大きな課題となっている。

**現状と課題7** 権利擁護支援の必要性が高まっている。

- 各種障害者手帳所持者、高齢者ひとり暮らし世帯などの増加や身寄りのない高齢者、認知症の人等への対応が課題となっており、権利擁護支援に関するニーズが増加することが予想される。
- 一方で、成年後見制度など権利を守るための仕組みに関する認知状況は十分とは言えない。

**現状と課題8** 地域活動では新たな担い手の確保・育成と、既存の担い手への支援が課題となっている。

- 若い世代で地域活動に無関心な人が多いが、その一方で、年齢に関係なく半数の人が、地域活動に関心はあるが、参加できていない状態にある。
- 地域活動では、新たな担い手の確保・育成が喫緊の課題となっている。
- 地域活動では、担い手の高齢化や負担の増大などが喫緊の課題となっている。
- 担い手となり得る人を活動につなげるための受け皿・仕組みづくりとともに、受け入れる側（既存の活動者）の意識づくり等が必要となっている。
- 自治会や子ども会、老人クラブの会員数等は減少傾向にある。

**現状と課題 9** 制度の狭間や複合的な課題への対応が困難となっている。

- 支援が必要な人、生きづらさを感じている人が増加する中で、相談支援の専門職（専門機関）では、制度の狭間のケース等への対応、支援・介入を拒否する人への対応、複合的な課題を抱える世帯等への対応が大きな課題となっている。
- 社会的孤立状態にある人や複合的な課題を抱える世帯については、ひとつの専門機関だけでは対応ができないケースがみられ、援助・支援の方法についての悩み・苦勞・不安も多い。

**現状と課題 10** 地域の担い手・活動団体・専門職などの各主体間の連携・つながりは十分とは言えない。

- 地域では個別ケースの連携や担当者の個人的なつながりを基盤とした連携は多くある。
- 地域ケア会議など、地域を基盤とした多様な主体の連携の場はある。
- 地域の担い手・活動団体間をはじめ、担い手・団体と専門職、専門職間、分野間を横断するような連携体制の構築が課題となっている。
- 地域の担い手・活動団体・専門職について、それぞれの存在、活動内容、役割などの認知・認識ができていないケースがある。

**現状と課題 11** 地域の担い手・活動団体・専門職では各主体間での連携ニーズが強い。

- 個別ケースへの対応や地域課題の解決に向けて、各主体間が相互に役割等を認識し、連携していくことが必要となっている。
- 地域の担い手・活動団体間をはじめ、担い手・団体と専門職、専門職間、分野間を横断するような連携体制の構築が課題となっている。（再掲）
- 地域で多様な主体が、現状・課題を共有し、解決策や将来像（目標）を協議する場・機会が必要となっている。

**現状と課題 12** 地域での情報共有、情報把握、支援活動に向けて「個人情報保護」が壁となっている。

- 個人情報保護の影響で、地域で支援が必要な人の情報把握や、支援活動がしづらくなっている。
- 地域の担い手・活動団体間をはじめ、担い手・団体と専門職、専門職間での個人情報の共有や個人情報保護に向けた運用が課題となっている。

**現状と課題 13** 地区によって地域福祉を取り巻く現状・課題などが異なる。

- 地域住民の地域への関わり方・意識などは地区によって異なる。
- 地域福祉を取り巻く現状・課題、地域活動・地域の担い手の状況、地域福祉に関する資源などは地区によって異なる。
- 地域福祉の推進にあたっては、全市レベルの取り組みとともに、地区レベルの現状・課題を踏まえた活動の推進・支援についても検討が必要となっている。

大和郡山市の地域福祉を取り巻く現状と課題などから、本計画の方向性を整理すると以下のようになります。





## 第3章 計画の基本理念と基本目標

### 1. 基本理念

本市ではこれまで、地区社会福祉協議会(以下、「地区社協」という)をはじめ、多様な主体が中心となり、地域において見守りや交流づくりに関する取り組みが展開されており、地域福祉を推進するための基盤となっています。また、高齢者、障害者、子どもなどの各分野においても、地域と連携しつつ、相談支援体制を構築・強化してきました。

しかし、少子高齢化および人口減少の進行などにより、家庭や地域で課題を解決する力が弱まる一方で、不安や悩みを抱え、生きづらさを感じる人が増加しており、制度の狭間や複合的な課題への対応が急務となっています。

このような中、今後、誰もが住みなれた地域で自分らしく暮らしていくためには、「支え手(担い手)」と「受け手」に分かれるのではなく、あらゆる市民が全世代で地域に関わり、地域を担っていくことが求められています。また、市民一人ひとりのもとより、地域で活動する個人・組織や事業所、福祉関係者、市社協、市がそれぞれで取り組みを進めていくのではなく、みんながしっかりとつながって、地域福祉を推進していくことが重要となります。

本計画では、このような本市の現状・課題や、市民の思いなどを踏まえ、地域福祉を推進することでめざすべきまちの姿を「世代を超えて みんながつながり 支えあうまち 大和郡山」と設定し、基本理念とします。

**世代を超えて みんながつながり 支えあうまち 大和郡山**

## 2. 基本目標

### 基本目標1 誰もが支えあい、助けあえる地域づくり

大和郡山市には、各地区に8つの地区社協があり、福祉活動への理解促進や住民相互の支えあい活動、地域の安全を守る活動など、地区の特色に応じた様々な活動を展開しており、本市で地域福祉を推進していくための重要な基盤となっています。

しかしながら、近所づきあいの希薄化や地域への関心の低下も進んでおり、地域には、支援が必要な人、生きづらさを感じる人も多くなっています。また、地域活動の新たな担い手不足や、既存の担い手の高齢化・負担の拡大なども進んでおり、これまでの活動だけでは、地域で暮らす人や地域全体が抱える生活課題・福祉課題に対応していくことが難しくなりつつあります。

さらに、近年日本全国で多発する自然災害などを背景に、本市でも、災害に対する不安や災害時の支援に対するニーズなどが高まり、地域での災害時対応について検討が必要となっています。

今後は、まずは、市民一人ひとりが、「地域」「福祉」を我が事として捉え直すための意識づくりに取り組みます。また、「支え手(担い手)」と「受け手」が固定されない、誰もが活動・活躍できる機会づくりを進めます。

そして、市民をはじめ、地域に関係する多様な主体が、地域で出会い、交流し、地域の課題について共有・協議し、連携・協働して課題解決を図っていくことで、地域主体の課題解決力を育み、「誰もが支えあい、助けあえる地域づくり」を積極的に展開します。

### 基本目標2 包括的な支援体制づくり

地域で支援が必要な人、生きづらさを感じる人が多くなる中、制度の狭間や複合的な課題への対応が喫緊の課題となっており、これまでの分野・制度別、年齢別の縦割りであった支援を、当事者を中心とした支援に転換していく必要があります。

また、ひとり暮らし高齢者の増加や認知症の人の増加、障害のある人の地域生活への移行が予測される中で、権利擁護支援体制の強化が不可欠となっています。

今後は、周囲の人、地域の人が、支援が必要な人などのSOSに気づき、必要な支援にしっかりとつないでいくために、身近な地域での見守り体制・相談機能の充実を図ります。また、分野を超えた相談支援機関の連携体制を整備し、大和郡山市での重層的なセーフティネットの構築をめざします。

さらに、地域ケア会議など既存の会議体などを基盤に、専門職による多職種連携や専門職と地域との顔の見える関係づくりを「システム」として構築していくことで、「包括的な支援体制づくり」を効果的に展開します。

なお、「包括的な支援体制づくり」にあたっては、庁内における関係各課等との情報共有・連携体制とともに、市と地域福祉の中核を担う市社会福祉協議会との連携体制の構築・強化が必須となります。

## 第4章 施策の展開

基本理念の実現に向けた2つの基本目標を踏まえ、大和郡山市で地域福祉を推進していくための取り組みの体系を以下に整理します。

基本目標	基本施策	取り組みの方向
1 誰もが支えあい、 助けあえる 地域づくり	1. 地域や福祉への意識づくり	1) 地域や福祉に関心をもつ機会の提供 2) 福祉教育・学習の推進
	2. 誰もが気軽に集い、出会い、 交流できる機会・居場所づくり	1) 多様な出会い、交流の機会づくり 2) 地域で気軽に集える居場所づくり
	3. 誰もが地域で活動・活躍できる 仕組み・機会づくり	1) 既存の担い手・活動団体等への支援 2) 新たな担い手・活動団体等の発掘・育成と連携
	4. 地域で多様な主体が協議し、連携・協働できる仕組みづくり	
	5. 安全に安心して暮せる環境づくり	1) 災害時等における要支援者への支援体制づくり 2) 防犯対策の推進 3) 生活環境の整備
2 包括的な 支援体制づくり	1. 地域での見守り体制・相談機能の充実	
	2. 相談支援機関の連携体制の構築・ 強化	1) 各分野での相談支援機能の強化 2) 分野横断型の支援体制の構築・強化
	3. 権利擁護支援体制の強化	1) 権利擁護の支援に関する取り組みの充実と 周知・利用促進 2) 虐待やDVの防止と早期発見・対応の徹底

### 基本施策・取り組みの方向ごとの記載について

地域福祉を推進するにあたって、本章では、基本施策・取り組みの方向ごとに、市民、地域・福祉関係者、市社会福祉協議会、市の役割を整理しています。

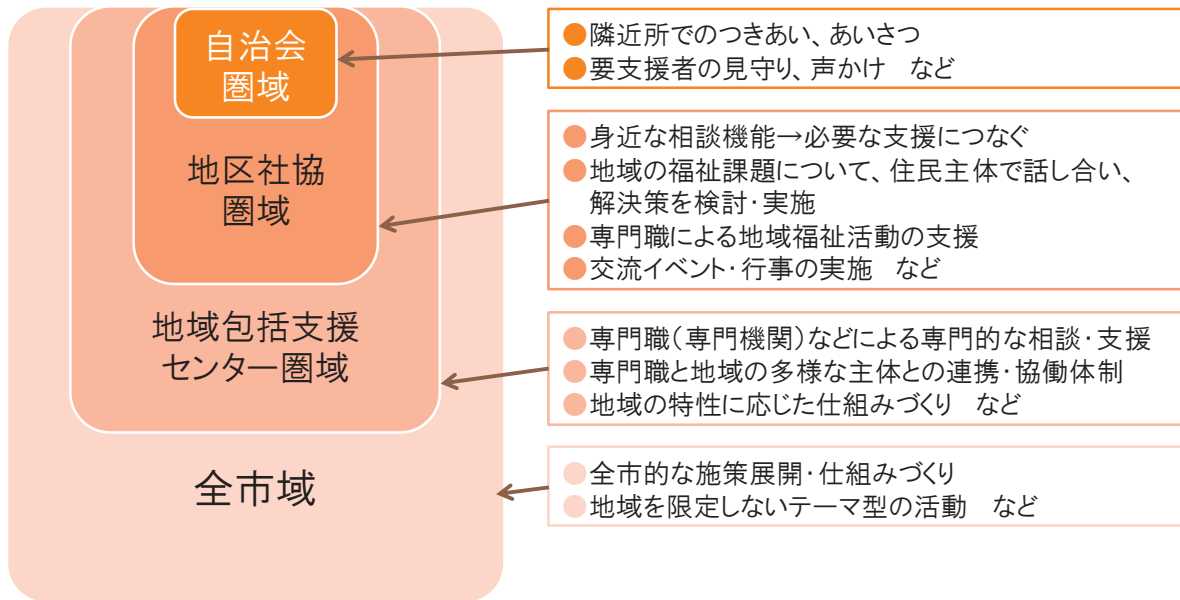
主体	定義
市民	大和郡山市で生活するすべての人のことで、地域に住む人とともに、市内の学校・会社に通学・通勤する人
地域・ 福祉関係者	「地域」は、地区社協、自治会、老人クラブ、子ども会など地域単位で活動する組織・団体や、民生委員・児童委員、民間の事業所・商店、NPO、市民活動団体など 「福祉関係者」は、福祉サービスを提供する事業者（社会福祉法人・民間企業）、福祉関係のボランティア団体、当事者組織、グループ・サークルなど福祉に関わる人・団体
市社協	大和郡山市社会福祉協議会
市	大和郡山市

また、市民と地域・福祉関係者の役割(できること)については、本計画策定にあたって実施した各種アンケート調査やヒアリング調査、地区懇談会の内容、市社会福祉協議会と市の役割(取り組み)については、市社会福祉協議会内及び庁内各課でのヒアリング等で把握・調整した取り組みを整理したものです。

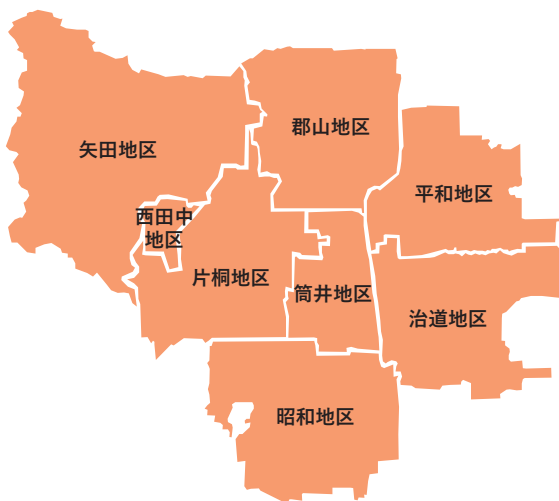
## 圏域の考え方について

地域福祉における「地域」には、自治会の範囲、地区社協の活動範囲など、様々な捉え方があります。

より効果的に地域福祉に関する取り組みを展開できるよう、本計画では以下の4つの圏域を設定し、それぞれの圏域に応じた取り組みを推進するとともに、状況に応じて適切かつ柔軟に連携を図ります。



【地区社協圏域】



【地域包括支援センター圏域】



## 基本目標 1 誰もが支えあい、助けあえる地域づくり

### 基本施策 1 地域や福祉への意識づくり

#### 1) 地域や福祉に関心をもつ機会の提供

近所づきあいの希薄化や、地域や福祉への関心の低下がみられる中で、市民一人ひとりが大和郡山市全体や自分が暮らす地域に関心、愛着をもち、自分や家族が暮らす地域について考えるきっかけになる機会を提供していきます。

また、福祉分野に限らず、教育、産業、文化芸術、健康づくりなど多様な分野での地域における活動と連携し、地域や福祉を「我が事」として捉えられるような意識づくりに取り組みます。

##### 市民が取り組むこと

- ◆ 隣近所や地域であいさつや声かけを行いましょう。
- ◆ 中高年者は地域に伝わる歴史、伝統文化などを次の世代に伝えましよう。また、若年者は、自分の暮らす地域の歴史、伝統文化などに関心をもちましよう。
- ◆ 市や地域のイベント、行事、活動などに興味・関心をもち、家族や友人などを誘って参加してみましよう。

##### 地域・福祉関係者が取り組むこと

- ◆ 隣近所や地域であいさつや声かけを促進しましよう。
- ◆ 市民が地域に関心・愛着がもてるようなイベント、行事、活動を検討し実施しましよう。また、それらの活動等を市民に知ってもらうためにも、積極的かつ効果的なPRに努めましよう。

##### 市社協が取り組むこと

- ◆ 地区社協による身近な地域でのイベント、行事などを支援し、地域への関心・愛着を育てます。
- ◆ ボランティア講座やボランティアまつり、社会福祉大会など様々な機会を活用し、福祉に関する意識づくりを推進します。
- ◆ 社協だよりやホームページなど多様な媒体を活用し、様々な世代を対象に福祉に関する情報発信や意識づくりを推進します。

##### 市が取り組むこと

- ◆ 市民が大和郡山市や地域に関心・愛着をもてるようなイベント、行事などを開催します。
- ◆ 歴史・文化や健康づくり、スポーツなど様々な分野で、市民の交流促進をはじめ地域や福祉への意識づくりにつながる取り組みを推進します。
- ◆ 様々な広報活動などを通じて、地域や福祉に関する情報提供・発信を行います。

## 2) 福祉教育・学習の推進

地域福祉を推進していくためには、まずは一人ひとりが地域や福祉、人権に関する正しい知識・認識をもつことが非常に重要となります。

学校教育や社会教育などライフステージに応じた多様な場・機会を活用し、子どもから大人、高齢者が生涯にわたって継続的に福祉や人権に関する教育・学習に取り組める環境を整備します。

### 市民が取り組むこと

- ◆ 地域や福祉、人権に関する学習会・研修会に積極的に参加し、地域や福祉、人権に関する知識・認識を高めましょう。
- ◆ 年齢、性別、障害の有無、国籍等に関わりなく様々な人々と交流できる場・機会に積極的に参加しましょう。

### 地域・福祉関係者が取り組むこと

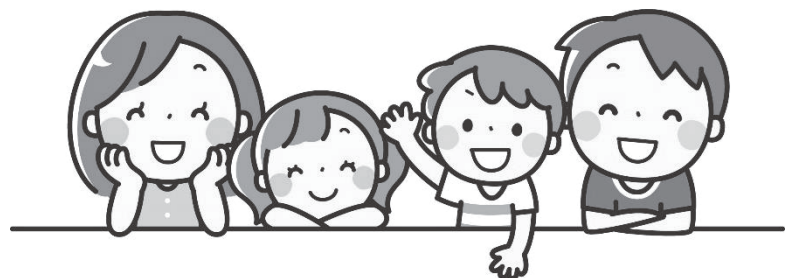
- ◆ 福祉教育・学習や人権教育の活動に参加・協力するとともに、地域福祉の担い手・福祉関係者として福祉や人権を正しく理解し、活動に活かしましょう。
- ◆ 市社協や市等と連携しながら既存の地域活動やイベント、行事などを活用し、福祉教育・学習や人権教育を推進しましょう。

### 市社協が取り組むこと

- ◆ 小中学校や地域等における福祉教育・学習について、講師・ボランティアの派遣などを通じて多面的に支援します。
- ◆ 子どもや学生の福祉教育の機会づくりに取り組みます。
- ◆ ボランティアや老人福祉センターの活動等を通じて、福祉教育・学習や人権教育を推進します。

### 市が取り組むこと

- ◆ 小中学校において福祉体験やボランティア体験などを取り入れた福祉教育を推進・拡充します。
- ◆ 市民の人権に対する理解・認識を深めるための人権教育・啓発を推進します。
- ◆ 身近な地域で福祉や人権に関する学習機会を提供するとともに、情報提供・発信を行います。



### 1) 多様な出会い、交流の機会づくり

近所づきあいが希薄化する一方で、気軽に相談できたり、立ち話をしたりする人がいるという親密な近所づきあいを理想とする人も多くいます。

市民一人ひとりが、地域において様々な人々に出会い、交流・つながりがもてるような「きっかけ」となる機会づくりを推進します。

#### 市民が取り組むこと

- ◆ 隣近所や地域であいさつや声かけを行きましょう。
- ◆ 地域の交流の場や活動などに興味・関心をもち、家族や友人などを誘って参加してみましよう。
- ◆ 自分が参加した交流の場・活動などを周囲の人に紹介し、地域と関わりをもつための「きっかけ」を広めましよう。

#### 地域・福祉関係者が取り組むこと

- ◆ 地域住民が気軽に参加でき、地域と関わりをもつための「きっかけ」となるような取り組みを検討し、身近な地域で多様な出会いと交流の機会づくりを推進しましよう。
- ◆ 地域の交流の場や活動に関する積極的かつ効果的な情報提供・情報発信に取り組みましよう。
- ◆ 社会福祉法人は地域貢献事業などを通じて交流の機会づくりを支援しましよう。

#### 市社協が取り組むこと

- ◆ 地区社協による世代間交流など地域で活動する組織・団体の取り組みを支援し、住民同士の交流の促進を図ります。
- ◆ 障害者団体などが主催する各種事業を支援します。
- ◆ 高齢者や障害者、ひとり親家庭などが地域の中で交流できる機会づくりを推進します。

#### 市が取り組むこと

- ◆ 子育て世代の交流や親子のふれあい、子どもを中心とした多世代交流・地域住民との交流などを促進します。
- ◆ 高齢者の社会参加や生きがいづくり、介護予防などにつながる取り組みを充実します。
- ◆ スポーツ活動や趣味活動など多様な分野における地域での交流を促進します。
- ◆ 地域で活動する組織・団体をはじめとする多様な主体による地域における交流の機会づくりに関する活動等を支援します。

## 2) 地域で気軽に集える居場所づくり

地域でのつながりを促進するとともに、支えあい、助け合いを活性化していくためには、身近な地域で多様なニーズをもつ市民が、気軽に、定期的・継続的に集うことができるような居場所が必要となります。

「誰でも集うことができる居場所」や「対象を明確にした居場所」など地域における居場所の選択肢を増やしていくとともに、既存施設などの有効活用を通じて居場所づくりを支援します。

### 市民が取り組むこと

- ◆ 身近な地域の居場所などを知り、必要に応じて気軽に活用しましょう。
- ◆ 身近な地域の居場所などを周囲の人に紹介しましょう。
- ◆ できる範囲で居場所づくりや運営などに参加・協力しましょう。
- ◆ 既存施設や空き家などを活用した地域の居場所づくりに理解を深め、協力しましょう。

### 地域・福祉関係者が取り組むこと

- ◆ 地域の居場所の目的・意義などについて理解を深め、地域の現状・課題などを踏まえた居場所づくりに取り組みましょう。
- ◆ 現在取り組んでいる、居場所づくり活動の継続・充実を図りましょう。
- ◆ 社会福祉法人は地域貢献事業などを通じて地域における居場所づくりを支援しましょう。

### 市社協が取り組むこと

- ◆ ふれあい・いきいきサロンや老人福祉センターにおける各種事業、いきいき百歳体操を通じて、高齢者を対象とした居場所づくりを推進します。
- ◆ 障害者の社会参加や交流・情報交換などを促進するための居場所づくりを推進します。
- ◆ 地域食堂など、新たな地域の居場所づくりの運営を支援します。
- ◆ 住民が主体的に支えあい、助けあう活動に取り組んで行けるよう、身近な地域での活動の拠点づくりを推進します。

### 市が取り組むこと

- ◆ 介護予防に向けた住民主体の集いの場や子どもの学習支援の場、在住外国人の交流の場など、地域における多様な居場所づくりを推進します。
- ◆ 学校や公民館、社会教育施設等などの既存施設について、居場所や活動拠点としての有効活用、利用促進を図ります。



### 1) 既存の担い手・活動団体等への支援

地域や福祉の担い手の高齢化や負担の増大が進む一方、地域では、支援が必要な人などが増加しており、地域福祉の推進に向けて、既存の担い手・活動団体への支援が喫緊の課題となっています。

既存の担い手・活動団体が抱える課題・問題を把握しつつ、それらを解決していくための取り組みを促進、支援することで、既存の活動の活性化を図ります。

#### 市民が取り組むこと

- ◆ 既存の地域活動や福祉活動、ボランティア活動などに関心を持ちましょう。
- ◆ 地域や福祉の担い手・リーダーの活動状況や抱える課題・問題などに関心を持ち、一人ひとりができる範囲で活動に協力しましょう。
- ◆ 既に活動に参加している人は、活動内容とともに活動の楽しさやそのやりがいなどを周囲の人に伝えましょう。

#### 地域・福祉関係者が取り組むこと

- ◆ 地域や福祉の既存の担い手・リーダーが抱える課題・問題点などを把握・共有するとともに、解決に向けた検討や仕組みづくりなどに取り組みましょう。
- ◆ 市社協や市などが推進する担い手の交流やスキルアップに向けた活動を積極的に活用しましょう。
- ◆ 既存の活動を多くの地域住民に知ってもらい、関心をもってもらえるよう、また、活動に参加・協力してもらえるよう、積極的かつ効果的な情報提供・情報発信に取り組まましょう。

#### 市社協が取り組むこと

- ◆ 地区社協が取り組む各種事業や地域福祉活動を支援します。
- ◆ 担い手が活動しやすく、地域での支えあい、助けあいを活性化し、市民の困りごとを解決する活動を支援します。
- ◆ ボランティアセンターの運営やボランティア活動者を対象とした講座等の推進などを通じて、既存のボランティア（個人・団体）が活動しやすい環境づくりに取り組みます。

#### 市が取り組むこと

- ◆ 地域や福祉の担い手が抱える課題・問題を把握・共有し、解決策を検討するための場づくり、仕組みづくりを推進します。
- ◆ 地域や福祉の担い手・活動団体が活動しやすいよう支援に取り組みます。また、担い手間及び活動団体間が活動に関する情報交換・共有を進め、相互の交流を促進することができる場・機会を提供します。
- ◆ 民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりに取り組みます。
- ◆ 市民が主体的にまちづくりに参加・参画するための仕組みを通じて、既存の市民活動へ運営支援に取り組みます。

## 2) 新たな担い手・活動団体等の発掘・育成と連携

地域福祉の推進に向けて、既存の担い手・活動団体への支援とともに、活動の継続性等を担保していくためにも、新たな担い手・活動団体の発掘・育成が大きな課題となっています。

一方で、地域には新たな担い手となり得る市民、地域での活動・活躍を望む市民もおり、支援する側と支援される側という画一的な考え方・仕組みから、みんなで担っていくという考え方・仕組みへの転換をめざし、多様な人材・資源の発掘・育成等に取り組みます。

### 市民が取り組むこと

- ◆ 既存の地域活動や福祉活動、ボランティア活動などに関心を持ちましょう。
- ◆ 地域や福祉の担い手・リーダーの活動状況や抱える課題・問題などに関心を持ち、一人ひとりができる範囲で活動に協力しましょう。
- ◆ 自分の興味・関心に合致するような地域活動や福祉活動、ボランティア活動があれば、気軽に参加してみましょう。

### 地域・福祉関係者が取り組むこと

- ◆ 既存の活動などを振り返り、人材確保に向けた現状・課題を把握・共有し、新たな担い手が参加・参画しやすい環境・仕組みづくりに取り組みましょう。
- ◆ 既存の活動などを通じて、地域や福祉の担い手の発掘・育成に取り組みましょう。
- ◆ 市社協・市などの人材発掘・育成に関する取り組みと連携し、新たな人材の受け皿として協力しましょう。

### 市社協が取り組むこと

- ◆ 地区社協活動や、市民の困りごとを解決する活動の新たな担い手・活動主体として、既存会員以外の市民に広く参加・参画を促します。
- ◆ ボランティアに関する情報提供・相談支援や、各種講座・講習会を通じて、新たなボランティアの発掘・育成に取り組みます。
- ◆ 生活支援体制整備事業を通じて、地域におけるボランティア等の生活支援の担い手の発掘・養成等の地域資源の開発やネットワーク化に取り組みます。



## 市が取り組むこと

- ◆ 子育てや介護予防、高齢者福祉、障害者福祉などの福祉分野はもとより、健康づくり、スポーツ、男女共同参画といった様々な分野において、地域活動やボランティア等への意識・関心、ニーズ等を踏まえつつ、活動につながる情報提供・情報発信、新たな人材の確保・育成などに取り組めます。
- ◆ 様々な分野で実施している人材育成等に関する研修・講座を受講した人が、地域で活躍できるよう、既存活動とのコーディネートや新たな活動の立ち上げ等を支援します。
- ◆ 市民が主体的にまちづくりに参加・参画するための仕組みを通じて、新たな市民活動の立ち上げ等の支援に取り組めます。
- ◆ 社会的課題の新たな担い手づくりに向けて、新たな手法・仕組みの活用に向けた検討を推進します。



## 基本施策4 地域で多様な主体が協議し、連携・協働できる仕組みづくり

地域では地区社協や自治会、民生委員・児童委員、専門職をはじめ、様々な主体が地域や福祉に関する活動を展開しています。しかし、主体間の連携・つながりは十分とは言えず、個々の活動では地域の課題解決が難しい中で、連携・協働に向けたニーズが高くなっています。

地域の様々な主体が交流し、地域の課題について共有・協議し、連携・協働して課題解決を図っていくための仕組みづくりに取り組むことで、地域主体の課題解決力を育んでいきます。

### 市民が取り組むこと

- ◆ 一人ひとりができる範囲で、地域の現状・課題などを把握・共有するとともに、その解決策を協議していくための場に参加しましょう。

### 地域・福祉関係者が取り組むこと

- ◆ 地域で活動する多様な主体が、地域の現状・課題などを把握・共有するとともに、その解決策を協議していくための仕組みづくりを進め、課題解決型の活動の展開をめざしましょう。
- ◆ 他組織・団体などの活動目的や役割、できることなどについて相互理解を深めましょう。
- ◆ 地域だけで課題解決が難しい場合など、ケースに応じて、専門職・専門機関はもとよりテーマ型組織（NPO、ボランティア、市民活動団体等）、事業者、地域外の主体などとの連携・協働を図りましょう。

### 市社協が取り組むこと

- ◆ 地域の担い手や地区内の専門職など、多様な主体が課題ごとに集まり、解決に向けて取り組む場・仕組みづくりを推進します。

### 市が取り組むこと

- ◆ 地域ケア会議などの既存協議体の活用、生活支援体制整備事業における地域での協議体設置の取り組みを通じて、地域の多様な主体が現状・課題を共有し、解決に向けて協議を行い、具体的に取り組みを進めていくための場・仕組みづくりに取り組みます。
- ◆ 地域だけでは、また、福祉分野だけでは解決が難しい地域課題などに対応していくため、既存の活動主体と、テーマ型組織（NPO、ボランティア、市民活動団体等）や事業者、地域外の主体などの連携・協働をコーディネートする機能の構築・強化を図ります。

## 基本施策5 安全に安心して暮せる環境づくり

### 1) 災害時等における要支援者への支援体制づくり

近年、全国各地で甚大な被害をもたらす自然災害がしばしば発生しており、災害時の支援や防災等に対する市民の関心・意識が高まっています。

今後、大規模な災害の発生が予測される中で、防災に対する市民の意識づくりとともに、地域における防災力の向上や災害時等に支援が必要な人への支援体制の構築・強化に取り組みます。

#### 市民が取り組むこと

- ◆ 普段から家族で防災の話をするなど、防災意識を高めましょう。また、避難経路や避難場所など防災に関する情報等に注意を払いましょう。
- ◆ 地域で実施される防災訓練等に、家族や友人などを誘って参加してみましょう。
- ◆ 災害時に助けあえるよう、支援が必要な人が身近にいないかを日頃から気をつけ、隣近所や地域であいさつや声かけを行いましょう。

#### 地域・福祉関係者が取り組むこと

- ◆ 災害時に地域で助けあえるよう、隣近所や地域であいさつや声かけを促進しましょう。
- ◆ 地域で自主防災組織づくりを推進しましょう。
- ◆ 地域での防災訓練を実施するとともに、地域住民が参加しやすい防災活動等に取り組みましよう。
- ◆ 市と連携し、災害時に支援が必要な人の把握を進めるとともに、個別計画の作成や避難支援体制の構築・強化に取り組みましよう。

#### 市社協が取り組むこと

- ◆ 災害時に職員が迅速かつ効果的に実践できるよう、災害ボランティアセンター運営マニュアルに基づいて模擬訓練等を行うとともに、マニュアルの見直しを推進します。
- ◆ 関係団体との模擬訓練や研修を通じて、災害時の連携体制を構築し、実際に活動できる災害ボランティアの養成を行います。
- ◆ 災害時に避難行動要支援者の安否確認や避難支援について検討するための社会福祉施設等とのネットワーク体制を構築・強化します。

#### 市が取り組むこと

- ◆ 防災マップの活用などを通じて、市民一人ひとりの防災意識の向上を図ります。
- ◆ 自主防災組織の結成を促進し、継続的な支援に取り組むとともに、平常時からの見守り体制の整備を促進し、地域の防災力の向上を図ります。
- ◆ 災害時避難行動要支援者名簿への登録を促進するとともに、登録者毎に個別計画を作成し、地域との連携による避難支援体制を構築・強化します。
- ◆ 要支援者に配慮した避難所の設置、開設に取り組みます。

## 2) 防犯対策の推進

子どもや高齢者などを狙った犯罪が後を絶たない中、地域での暮らしの安全・安心を守っていくため、一人ひとりの防犯意識はもとより、地域の防犯力の向上を図るとともに、防犯灯などのハード面を整備することで、ソフトとハードの両面で防犯対策を推進します。

### 市民が取り組むこと

- ◆ 犯罪・消費者被害に関する情報等に注意を払い、防犯・消費者被害防止に関する知識と技術を身につけましょう。
- ◆ 防犯・消費者被害防止に向けて、支援が必要な人が身近にいないかを日頃から気をつけ、隣近所や地域であいさつや声かけを行いましょ。
- ◆ 地域における防犯活動に参加・協力しましょう。

### 地域・福祉関係者が取り組むこと

- ◆ 地域で防犯パトロールや子どもの登下校の見守り、交通安全に関する活動に取り組み、地域の防犯力の向上を図りましょ。
- ◆ 地域の様々な活動の場・機会を活用し、防犯・消費者被害防止に向けた意識づくりや情報提供、学習機会の提供などに取り組みましょ。

### 市社協が取り組むこと

- ◆ 地区社協における地域での防犯パトロールや子どもの登下校の見守り、交通安全に関する活動などへの支援、消費者被害等に関する研修などを通じて、防犯対策を支援します。

### 市が取り組むこと

- ◆ 地域団体や警察などと連携を図り、地域における防犯パトロールや多様な見守り活動を推進するとともに、防犯に関する情報発信を行います。
- ◆ 振り込め詐欺や悪質商法などの被害防止に向けて、自治会や警察などの関係機関との連携を図り、消費者被害防止に向けた啓発・広報活動、具体的な対策などに取り組みます。
- ◆ LED 防犯灯や防犯カメラの設置を推進し、地域における防犯体制の強化を図ります。



### 3) 生活環境の整備

誰もが安全に安心して暮していくことができるよう、公共施設や道路などのバリアフリー化やユニバーサルデザインを推進するとともに、日常生活や社会参加等の基盤となる公共交通環境の整備・充実などにも取り組みます。

#### 市民が取り組むこと

- ◆ バリアフリーやユニバーサルデザインなどについて理解・認識を深めましょう。
- ◆ 身近な地域で移動や買い物などで支援が必要な人がいたら、一人ひとりができる範囲で手助けしましょう。

#### 地域・福祉関係者が取り組むこと

- ◆ 移動支援、移動手段の確保、買い物支援など生活環境に関する課題について、解決策を検討し、既存の活動の拡充や新たな活動の創出など、具体的な取り組みを推進しましょう。

#### 市社協が取り組むこと

- ◆ 誰もが円滑に移動することができ、社会参加できるよう、市が実施するハード面のバリアフリーと並行して、心のバリアフリー\*に関する意識づくりに取り組みます。

\*心のバリアフリーとは

差別や偏見など、日常生活の中に存在する心理的な障壁（バリア）をなくしていくこと

#### 市が取り組むこと

- ◆ すべての市民が安全に安心して自立した日常生活を営むとともに、自らの意思で自由に行動し、広く社会に参加することができるよう、公共施設や道路について、バリアフリー・ユニバーサルデザインを取り入れた整備を推進します。
- ◆ コミュニティバスの運行や、交通事業者との連携による鉄道・バス交通の利便性の向上を図ることで、公共交通環境の整備・充実に取り組みます。
- ◆ 地域だけでは、また、福祉分野だけでは解決が難しい地域課題などに対応していくため、既存の活動主体と、テーマ型組織（NPO、ボランティア、市民活動団体等）や事業者、地域外の主体などの連携・協働をコーディネートする機能の構築・強化を図ります。

## 基本目標 2 包括的な支援体制づくり

### 基本施策 1 地域での見守り体制・相談機能の充実

地域では、支援が必要な人などが増加しており、ゴミ屋敷や 8050 問題など、制度の狭間や複合的な課題を抱える人もみられます。そのような人を地域で潜在化・孤立させないよう、身近な地域における「気づき」を促進するとともに、「気づき」を、必要な支援にしっかりとつなぐ必要があります。

地域での見守り体制を充実していくとともに、交流の場や居場所などを活用することで、「気づき」とともに身近な相談機能の充実を図ります。また、地域の担い手と専門機関・専門職等の相互理解と連携を促進します。

#### 市民が取り組むこと

- ◆ 地域で支援が必要な人が増加していることを理解し、「気づき」の感度を上げましょう。
- ◆ 地域で支援が必要な人に気づいた場合は、民生委員・児童委員や地区社協関係者、専門機関、市等に連絡・相談しましょう。
- ◆ 一人ひとりができる範囲で、地域での見守り活動などに参加・協力しましょう。

#### 地域・福祉関係者が取り組むこと

- ◆ 声かけや見守り活動を通じて、支援が必要な人の把握に取り組みましょう。
- ◆ 地域での交流の場・機会や居場所などを活用し、支援が必要な人の把握や相談支援に取り組みましょう。
- ◆ 制度の狭間や複合的な課題、生活困窮や引きこもり、再犯防止に関する取り組みなど、様々な課題やその対応策について理解・認識を深め、それぞれの活動に活かしましょう。
- ◆ 専門機関・専門職等の役割、活動内容などについて理解・認識を深め、必要に応じて、専門機関・専門職等に連絡・相談し、身近な「気づき」を必要な支援にしっかりとつなぎましょう。

#### 市社協が取り組むこと

- ◆ 地域の特性・状況等に応じて、地域住民をはじめ事業所・商店など地域の様々な社会資源と連携した見守り体制を構築・運用します。
- ◆ ひとり暮らし高齢者世帯などを対象に、定期的な見守り活動や緊急時に対応できるネットワークの構築に取り組みます。
- ◆ 身近な地域の「気づき」を必要な支援につなげていくため、「困っている人に寄り添う支援」と「支えあい、助けあえる地域づくりに向けた支援」を推進するコミュニティソーシャルワーク機能を強化します。



## 市が取り組むこと

- ◆ 地域の多様な主体による見守り活動や支援が必要な人を把握するための取り組みを促進、支援します。
- ◆ 要保護児童対策地域協議会や地域自立支援協議会、認知症高齢者等SOSネットワークなどを通じて、対象者毎に関係機関等と連携した地域での見守りネットワークの構築・強化に取り組みます。
- ◆ 地域ケア会議などの既存協議体の活用、生活支援体制整備事業における地域での協議体設置の取り組みを通じて、地域の担い手と専門機関・専門職の相互理解や連携・協働につなげます。
- ◆ 地域の担い手をはじめ地域住民が、身近な気づきを必要な支援につなぐことができるよう地域の身近な場所に相談機関を設置します。また、相談機関においては複合的で複雑な課題に対応できるよう、関係機関の連携体制を構築します。



## 1) 各分野での相談支援機能の強化

多様化・複雑化する課題に対応していくためにも、また、課題・不安を抱える人にしっかりと寄り添い、切れ目のない支援を展開していくためにも、あらゆる分野において相談支援機能を強化します。

### 市民が取り組むこと

- ◆ 各分野での相談支援機能や相談窓口等への理解・認識を深めましょう。

### 地域・福祉関係者が取り組むこと

- ◆ 各分野での相談支援機能や相談窓口等への理解・認識を深め、必要に応じて、連携を図りましょう。
- ◆ 市や市社協、関係機関による各分野の相談支援機能の強化に向けた取り組みに協力しましょう。

### 市社協が取り組むこと

- ◆ 市社協が実施する生活介護事業・児童発達支援事業において、対象者の状況を踏まえた相談支援機能の強化を図ります。

### 市が取り組むこと

- ◆ 地域包括支援センターの相談支援機能の強化とともに、地域ケア会議を通じた地域づくりに取り組み、高齢者に関する相談支援機能の充実を図ります。
- ◆ 障害者相談支援センターを中心に、関係機関等が連携を図り、相談支援体制の充実を図ります。
- ◆ 子育て世代包括支援センターや地域子育て支援センターを中心に、福祉、保健、教育分野の連携を図り、子育て等に関する切れ目のない相談支援に取り組みます。
- ◆ 生活困窮者や困難な状況にある若者、在住外国人、LGBTQの方などを対象とした相談支援機能の強化を図ります。
- ◆ 「誰も自殺に追い込まれることのない社会」をめざし、ひとりで悩みを抱え込まずに相談でき、支援を受けられるよう相談窓口や専門機関の情報提供、地域のネットワークの強化を図ります。

## 2) 分野横断型の支援体制の構築・強化

分野別での対応では、制度の狭間や複合的な課題を抱える世帯への対応が困難となるケースもある中で、各分野での相談支援機能の強化と併せて、分野を超えた相談支援機関・多職種間の連携体制を構築・強化していくことで、大和郡山市での重層的なセーフティネットをつくりあげていきます。

### 市民が取り組むこと

- ◆ 制度の狭間や複合的な課題に対応する分野横断型の支援体制への理解・認識を深めましょう。

### 地域・福祉関係者が取り組むこと

- ◆ 分野横断型の支援体制への理解・認識を深め、必要に応じて連携を図り、分野横断型の支援に取り組みましょう。
- ◆ 市や市社協による分野横断型の連携体制の構築・強化に向けた取り組みに協力しましょう。

### 市社協が取り組むこと

- ◆ 地域へ出向き、専門機関との連携を深め、地域の困りごとを解決できる総合相談機能の強化を推進します。

### 市が取り組むこと

- ◆ 複合的で複雑な課題に対応できるよう、地域の身近な場所に相談機関を設置し、関係機関の連携体制を構築します。
- ◆ 庁内における相談窓口の緊密な連携を図り、ワンストップでの相談体制づくりに取り組みます。
- ◆ 地域包括ケアシステムの構築に向けて、制度の狭間・複合的な課題に対応できるよう、分野横断的な協議の場を拡充します。
- ◆ 分野横断型の支援体制の構築・強化に向けて、地域ケア会議や要保護児童対策地域協議会、生活困窮者自立支援法による「支援会議」等を活用することなどを検討します。

## 基本施策3 権利擁護支援体制の強化

### 1) 権利擁護の支援に関する取り組みの充実と周知・利用促進

ひとり暮らし高齢者の増加や認知症の人の増加、障害のある人の地域生活への移行が予測される中で、権利擁護支援体制の強化が不可欠となっています。

誰もが安心して、その人らしく地域で暮らしていくことができるよう、成年後見制度の利用促進とともに、権利擁護に関する相談支援体制の構築・強化に取り組みます。

#### 市民が取り組むこと

- ◆ 権利擁護の支援に関する必要性・重要性とともに、権利擁護に関する制度・事業、相談機能についての理解・認識を深め、必要に応じて利用しましょう。
- ◆ 身近で、権利擁護の支援が必要なケースに気づいた場合は、民生委員・児童委員や地域包括支援センター、障害者相談支援センターなどに連絡・相談しましょう。

#### 地域・福祉関係者が取り組むこと

- ◆ 権利擁護に関する制度・事業、相談機能についての理解・認識を深め、それぞれの活動に活かしましょう。
- ◆ 地域における活動などで、権利擁護の支援が必要なケースがあった場合は、地域包括支援センターや障害者相談支援センターなどの専門機関に連絡・相談するなどして、権利擁護に関する相談・支援機能につなぎましょう。

#### 市社協が取り組むこと

- ◆ 認知症の人や、知的・精神障害者など、判断能力が不十分なため日常生活を営むのに支障がある人が、地域で安心して生活できるよう、福祉サービスに関する情報提供や、日常的な金銭管理の支援などに取り組む日常生活自立支援事業を推進します。
- ◆ 地域住民に向けて権利擁護機能の普及・啓発を図り、権利擁護の担い手となる生活支援員の養成などの体制づくりを推進します。

#### 市が取り組むこと

- ◆ 権利擁護の支援に関する必要性・重要性や制度・事業等の周知・啓発を進めるとともに、成年後見制度などの権利擁護に関する制度・事業の利用促進と利用支援に取り組みます。
- ◆ 国の「成年後見制度利用促進基本計画」を踏まえ、権利擁護支援の必要な人の発見・支援、早期の段階からの相談・対応体制の整備、意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援などの地域連携の仕組みである「地域連携ネットワーク」の構築に取り組みます。
- ◆ 権利擁護支援の地域連携ネットワークが、広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能の4つの機能を強化していく上で、中核機関となる「権利擁護センター」の設置とともに、センターの運営やそれらの機能についても段階的・計画的に整備を行っていきます。

## 2) 虐待やDVの防止と早期発見・対応の徹底

高齢者や障害者、子どもへの虐待、配偶者・パートナーからの暴力（DV）などあらゆる暴力の防止及び早期発見・対応に向けて、虐待等に関する市民の正しい理解・認識を促進するとともに、関係機関との連携による相談支援体制の充実などを図ります。

### 市民が取り組むこと

- ◆ 虐待・DVについて、正しい理解・認識を深めましょう。
- ◆ 虐待・DVに関する連絡・相談先を知るとともに、身近で虐待やDVの被害に気づいた場合は、民生委員・児童委員や専門機関に連絡・相談しましょう。
- ◆ 虐待・DVの防止や早期発見・対応のために一人ひとりにできることを身につけましょう。

### 地域・福祉関係者が取り組むこと

- ◆ 虐待・DVについて、正しい理解・認識を深め、それぞれの活動に活かしましょう。
- ◆ 地域における活動などで、虐待やDVの被害に気づいた場合は、専門機関に連絡・相談するなどして、権利擁護に関する相談・支援機能につなぎましょう。

### 市社協が取り組むこと

- ◆ 社協活動の中で、虐待やDVの被害に気づいた場合は、専門機関に連絡・相談するなどして、権利擁護に関する相談・支援機能につなぎます。

### 市が取り組むこと

- ◆ 高齢者や障害者、子どもへの虐待、配偶者・パートナーからの暴力（DV）などあらゆる暴力に対する基本的知識の普及や正しい理解・認識を促進します。また、虐待・DVの防止や早期発見・対応のために市民一人ひとりができることについての啓発を推進します。
- ◆ 地域における高齢者虐待の防止及び早期発見・対応に向けて「高齢者虐待防止ネットワーク」の機能を強化します。
- ◆ 障害者虐待防止センターにおいて、障害者虐待の防止及び早期発見とともに、虐待を受けた人の保護及び自立の支援ならびに養護者に対する支援を行います。
- ◆ 要保護児童対策地域協議会のネットワークを活用して、児童虐待の防止及び早期発見とともに、虐待を受けた子どもや家族への援助を推進します。
- ◆ DVに関する相談支援体制の充実を図るとともに、関係機関が連携し、DV被害者の保護・支援に取り組みます。

## 重点的な取り組み

本計画では、より効果的・効率的に計画を推進できるよう、今後5年間において重点的に取り組む項目を設定します。

### 1. 地域包括支援センター圏域での仕組みの強化

#### 【基本目標1－基本施策4、基本目標2－基本施策2】

地域の様々な主体が交流し、地域の課題について共有・協議し、連携・協働して課題解決を図っていくためにも、地域包括支援センター圏域と地区社協圏域で具体的な仕組みの構築をめざします。

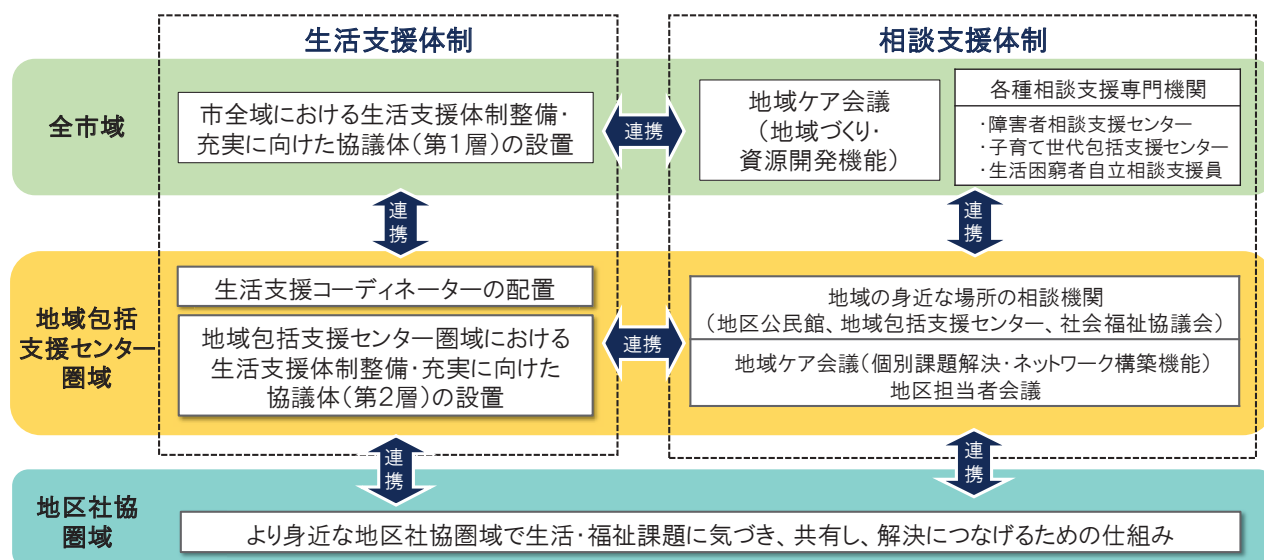
地域包括支援センター圏域においては、生活支援体制整備事業を通じて、生活支援コーディネーターを配置し、主に高齢者のニーズと、ボランティア等の地域資源とのマッチングによる多様な生活支援体制の整備に取り組みます。また、地域包括支援センター圏域での生活支援体制整備・充実に向けた協議体を設置し、生活支援コーディネーターを中心に、生活支援や介護予防に関する関係団体・組織が定期的に集まり、現状・課題の共有や地域における課題解決と資源開発に取り組みます。

地域包括支援センターについては地区公民館に設置し、地域活動の拠点となる地区公民館と、地域包括支援センター、市社会福祉協議会（地区担当）の三者が連携し、相談支援機能の強化を図るとともに、複合的で複雑な課題に対応できるよう、地域で活動する専門職等が集まる地区担当者会議などを通じて、包括的な相談支援に取り組みます。

また、より身近な地区社協圏域においては、生活・福祉課題に気づき、共有し、解決につなげていくための仕組みづくりを進めていきます。（詳細は「2. 地域の課題解決力を育む地区社協づくり」を参照）

なお、地区社協圏域の仕組みで解決ができない課題、専門機関が主体となって解決すべき課題などについては、地域包括支援センター圏域の協議体（第2層）につなぐなどして、相互に連携を図ります。

#### 【各圏域における支援体制・連携体制のイメージ】



## 2. 地域の課題解決力を育む地区社協づくり

### 【基本目標1－基本施策3・4、基本目標2－基本施策1】

地区社協は、地域住民に最も身近な地域を基盤として、地域の生活・福祉課題を「私たちの課題」として受けとめ、みんなで解決に向けて協議、活動し、「住み慣れた地域で、誰もが、安心して、豊かに、暮らし続けることができるまちづくり」を実現するために、地域住民主体で組織された任意団体です。

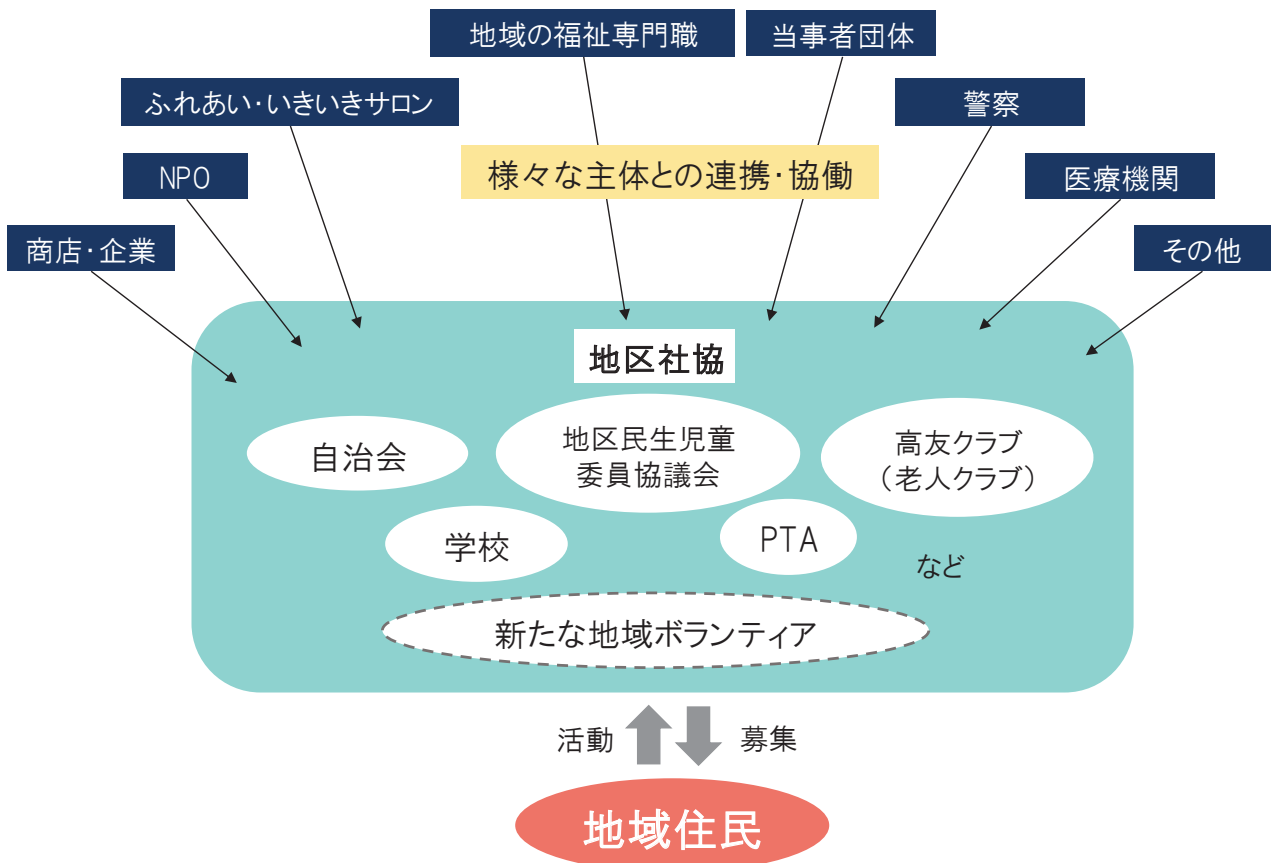
近年では、住民同士の関係の希薄化、生活・福祉課題の潜在化や複雑化など、小地域福祉活動の展開にかかわる環境がめまぐるしく変化しています。住民が主体となって、安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを進めるためには、つながり、支えあい、助けあいの再構築や住民、関係者、専門職による協働活動が必要となっており、その中核として地区社協が改めて重要となっています。

これまで、各地区社協は、地域福祉を推進していく基盤組織として、地域でのまつりや世代間交流、福祉に関する講演会や各種教室などの事業を通じて、地域住民の顔の見える関係を築いてきました。

今後は、地域福祉をさらに発展させるため、今回の計画策定を通じて住民から寄せられた生活・福祉課題に対して、小地域見守りネットワーク活動や様々な福祉サービスを組み合わせ、民生委員・児童委員や自治会長、老人クラブなどの関係者、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、社会福祉施設などの専門職とも協力しながら、個々の生活・福祉課題に寄り添ったきめ細やかな支援を提供する仕組みをつくっていく必要があります。

また、地域活動に参加したい、自分の得意なことを活かして地域貢献したいという住民の声もあり、誰もが地域で役割をもって活動できる環境づくりや仕組みが必要となります。

### 【地区社協の組織体制のイメージ】



● これからの地区社協の取り組み

(1) 住民同士がつながりを持ち、生活・福祉課題に気づく（発見する）取り組み

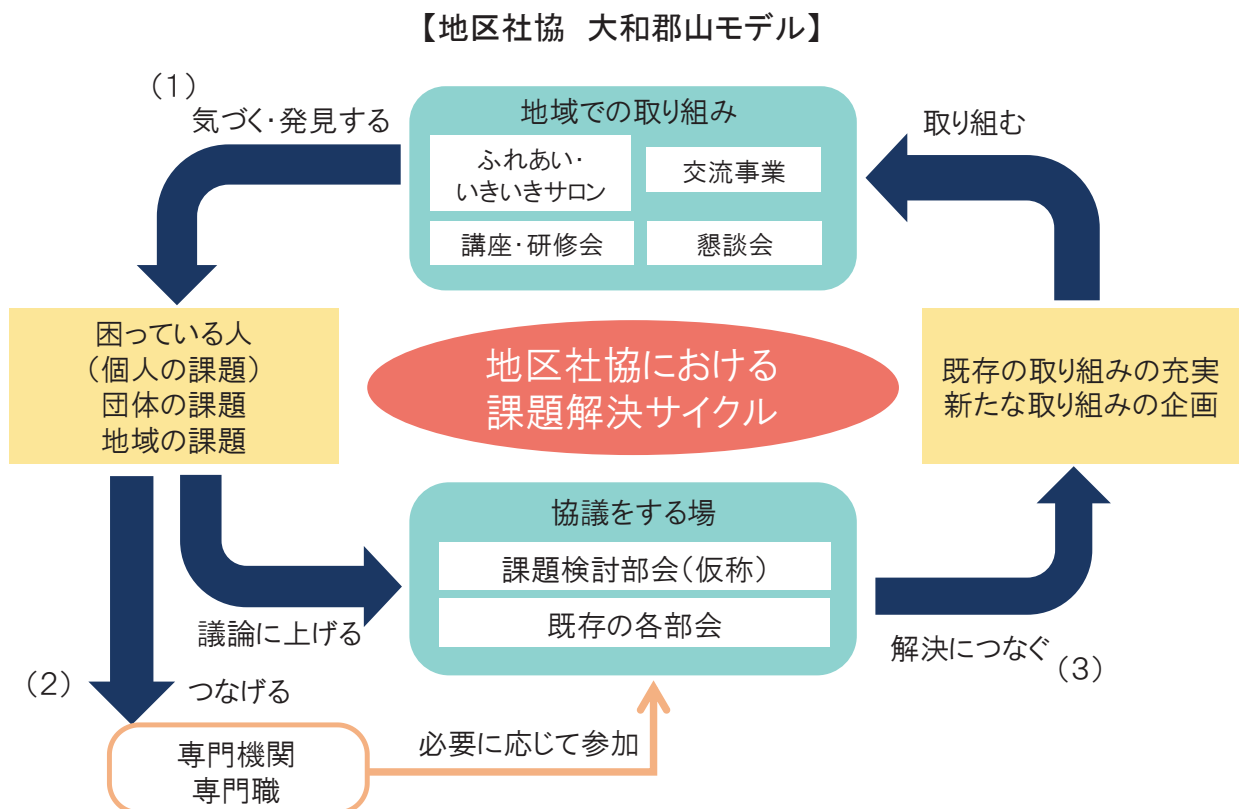
人と人の豊かなつながりの再構築を図るとともに、地域における様々な生活・福祉課題に気づき、住民が地域全体の課題として、また、我がごとの課題として捉え、共感する力を高めていくために、地域の中で多様な生活・福祉課題を理解する、ふれあい・いきいきサロンや住民同士の交流事業、講座・研修会、懇談会などを展開します。

(2) 住民参加による生活・福祉課題を共有、解決する取り組み

住み慣れた地域で暮らし続ける生活の実現に向けて、地域の中で発見、共有、蓄積された個別の生活・福祉課題の解決に向けて取り組んでいくために、住民や関係者、組織・団体、専門職が協働して、継続的な支えあいの体制を整備し、専門職によるサービス提供だけではなく、地域住民、ボランティアが行う活動が相互に支えあう（＝協働する）仕組みづくりを展開します。また、既存団体だけでなく、新たな担い手が積極的に活動に参加できる組織体制も検討していきます。

(3) 生活・福祉課題を共有し、新たな活動を生み出す取り組み

地域の中の生活・福祉課題に気づき、共有、解決するための取り組みを通じて得た事例などをもとに、市社会福祉協議会が調整役となって、活動団体・組織が抱えている課題を共有する協議の場を設定し、それぞれの強みを活かしてさらに既存の活動を発展させたり、地域が必要としている新たな資源を開発したりする活動を展開します。



上記の3つの取り組みを通じて、「地区社協 大和郡山モデル」を地域住民とともに考え、誰もが安心して暮らせる地域づくりに向けて取り組んでいきます。



### 3. 権利擁護支援に向けた地域連携ネットワークの構築と権利擁護センターの設置

#### 【基本目標2－基本施策3】

ひとり暮らし高齢者や認知症の人の増加、障害のある人の地域生活への移行が予測される中、誰もが地域でその人らしく暮らしていくことができるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に取り組みます。

地域連携ネットワークにおいては、以下の2つの仕組みをもつものとして構築します。

#### 1) 後見人と連携したチーム体制づくり

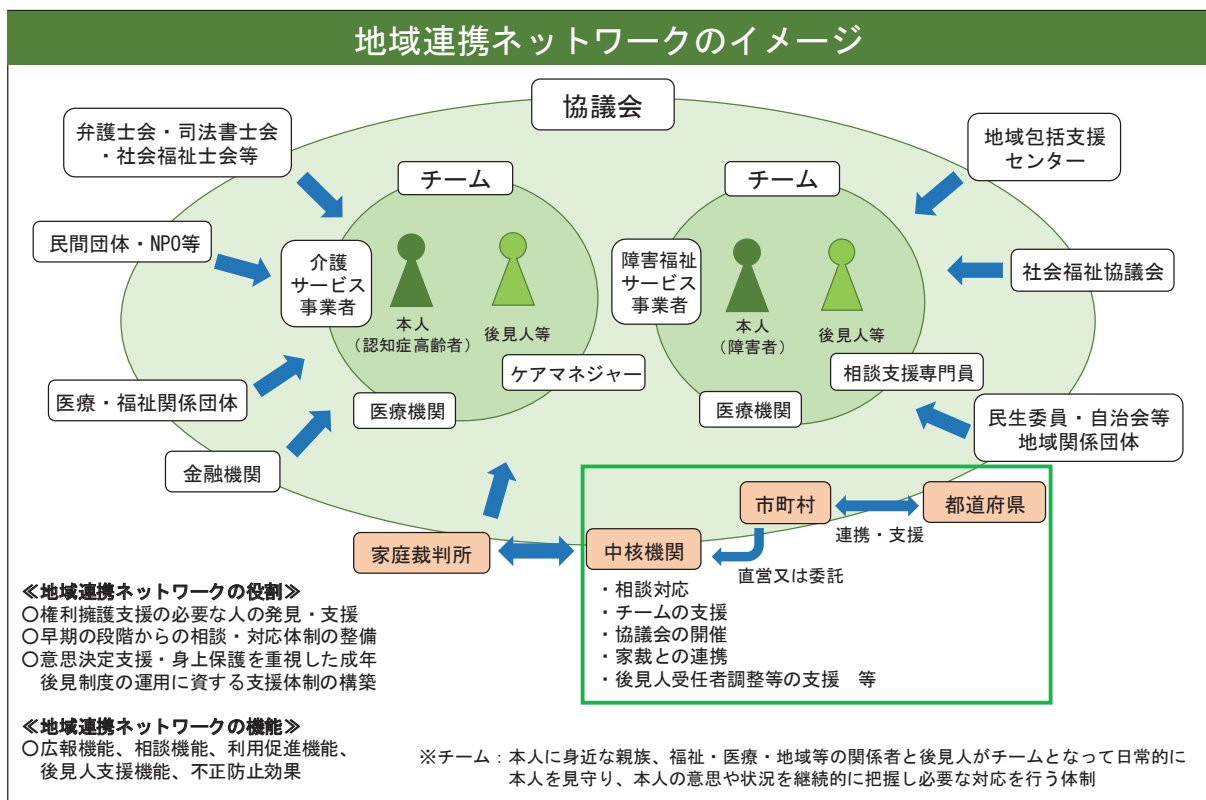
地域の中で権利擁護に関する支援が必要な人を発見し、適切な支援につなぐための機能の強化を図ります。また、本人が自らの意思や状況に応じて地域で暮らすことができるよう、後見人と地域・福祉・医療等の関係者が協力し、日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り把握しながら対応することができるチーム体制づくりに努めます。

#### 2) 多職種間での連携強化に向けた体制づくり

地域において、法律・福祉の専門職団体や関係機関がチームを支援するための体制づくりを推進します。そのために、各種専門団体や関係機関が連携しながら地域課題を検討・解決する場として、協議会等の設置を検討します。

地域連携ネットワークの推進にあたっては、中核機関として権利擁護センターを設置し、広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能の4つの機能を強化していきます。また、支援が必要な方に適切に利用していただけるよう、権利擁護センターの設置について、市民や地域活動団体等への周知を行います。

センターの運営やそれらの機能については、既存の相談機能や地域連携ネットワークも活用し、各種専門職団体や関係機関等と連携しながら段階的・計画的に整備を行います。



内閣府「成年後見制度促進基本計画のポイント・概要」をもとに作成

## 第5章 計画の推進

### 1. 計画の推進体制

地域福祉の推進にあたっては、福祉分野のみではなく、保健、教育、人権、産業、防災・防犯、都市計画など様々な分野の連携・協力が必要となります。そのため、計画の進捗状況や課題については庁内担当者会議において共有し、関係部署で連携をとりながら計画の推進を図ります。また、福祉分野の個別計画の見直し時には、本計画との整合性を図りつつ、各計画の施策を推進します。

市社会福祉協議会については、ワーキングチームにおいて職員同士が計画の進捗状況や課題を共有し、計画を推進していきます。

なお、大和郡山市の地域福祉を推進するにあたっては、市と市社会福祉協議会がそれぞれの役割を認識しながら、連携・協力していくことが重要となります。市、市社会福祉協議会の担当者が必要に応じて、庁内担当者会議、社協ワーキングチームに参加し、それぞれの計画の進捗状況や課題を共有しながら連携・協力していきます。

### 2. 計画の進行管理

計画期間の中間年には市民代表、各種団体代表、学識経験者等で構成される委員会において中間報告会を開催し、計画の実施状況を報告し、必要に応じて計画の見直しを行います。

	2019年度 (平成31年度)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
計画期間	← 2019年度(平成31年度)～2023年度 →				
進捗管理	庁内担当者会議【各年度】				
	社協ワーキングチーム【各年度】				
			中間報告会		

## 資料編

### 1. 大和郡山市地域福祉計画策定委員会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、少子高齢社会の進展に伴い生じる市民の多様な生活上の課題の解決を目指し、市民・福祉活動者・事業者等の地域社会を構成するものと行政が、協働により計画的・効果的に地域福祉を推進する地域福祉計画の策定を行うため設置された大和郡山市地域福祉計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)について、大和郡山市附属機関設置条例(平成26年9月大和郡山市条例第10号)第2条の規定に基づき、その組織及び運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 策定委員会は、次の各号に掲げる事項について、意見の交換、調整等を行う。

- (1) 本市における地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) その他総合的な地域福祉の推進に必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員20名程度をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げるものの中から、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 住民代表者
- (3) 社会福祉活動に従事している者
- (4) 保健・医療関係者
- (5) 一般住民
- (6) 行政
- (7) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選により選出する。

3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 策定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 策定委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第8条 策定委員会は、専門的な調査・研究のため、必要なときに専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会の構成等、必要な事項については、策定委員会において、その都度定めるものとする。
- 3 専門部会は、必要があると認めるときは、関係者に対し専門部会への出席、資料の提出、意見の開陳、説明等を求めることができる。
- 4 専門部会は、検討を行った事項について、策定委員会に報告を行うものとする。

(公募委員選考委員会)

第9条 第3条第2項第5号に規定する公募委員の選考を行うため、策定委員会公募委員選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置する。

- 2 選考委員会は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 選考委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副市長、副委員長には福祉健康づくり部長をもって充てる。
- 4 第5条第3項及び第4項並びに第6条の規定は、選考委員会について準用する。
- 5 選考委員会は、別表2に定める選考基準に基づき、公募委員の応募者のうちから公募委員となるべき者を選考する。

(庶務)

第10条 策定委員会及び選考委員会の庶務は、地域包括ケア推進課において行う。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会及び選考委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 最初に招集される策定委員会は、第6条の規定にかかわらず市長が招集する。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表1(第9条関係)

**【公募委員選考委員会】**

副市長

福祉健康づくり部長

福祉健康づくり部厚生福祉課長

福祉健康づくり部介護福祉課長

福祉健康づくり部地域包括ケア推進課長

福祉健康づくり部こども福祉課長

福祉健康づくり部保健センター所長

総務部企画政策課長

別表 2(第 9 条関係)

**【公募委員選考基準】**

- (1) 特別な理由なく市税等の滞納がある等、委員として適当でない者を除き、満 20 歳以上の住民を選ぶものとする。
- (2) 応募者には作文を提出させるものとし、その内容は「福祉によるまちづくり」又は「公民協働による地域づくり」に関する内容のものとする。
- (3) その他この選考基準に定めるもののほか選考に関し必要な事項は、委員会の合議により定める。

## 2. 社会福祉法人大和郡山市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人大和郡山市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が地域福祉推進を目的に「大和郡山市地域福祉活動計画」を策定するため、大和郡山市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 社協会長は、期間を同じくして大和郡山市（以下「市」という。）が社会福祉法第107条に規定する「大和郡山市地域福祉計画（以下「福祉計画」という。）」を策定するときは、市の福祉計画と大和郡山市地域福祉活動計画は、共同して策定するよう努めるものとする。

(委員会の構成及び任期)

第2条 委員会は委員20名程度をもって組織し、次に掲げるもののうちから社協会長が委嘱する。ただし、第1条第2項に掲げる計画を共同で策定するため、市福祉計画策定委員会を設置した場合は、市福祉計画策定委員会委員に委嘱することができるものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 住民代表者
- (3) 社会福祉活動に従事している者
- (4) 保健・医療関係者
- (5) 一般住民
- (6) 行政機関の職員
- (7) その他会長が必要と認める者

2 委員の任期は、大和郡山市地域福祉活動計画策定事業の完了日までとする。ただし、事情により委員に変更が生じた場合は、前任者の残存期間とする。

(委員会の任務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項について、意見の交換、調整等を行う。

- (1) 地域福祉活動計画の策定に関すること。
- (2) その他総合的な地域福祉の推進に必要と認められる事項に関すること。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選によって選出する。ただし、第2条第1項の規定により委員を市の地域福祉計画策定委員をもって委員会委員としたときは、市福祉計画策定委員会の委員長及び副委員長をもってこれにあてる。

- 2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し会議の議長となる。ただし、最初に開催される会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数となったときは、議長が決する。
- 4 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、資料の提出を求めることができる。

(公募委員選考委員会)

第6条 第2条第1項第5号に規定する公募委員の選考を行うため、策定委員会公募委員選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置する。

2 選考委員会は別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

3 選考委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は事務局長、副委員長は福祉課長をもって充てる。

4 第4条第2項及び第3項並びに第5条の規定は、選考委員会について準用する。

5 選考委員会は、別表2に定める選考基準に基づき、公募委員の応募者のうちから公募委員となるべき者を選考する

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、社協福祉課で処理する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬は、第5条第1項で招集された委員会に出席することにより支給し、支給額は1日に付き5,000円とする。ただし、委員会が市福祉計画策定委員会と同日に開催される場合は、報酬を支給しない。また委員が職務遂行のため要した費用は、その相当額を弁償することができるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、社協会長が定める。

(付則)

この要綱は、平成30年5月10日から施行する。

別表1 (第6条関係)

【公募委員選考委員会】

事務局長

福祉課長

総務課長

施設事業課長

別表2 (第6条関係)

【公募委員選考基準】

(1) 大和郡山市に在住で満20歳以上の住民を選ぶものとする。

(2) 応募者には作文を提出させるものとする。

(3) その他この選考基準に定めるもののほか選考に関し必要な事項は、委員会の合議により定める。

### 3. 大和郡山市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会名簿・開催概要

区分	氏名	選出団体及び役職名
学識経験者	澤井 勝	奈良女子大学 名誉教授
	渡辺 一城	天理大学 教授
住民代表者	北野 伊津子	大和郡山市議会 教育福祉常任委員会
	植村 俊博	大和郡山市自治連合会
	小高 亨	大和郡山市高友クラブ連合会
社会福祉活動 従事者	木村 公彦	大和郡山市地区社会福祉協議会連合会
	中井 徹	大和郡山市社会福祉協議会
	奈良 勲芳	大和郡山市民生児童委員連合会
	井内 一匡	大和郡山市地域自立支援協議会
	生田 宏史	大和郡山市こども・子育て会議
	堀内 昭雄	大和郡山市ボランティア連絡協議会
保健・ 医療介護 関係者	松本 光弘	一般社団法人 大和郡山市医師会
	大國 康夫	大和郡山市高齢福祉施設責任者連絡会
一般住民	渡辺 雄二	公募委員
	木下 光博	公募委員
行政	上田 亮	大和郡山市役所 福祉健康づくり部長

回数	開催年月	議 題
第1回	2018年(平成30年) 7月12日(木)	(1)地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定にあたって (2)策定の流れ・スケジュールについて (3)各種調査の概要について
第2回	2018年(平成30年) 11月20日(火)	(1)アンケート調査・ヒアリング調査・地区懇談会の結果報告について (2)現状と課題について (3)策定に向けた方向性について
第3回	2019年(平成31年) 1月29日(火)	(1)計画素案の検討について(第1章～第4章) (2)重点的な取り組みについて(第4章) (3)計画の推進について(第5章) (4)今後のスケジュールについて
第4回	2019年(平成31年) 3月27日(水)	(1)パブリックコメントの結果報告 (2)計画案について



#### 4. 大和郡山市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定経緯

年	月	内容
2018 (H30)	4	●大和郡山市地域福祉計画等策定業務プロポーザルの実施
	5	●大和郡山市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員公募委員の募集
	7	第1回 大和郡山市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会
		●市民対象アンケート調査実施(7～8月) ●民生委員・児童委員対象アンケート調査実施(7～8月) ●相談支援専門職ヒアリング調査実施(7～8月)
	8	●地域活動団体対象アンケート調査実施(8～9月) ●社会福祉法人対象アンケート調査実施(8～9月)
		●地区懇談会担当者オリエンテーション
	10	第1回 大和郡山市庁内担当者会議
		●地区懇談会実施【全 10 地区】(10～11 月)
	11	第2回 大和郡山市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会
	12	第2回 大和郡山市庁内担当者会議
2019 (H31)	1	第3回 大和郡山市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会
	2	パブリックコメントの実施
	3	第4回 大和郡山市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 大和郡山市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定

社協ワーキングチーム(毎月実施)全27回



地区懇談会担当者オリエンテーション  
(参加者)市地域包括ケア推進課  
市社会福祉協議会、地域包括支援センター

## 5. 庁内担当者会議

年	月	内容
2018 (H30)	10	【第1回】 ● 地域福祉計画について(講師:天理大学教授 渡辺 一城) ● 市民アンケート調査の結果概要について
	12	【第2回】 ● 大和郡山市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定にかかる 関係各課ヒアリング実施について

### 庁内担当者会議の構成

企画政策課、総務課、市民安全課、保険年金課、人権施策推進課、介護福祉課、厚生福祉課、こども福祉課、地域包括ケア推進課、保健センター、地域振興課、スポーツ推進課、環境施策課、クリーンセンター清掃センター、管理課、建設課、住宅課、都市計画課、教育総務課、学校教育課、生涯学習課、中央公民館、市立図書館



庁内担当者会議

## 6. 社協ワーキングチーム

年	月	内 容
2018 (H30)	3	★計画策定に向けた職員説明会の開催(3月6日)
	4・5	【第1回～第3回】 ●ワーキングチーム(WAP)発足(WAP:ウェルフェア・アクティビティ・プロジェクト) ●策定スケジュール、今後の進め方等についての検討 ●他市計画の研究
	6・7	【第4回～第7回】 ●各種アンケート調査、相談支援専門職ヒアリング調査について検討 ●地区懇談会開催時期の調整
	8・9	【第8回～第11回】 ●地区懇談会 事前演習(KJ法)、実施にあたっての事前準備 ★地区社協役員研修・社協職員座談会の開催(8月29日)
	10・11	【第12回～第15回】 ●地区懇談会のふり返し ●各種アンケート調査結果について確認
	12	【第16回～第21回】 ●市社協事業ヒアリングシートの作成 ●大和郡山市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定にかかる活動のふり返し
2019 (H31)	1・2	【第22回～第25回】 ●重点的な取り組みの検討 ●大和郡山市地域福祉計画・地域福祉活動計画素案の検討
	3	【第26回～第27回】 ●パブリックコメント結果報告 ●大和郡山市地域福祉計画・地域福祉活動計画 最終案の確認



ワーキングチーム(WAP)



地区社協役員研修  
(渡辺副委員長の講義)



社協職員座談会

## 7. 用語解説

### 【ア行】

#### ● LGBTQ

レズビアン(Lesbian)、ゲイ(Gay)、バイセクシャル(Bisexual)、トランスジェンダー(Transgender)の頭文字で、多様な性のあり方を表す言葉。レズビアンは女性の同性愛者、ゲイは男性の同性愛者、バイセクシャルは両性愛者、トランスジェンダーは「身体の性」と「心の性」が一致しないため、「身体の性」に違和感をもつ人のこと。また、クエスチョニング(Questioning)は、自分の性自認や性的指向が定まらない人のこと。

### 【カ行】

#### ● 虐待

人権を侵害し、心や身体を傷つける行為のこと。殴る、蹴るなどをして身体に痛みを与える身体的虐待、脅しや侮辱などで精神的に苦痛を与える心理的虐待、本人が同意していない性的な行為などによる性的虐待、本人の合意なしに財産や金銭を使用する、または理由なくその使用を制限するなどの経済的虐待、育児や介護などを放棄するネグレクトなどがある。

#### ● 権利擁護支援

認知症や精神・知的障害等のために、自分で判断したり、意思や権利を主張したりすることが難しい人の権利が守られるよう支援すること。(成年後見制度、日常生活自立支援事業など)

#### ● 高齢者虐待防止ネットワーク

既存のネットワーク(地域、保健、福祉、医療、行政)を活用して、事例対応への助言や介入支援方法の検討、高齢者虐待防止の啓発、虐待の早期発見、見守り機能の構築を行う。

#### ● 子育て世代包括支援センター

妊娠・出産・子育てに関する総合相談窓口。妊娠・出産・子育ての不安や悩みについて、保健師や助産師がアドバイス等を行う。

#### ● 子ども食堂

地域のボランティアが子どもたちに対し、無料又は安価で栄養のある食事や暖かな団らんを提供する取り組みを行うもの。子どもに限らず、その他の地域住民を含めて対象とする取り組みも含んでおり、子どもの食育や居場所づくりだけでなく、高齢者や障害者を含む地域住民の交流拠点へと発展することも期待される。「地域食堂」と呼ばれる場合もある。

- **コミュニティソーシャルワーク機能**

地域において、制度の狭間や複合的な課題を抱える人などを支える個別支援から、共助の基盤となる地域の仕組みづくり、解決のための新たな資源開発までを行っていくこと。

## 【サ行】

- **災害ボランティアセンター運営マニュアル**

大和郡山市において大災害が発生したときに、市社協と市が連携して多数の災害ボランティアの申し出を円滑に被災者支援に結びつけるため、市社協において作成されたマニュアル。

- **持続可能な開発目標(SDGs)**

「国連持続可能な開発サミット」(2015 年の9月にニューヨーク国連本部において開催)において、成果文書として採択された行動計画としてかけられた目標。

- **自主防災組織**

災害による被害を予防し、軽減するための活動を行うために、地域で自主的に結成する組織。災害対策基本法においては、「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」(第2条の2第2号)として、市町村がその充実に努めなければならない旨が規定されている。

- **社会的孤立状態**

家族や地域社会との関係が希薄で、他者との接触がほとんどない状態のこと。

- **社会福祉法人**

社会福祉法において「社会福祉事業を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人」と定義されている民間団体。

- **出生率**

一定期間の出生数の、人口に対する割合。一般に、人口 1,000 人あたりの1年間の出生児数の割合をいう。

- **障害者相談支援センター**

障害のある人やその家族などの相談に応じるための相談窓口。

- **小地域見守りネットワーク活動**

地域住民が主体となって、地域のひとり暮らし高齢者を訪問するなど、声をかけあいながら、お互いに見守りあい、支えあって生活できる体制づくりのこと。

### ● 消費者センター

市民からの消費生活や多重債務に関する相談に対し、解決のための助言・あっせんを行う。また、被害防止のための啓発講座「くらしの懇談会(出前講座)」も無料で実施している。

### ● 消費者被害

商品やサービスの購入、使用に伴う身体的被害や経済的被害のこと(訪問販売や電話勧誘販売、ネットショッピングのトラブルなど)。

### ● 身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づき、身体上に障害がある人に交付されるもので、取得することによって各種サービスを受けることができる。障害の程度により1級から6級までの区分がある。

### ● 生活困窮者・生活困窮世帯

生活に困っていて、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある個人・世帯。

### ● 生活困窮者自立相談支援員

生活困窮者・生活困窮世帯の経済的、社会的自立に向けた支援を行う相談支援員。

### ● 生活支援員

日常生活自立支援事業において、認知症高齢者や障害者など、判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用についての情報提供や諸手続きの援助、金銭管理等を行う支援員のこと。

### ● 生活支援コーディネーター

既存の取り組み・組織等も活用しながら、資源開発や関係者のネットワーク化を行い、地域の支援ニーズとサービス提供主体のマッチング等のコーディネート業務を実施する役割をもつ者。地域支え合い推進員とも呼ばれる。

### ● 生活支援体制整備事業

日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいをもって在宅生活を継続していくために必要となる、多様な主体による生活支援サービスの提供体制を構築するため、生活支援コーディネーターの配置や、地域ごとに協議体の設置を行う。

### ● 精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神障害の状態にある人に交付されるもので、取得によって各種サービスを受けることができる。障害の程度により、1級から3級までの区分がある。

### ● 制度の狭間

何らかの支援が必要であるが、既存の制度では対応することのできない状態(ひきこもり、サービス利用拒否など)。

## ● 成年後見制度

認知症や知的・精神障害等のため判断能力が不十分な人を法的に保護し、支援するための制度。家庭裁判所により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、法律行為の同意や代行などを行う。

## ● セーフティネット

生活をする上で困難な状況に陥った場合の援助や保護、またそういった状況になることを防止するための仕組みのこと。

## 【夕行】

## ● 地域共生社会

制度・分野ごとの縦割りや、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

## ● 地域ケア会議

個別ケース(困難事例等)の支援を通じて、医療・介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るための提案や地域に共通した課題の抽出を行い、共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくりに必要なネットワーク構築を図ることで、政策形成につなげるための会議。

## ● 地域コミュニティ

地域住民が生活をしている場所、そこで住民相互の交流が行われている地域社会のこと。あるいは、そのような住民の集団のこと。

## ● 地域自立支援協議会

障害のある人と各関係機関、民生委員、福祉サービス事業所など、様々な立場の人が集まり、障害のある人の地域生活における課題の共有や、暮らしやすい生活をどのように実現していくかの検討を行う協議会。

## ● 地域における公益的な取組

社会福祉法人による地域への貢献活動。すべての社会福祉法人は、その高い公益性にかんがみ、「社会福祉事業及び第 26 条第 1 項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金を、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない」という責務が課されている。(社会福祉法第 24 条第 2 項)

## ● 地域包括ケアシステム

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。

### ● 地域包括支援センター

高齢者が、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、介護・福祉・健康・医療など、様々な面から支えるための総合相談窓口。社会福祉士・ケアマネジャー・保健師などの専門職が連携をして、総合相談業務、権利擁護業務、介護予防ケアマネジメント業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を行っている。

### ● 地区社会福祉協議会(地区社協)

誰もが安心して暮らすことのできる住みよい福祉のまちとするために、地区内の福祉問題について、みんなで考え、協力しあいながら、その解決を目指す住民主体の組織。市内には8つの地区社協があり、自治会や民生委員・児童委員、ボランティア等、地域の様々な団体や個人が横の連携をとって、地域の特性にあった福祉活動を展開している。

### ● 地区担当者会議

地域包括支援センター、市社会福祉協議会、保健センターの地区担当者等が、複合的で複雑な個別課題や地域の課題を共有し、検討する会議。また、ケースに応じて、地域の専門職や地域活動の担い手等も参加し、専門職と地域との連携を図る。

### ● DV(ドメスティック・バイオレンス)

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。暴力には、殴る、蹴るなどの身体的暴力のほか、威嚇する、無視する、行動を制限するなどの心理的暴力、性的行為や中絶の強要などの性的暴力なども含まれる。

## 【ナ行】

### ● 日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)

認知症や知的・精神障害等のため判断能力が不十分な人に対して、日常的な金銭管理・福祉サービスの利用料の支払い支援や福祉サービスについての情報提供などを行う事業。

### ● 認知症高齢者等 SOS ネットワーク

認知症等により徘徊のおそれのある高齢者等が行方不明になった場合、関係機関・地域の協力を得て早期に発見・保護するための体制を構築し、徘徊高齢者等の安全確保とその家族等の精神的負担の軽減等を図るためのネットワーク。

### ● 認知症サポーター

地域や職場、学校など様々な場面で認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者。



## 【八行】

### ● 8050問題

80代の高齢の親が50代の中高年のひきこもりの子を支えている世帯で、地域や相談機関とつながることができず、社会から孤立し、経済的に困窮する等の課題を抱えていること。

### ● バリアフリー

高齢者や障害のある人が社会生活をしていく上で、妨げとなるバリア(障壁)を除去(フリー)すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁など、すべての障壁を除去するという考え方。

### ● 避難行動要支援者制度

地震や洪水などの災害が発生した時に、一人で避難することが難しい人について、あらかじめ申請により名簿に登録しておき、いざという時にはその名簿にもとづいて、自主防災組織などによる地域での避難行動の支援を受けやすくできるようにする仕組み。

### ● 複合的な課題を抱える世帯

要介護状態の親と障害のある子どもの世帯のように、同一世帯で複数の福祉課題・生活課題を抱える世帯。

### ● ふれあい・いきいきサロン

ひとり暮らし高齢者や、外へ出かける機会の少なく、家に閉じこもりがちな高齢者等がお互いにつながりをもてるよう、ボランティアが主体となって開催する場(サロン)。

### ● 分野横断型の支援体制

分野別の対応では困難となる、制度の狭間や複合的な課題を抱える世帯への課題解決に向けて、「高齢」「障害」といった分野を超え、相談支援機関・多職種間が連携して支援を行う体制のこと。

### ● 包括的な支援体制

様々な分野の課題が絡みあって複雑化することや、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況がみられる中、制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画してつくる支援体制のこと。

### ● 防災マップ

大規模な自然災害が発生した場合に、住民が自主的かつ迅速に避難するために必要な情報について、避難場所や医療機関の場所などを地図上に分かりやすく加工して示したもの。

### ● 保健センター(さんて郡山)

健康相談、保健指導、健康診査など、地域保健に関する事業を地域住民に行うための施設。地域保健法第18条において市町村は市町村保健センターを設置できるとされている。平成7年4月開設。

### ● ボランティアセンター

市民が地域において自発的にボランティアに参加できるよう、ボランティアの登録や活動のコーディネート、養成のための講座の開催等を行う機関。

また、ボランティアをしたい人と、してほしい人の橋渡し等を行うボランティア相談窓口として、ボランティアビューローを設置している。

## 【マ行】

### ● 民生委員・児童委員

地域福祉の向上のために一般市民の中から厚生労働大臣が委嘱し、地域住民の福祉ニーズを把握し、手助けが必要な人に対して相談に応じたり、助言などを行う者。

## 【ヤ行】

### ● 大和郡山市社会福祉協議会(市社会福祉協議会、市社協)

社会福祉法に基づき、全国の市区町村、都道府県・指定都市に設置されている民間非営利団体。地域住民やボランティア、福祉・保健・医療などの関係機関・団体の協力を求めながら地域福祉を推進する様々な活動を行っている。

### ● 大和郡山市子ども子育て・支援事業計画

幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくための計画。教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや、それに対応する提供体制の確保の内容、実施時期について定めている。(子ども・子育て支援法第 61 条に基づく)

### ● 大和郡山市障害者福祉長期計画

障害のある人が必要な支援を受けながら、自分の意思で自立と社会参加ができる社会の実現をめざし、施策を推進するための計画。施策を推進するための基本理念、基本目標、その方向性を定めた障害者施策推進の指針。(障害者基本法第11条第3項に基づく)

### ● 大和郡山市障害福祉計画

障害福祉サービスの種類ごとの必要なサービス量の見込み、その確保のための方策などを示し、障害福祉サービス等の提供体制の計画的な整備を推進するための計画。(障害者総合支援法第88条および児童福祉法第33条の 20 に基づく)

### ● 大和郡山すこやか 21 計画

市民が生涯にわたり健康で豊かな生活を送れるよう、市民との協働による健康づくりを推進するための計画。健康づくりと密接に関係のある食育の推進は健康なまちづくり計画には不可欠となることから、「健康増進計画」と「食育推進計画」を一体的に併せて策定しており、2018年度(平成30年度)の中間見直しからは、「自殺対策計画」も包含している。(健康増進法第8条第2項、食育基本法第18条、自殺対策基本法第13条に基づく)

### ● 大和郡山市総合計画

大和郡山市のまちづくりを進める上で最も基本となる計画。市政運営の指針として本市の目指す将来像を明らかにする「基本構想」と、これを行政の取り組みとして具体化する「基本計画」で構成される。様々な分野別計画の上位計画となるため、各分野の個別計画は、総合計画で定めた将来像やまちづくりの基本指針等を踏まえた上で総合計画を補完し、具体化する計画として位置づけられる。

### ● 大和郡山市男女共同参画基本計画

男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進するための計画。女性活躍推進法第6条第2項に基づく「女性活躍推進計画」、配偶者暴力防止法第2条の3第3項に基づく「DV 防止基本計画」も含まれる。(男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく)

### ● 大和郡山市地域防災計画

大和郡山市域において起こりうる災害に対して、市、防災関係機関(消防、ライフライン事業者等)、企業・住民がそれぞれ果たさなければならない責務と役割を記述したもので、市の災害対策の基本となる計画。市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、災害の予防、応急対策及び復旧・復興計画などについて、あらかじめ定めている。(災害対策基本法第42条に基づく)

### ● 大和郡山市都市計画マスタープラン

都市計画法に基づき「都市計画の基本方針」として位置づけられるものであり、市町村の都市計画(土地利用・都市計画施設等)は本マスタープランに基づき実施されることとなるなど重要な役割を果たしている。(都市計画法第18条の2に基づく)

### ● 大和郡山市老人福祉計画及び介護保険事業計画

老人福祉法に基づき、高齢者の居宅生活支援及び高齢者福祉施設による事業の供給確保を図るため策定する老人福祉計画と、介護保険法に基づき、本市における高齢者の現状や背景を踏まえて介護サービスの供給体制の構築とその適正な運営を図るために策定する介護保険事業計画に、健康増進法に基づく施策などを併せ、一体的に策定したもの。(老人福祉法第20条の8、介護保険法第117条に基づく)

### ● ユニバーサルデザイン

年齢・性別・国籍・心身状態に関係なく、多様な人々が利用しやすい都市や生活環境をデザインすること。またはそのようなデザインにしたもの。

### ● 要介護認定者

寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態(要介護状態)になった場合や、家事や身支度等の日常生活に支援が必要であり、特に介護予防サービスが効果的な状態(要支援状態)になった場合に、介護保険制度における介護サービスを受けられるよう認定を受けた者。

### ● 要保護児童対策地域協議会

児童虐待等で保護を要する児童や、支援が必要とされる児童や保護者に対し、関係機関が連携を図り、対応を行うための法定化されたサポートネットワーク。各関係機関のメンバーには守秘義務が課せられている。

## 【ラ行】

### ● ライフステージ

幼児期、児童期、青年期、成年期、老年期など、人生の様々な過程における各段階のこと。

### ● 療育手帳

こども家庭相談センター(児童相談所)または知的障害者更生相談所において知的障害があると判定された人に対して交付されるもので、取得によって各種サービスを受けることができる。障害の程度により、A1(最重度)、A2(重度)、B1(中度)、B2(軽度)の区分がある。

### ● 老人福祉センター(ゆたんぼ)

60歳以上の市民の仲間づくりや健康維持、レクリエーション、教養の向上などを目的とした施設。民踊・社交ダンス・民謡・新舞踊・詩吟などの各種教室を毎週実施している。

## 【ワ行】

### ● ワンストップでの相談体制

複雑な問題を抱える市民が市役所に訪れた際に、相談者を「たらい回し」にしないよう、その問題の解決に向けて関係各課が連携を図る体制のこと。

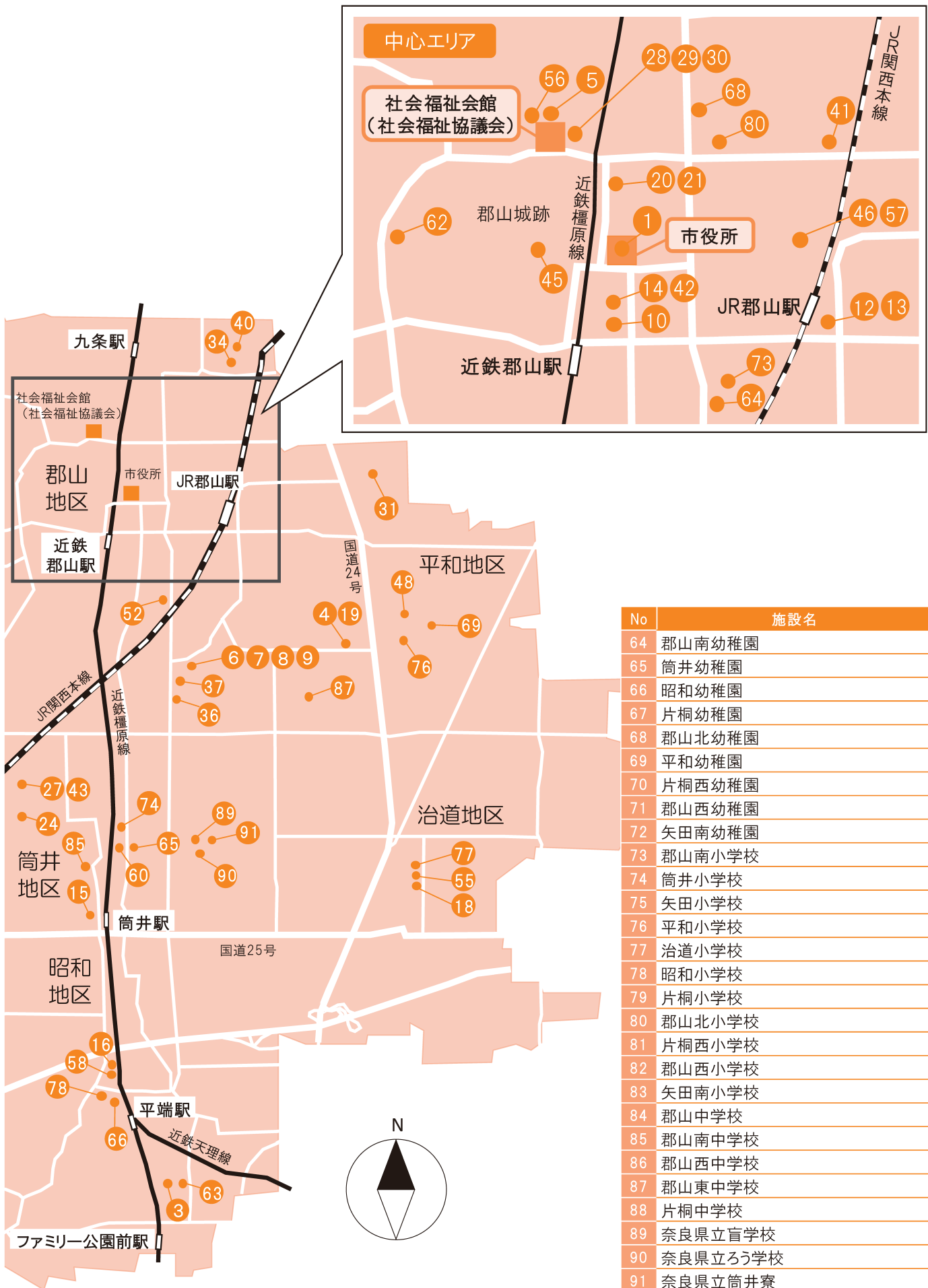
大和郡山市

# 地域福祉マップ

No	施設名
1	地域包括支援センター
2	第二地域包括支援センター
3	第三地域包括支援センター
4	第四地域包括支援センター
5	老人福祉センター(ゆたんぼ)
6	保健センター(さんて郡山)
7	在宅医療介護支援センター
8	休日応急診療所
9	子育て世代包括支援センター
10	ボランティアビューロー
11	矢田コミュニティ会館
12	市民交流館
13	こどもサポートセンター
14	中央公民館
15	南部公民館
16	昭和地区公民館
17	片桐地区公民館
18	治道地区公民館
19	平和地区公民館
20	DMG MORI やまと郡山城ホール(文化会館)
21	市立図書館
22	西田中町ふれあいセンター
23	新町ふれあいセンター
24	南井町ふれあいセンター
25	小泉町出屋敷コミュニティセンター
26	新町児童館
27	南井町児童館
28	障害者生活支援センターはあと
29	障害者生活支援センターりんく
30	生活支援センターふらっと
31	元気城下町プラザ
32	元気城下町ふらっと
33	総合公園施設
34	九条スポーツセンター
35	里山の駅「風とんぼ」(旧少年自然の家)
36	郡山警察署
37	防災センター・消防本部
38	奈良県郡山保健所
39	シルバー人材センター
40	クリーンセンター(清掃センター)
41	ハローワーク大和郡山
42	親子たんとん三の丸広場
43	親子たんとんつつい広場
44	親子たんとんかたぎり広場
45	親子たんとん郡高広場



No	施設名
46	郡山東保育園・子育て支援センター
47	ふたば保育園・子育て支援センター
48	平和保育園
49	小泉保育園
50	池之内保育園
51	西田中保育園
52	郡山保育園
53	矢田認定こども園
54	新町保育園
55	治道認定こども園
56	郡山西保育園
57	郡山東保育園
58	昭和保育園
59	いずみ保育園
60	幼保連携型認定こども園やまと保育園
61	幼保連携型認定こども園ふたば保育園
62	はぐみ保育園
63	あすなら保育園



No	施設名
64	郡山南幼稚園
65	筒井幼稚園
66	昭和幼稚園
67	片桐幼稚園
68	郡山北幼稚園
69	平和幼稚園
70	片桐西幼稚園
71	郡山西幼稚園
72	矢田南幼稚園
73	郡山南小学校
74	筒井小学校
75	矢田小学校
76	平和小学校
77	治道小学校
78	昭和小学校
79	片桐小学校
80	郡山北小学校
81	片桐西小学校
82	郡山西小学校
83	矢田南小学校
84	郡山中学校
85	郡山南中学校
86	郡山西中学校
87	郡山東中学校
88	片桐中学校
89	奈良県立盲学校
90	奈良県立ろう学校
91	奈良県立筒井寮



問 8 あなたが現在お住まいの地域について、愛着はありますか。【○は1つだけ】

- |                 |                  |
|-----------------|------------------|
| 1. たいへん愛着を感じている | 3. あまり愛着を感じていない  |
| 2. まあまあ愛着を感じている | 4. まったく愛着を感じていない |

問 9 今後大和郡山市に住み続けたいと思いますか。【○は1つだけ】

- |                |                     |
|----------------|---------------------|
| 1. これからも住んでいたい | 3. 市外に移る計画がある       |
| 2. できれば市外に移りたい | 4. 考えていない、どちらともいえない |

問 10 あなたの家族や親族などについておうかがいします。【①～③でそれぞれ○は1つだけ】

- |   |        |         |         |
|---|--------|---------|---------|
| ①少なくとも月に1回、会ったり話をしたりする家族や親族は何人いますか。       | 1. いない | 3. 2人   | 5. 5～8人 |
| ②あなたが個人的なことでも話すことができる家族や親族は何人いますか。        | 2. 1人  | 4. 3～4人 | 6. 9人以上 |
| ③あなたが助けを求めることができるくらい親しく感じられる家族や親族は何人いますか。 | 1. いない | 3. 2人   | 5. 5～8人 |
|   | 2. 1人  | 4. 3～4人 | 6. 9人以上 |

## 2. お住まいの地域や近所づきあい等について

問 11 あなたの考える「支えあい・助けあう地域」の範囲は。【○は1つだけ】

- |                |                 |
|----------------|-----------------|
| 1. どなり、近所という範囲 | 4. 中学校区という範囲    |
| 2. 自治会という範囲    | 5. 大和郡山市全体という範囲 |
| 3. 小学校区という範囲   | 6. その他 ( )      |

問 12 あなたはふだん、近所の人と、どの程度のつきあいをしていますか。【○は1つだけ】

- |                    |                |
|--------------------|----------------|
| 1. 気軽に相談できる人がいる    | 4. ほとんどつきあいが無い |
| 2. 立ち話をする程度の人がいる   | 5. まったく関わりが無い  |
| 3. あいさつを交わす程度の人がいる |                |

問 12-1 問 12 で「4」または「6」と回答した方におうかがいします。近所づきあいが無い理由は何ですか。【あてはまるもの3つまでに○】

- |   |
|---|
| 1. 仕事などで家をあけることが多く、知り合う機会がない            |
| 2. 近所づきあいはわずらわしいので避けている                 |
| 3. 近所づきあいはしたくないが、つい消極的になってしまっている        |
| 4. 近所づきあいはしたいが、仲間に入ってもらえない              |
| 5. ふだん留守の家が多いなど、そもそも近所づきあいのほとんどないところである |
| 6. 最近引っ越してきた                            |
| 7. その他 ( )                              |

問 13 あなたは、現在のご近所の人とのつきあいに満足していますか。【○は1つだけ】

- |             |               |
|-------------|---------------|
| 1. 満足している   | 3. あまり満足していない |
| 2. ほぼ満足している | 4. 不満である      |

問 14 あなたが理解とすご近所の人とのつきあいの程度は。【○は1つだけ】

- |                    |                  |
|--------------------|------------------|
| 1. 気軽に相談できる人がいる    | 4. ほとんどつきあいをとらない |
| 2. 立ち話をする程度の人がいる   | 5. まったく関わりをとらない  |
| 3. あいさつを交わす程度の人がいる |                  |

問 15 今後、病気や事故、加齢などで日常生活が不自由になったとき、ご近所のおつきあいの中で、手助けしてほしいと思うことはありますか。【あてはまるもの3つまでに○】

- |                      |                         |
|----------------------|-------------------------|
| 1. 話し相手              | 8. 炊事・洗濯・掃除などの家事        |
| 2. 相談ごとの相手           | 9. 電球交換や簡単な大工仕事         |
| 3. ちよつとした買い物         | 10. ゴミ出し                |
| 4. 外出の付き添い           | 11. 庭の草刈                |
| 5. 子どもの預かり・外遊びの見守り   | 12. 緊急時の看病・救急車を呼ぶなどの手助け |
| 6. 日常での安否確認（見守りや声かけ） | 13. その他 ( )             |
| 7. 災害時の安否確認・手助け      | 14. 手助けしてほしいことはない       |

問 16 今後、ご近所のおつきあいで、あなたが手助けできると思うことはありますか。【あてはまるもの3つまでに○】

- |                      |                         |
|----------------------|-------------------------|
| 1. 話し相手              | 8. 炊事・洗濯・掃除などの家事        |
| 2. 相談ごとの相手           | 9. 電球交換や簡単な大工仕事         |
| 3. ちよつとした買い物         | 10. ゴミ出し                |
| 4. 外出の付き添い           | 11. 庭の草刈                |
| 5. 子どもの預かり・外遊びの見守り   | 12. 緊急時の看病・救急車を呼ぶなどの手助け |
| 6. 日常での安否確認（見守りや声かけ） | 13. その他 ( )             |
| 7. 災害時の安否確認・手助け      | 14. 手助けできることはない         |

問 17 近くに住んでいる人を含む、あなたの友人全体についておたずねします。【①～③でそれぞれ○は1つだけ】

- |  |        |         |         |
|--|--------|---------|---------|
| ①少なくとも月に1回、会ったり話したりする友人は何人いますか。        | 1. いない | 3. 2人   | 5. 5～8人 |
| ②あなたが個人的なことでも話すことができる友人は何人いますか。        | 2. 1人  | 4. 3～4人 | 6. 9人以上 |
| ③あなたが助けを求めることができるくらい親しく感じられる友人は何人いますか。 | 1. いない | 3. 2人   | 5. 5～8人 |
|  | 2. 1人  | 4. 3～4人 | 6. 9人以上 |



### 3. 地域での活動などについて

問 18 あなたは地域活動（ボランティア・NPO活動含む）に参加していますか。【○は1つだけ】

1. 参加している	2. 関心はあるが、参加していない
3. 関心がなく、参加していない	

#### 【問 18 で「1」と回答した方は以下の問 18-1 から問 18-4 をお答えください】

問 18-1 あなたが参加している地域活動についてあてはまるものはどれですか。【あてはまるものすべてに○】

1. 自治会の活動	8. 趣味等のサークル、グループ活動
2. 老人クラブの活動	9. 自主防災組織等の活動
3. 女性の活動	10. ボランティア団体の活動
4. 子ども会の活動	11. 個人でのボランティア活動
5. PTAの活動	12. NPO団体の活動
6. 子育てのサークル、グループ活動	13. 社会福祉協議会の活動
7. スポーツ団体の活動	14. その他（ ）

問 18-2 現在参加している地域活動を継続したいと考えていますか。【○は1つだけ】

1. 継続したい	2. 継続したいとは思わない
----------	----------------

問 18-3 地域活動に参加して、よかったと感じることは何ですか。【あてはまるものすべてに○】

1. 新しい仲間ができた	6. 自分の健康管理に役立った
2. 社会・地域とのつながりができた	7. 地域への理解・関心が深まった
3. 知識や技術などを身に付けることができた	8. その他（ ）
4. 人に喜ばれることができた	9. 特にない
5. 自分の生きがいがあった	

問 18-4 地域活動に参加して、負担に感じることは何ですか。【あてはまるものすべてに○】

1. 時間がとられる	6. 活動について相談できる人・機関がない
2. 身体的な負担が大きい	7. 一緒に活動する仲間が少ない・いない
3. 出費が多い	8. 活動する場所が確保しにくい・できない
4. 人間関係がわずらわしい	9. その他（ ）
5. 活動に必要な情報が入手しにくい・できない	10. 特にない

→次ページの問 19 にお進みください。



#### 【問 18 で「2」または「3」と回答した方は以下の問 18-5 から問 18-6 をお答えください】

問 18-5 あなたが地域活動に参加していない理由は何か。【あてはまるもの3つまでに○】

1. 自治会等に入っていないから	7. 人間関係が難しそうだから
2. 仕事や家事・育児などで忙しいから	8. 家族の協力や理解が得られないから
3. 一緒に参加する人がいないから	9. 地域でやりたい活動がないから
4. 地域の行事や活動に興味がないから	10. 地域以外の活動に参加しているから
5. 参加の方法がわからないから	11. どのような行事や活動があるかわからないから
6. 体力的に無理だから	12. その他（ ）

問 18-6 あなたは、どのような条件があれば、地域活動への参加を検討しますか。【あてはまるもの3つまでに○】

1. 活動する時間的な余裕がある	9. 事前に活動に関する情報を得ることができる
2. 都合に合わせて参加できる	10. できる範囲のことから活動に参加できる
3. 興味のある活動ができる	11. 交通費や昼食などの金銭的な支援がある
4. 趣味や特技などを活かすことができる	12. パート・アルバイトとして有償で参加できる
5. 体力的な負担が少ない	13. 会議・打合せなどの回数、時間が少ない
6. 活動で同世代の人と知り合いになれる	14. その他（ ）
7. 家族の協力や理解がある	15. どのような条件があっても参加するつもりはない
8. 既に活動している人の協力や理解がある	

問 19 あなた（あなたの世帯）は、自治会に加入していますか。【○は1つだけ】

1. 自治会に加入している	3. 住んでいるところに自治会がない
2. 自治会はあるが、加入していない	4. 住んでいるところに自治会があるかわからない

問 20 あなたは、今後、住民同士の自主的な支え合いや助け合いが必要だと思いますか。【○は1つだけ】

1. とても必要だと思う	3. あまり必要だとは思わない
2. ある程度必要だと思う	4. まったく必要だとは思わない

問 21 あなたが今後、新たに地域活動に参加する場合、どの分野の活動に参加したいですか。【あてはまるものすべてに○】

1. 高齢者の支援（見守り・配食など）	9. 趣味や生涯学習、スポーツ
2. 障害者の支援（介助・点訳・手話など）	10. まちづくりに関する活動に関する活動
3. 子育ての支援（見守り・交流の場など）	11. 地域のお祭り・伝統行事等のふれあい活動
4. 青少年の育成に関する支援	12. 地域住民の交流の場や居場所づくり
5. 地域の清掃・美化や環境保全の活動	13. その他（ ）
6. 防災活動や災害時の支援	14. 参加したいが、事情があり参加できない
7. 交通安全・防犯に関する活動	15. 参加したくない
8. 健康づくり・介護予防に関する活動	

#### 4. 地域福祉に関する制度・機関等について

問 22 あなたは、民生委員・児童委員をご存知ですか。【○は1つだけ】

1. 相談をしたことがある
2. 相談をしたことはないが、地域で誰がなっているかを知っている
3. そういっている人がいることは知っているが、地域で誰がなっているかは知らない
4. そういっている人がいることを知らない

**民生委員・児童委員**は、地域福祉の向上のために一般市民の中から厚生労働大臣が委嘱し、地域住民の福祉ニーズを把握し、手助けが必要な人に対して相談・助言を行っています。

問 23 大和郡山市社会福祉協議会をご存知ですか。【○は1つだけ】

1. 活動内容まで知っている
2. 名前を知っているが、活動内容は知らない
3. 知らない

**社会福祉協議会（略称：社協）**とは、地域住民や自治会、民生委員・児童委員、ボランティア、社会福祉施設等の社会福祉関係者等によって構成され、住民主体の理念に基づいて、様々な事業を通じて地域の福祉課題の解決に取り組む。誰もが安心して暮らすことのできる地域の実現をめざして活動している民間団体です。

問 23-1 問 23 で「1」と回答した方にお聞きします。大和郡山市社会福祉協議会が実施しているどの事業についてご存知ですか。【あてはまるものすべてに○】

1. ふれあい・いきいきサロン（地域ほのぼの）
2. サロン事業の支援
3. ひとり暮らし老人等見守り事業
4. ねたきり老人等紙おむつ支給事業
5. ひとり暮らし高齢者支援事業（ワンパク広場・もちつき大会・入学、卒業祝など）
6. すくすくキッズひろば事業（ドレミひろば・チャレンジひろば）
7. ふれあい教室（絵画・音楽・パソコンなど）
8. 車椅子貸出事業
9. 手話通訳派遣事業
10. ボランティアセンター・ビュロー運営
11. ボランティア講座・研修
12. 地区社協推進事業
13. 在宅障害者交通費補助事業
14. 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）
15. 生活福祉資金貸付事業
16. 善意銀行運営事業
17. 生活介護事業
18. 児童発達支援事業（発達支援センター・めばえ）
19. 昭和保育園運営事業
20. 駐車場等管理事業
21. 老人福祉センター運営事業
22. 社会福祉会館運営事業
23. 赤い羽根共同募金
24. その他（ ）

問 24 今後、どのようなことを大和郡山市社会福祉協議会に期待していますか。【あてはまるものすべてに○】

1. 高齢者への支援
2. 障害者・児への支援
3. 子育て世帯等への支援
4. ひとり暮らし高齢者への支援
5. ボランティア活動支援
6. 福祉人材の育成
7. 地域福祉活動支援（小地域のネットワークづくり、各地区社会福祉協議会の活動支援など）
8. 福祉教育の推進
9. 市民の権利を守るための取り組み
10. 身近な相談の場
11. その他（ ）

問 25 地区社会福祉協議会（地区社協）をご存知ですか。【○は1つだけ】

1. 活動内容まで知っており、活動に参加している
2. 活動内容まで知っているが、活動には参加していない
3. 名前は知っているが、活動内容は知らない
4. 知らない

**地区社会福祉協議会（略称：地区社協）**とは、地域を明るく住みよい福祉のまちとするために、地区内の福祉問題について、みんなで考え、協力し合いながら、その解決を目指す住民主体の組織です。市内には8つの地区社協があり、自治会や民生委員・児童委員、ボランティア等、地域の様々な団体や個人が構成員として、地域の特色にあった福祉活動を展開しています。

問 25-1 問 25 で「1」または「2」と回答した方にお聞きします。地区社会福祉協議会が実施しているどの事業についてご存知ですか。【あてはまるものすべてに○】

1. 地域交流事業（地区社協まつり、地区敬老会など）
2. 見守り事業（ひとり暮らし老人等見守り事業など）
3. 健康増進事業（各種スポーツ大会の実施、ウォーキングなど）
4. 研修・学習事業（講演会、講習会など）
5. 青少年健全育成事業（ゆうあい年賀状、親子体操学習など）
6. その他（ ）

問 26 今後、どのようなことを地区社会福祉協議会に期待していますか。【あてはまるものすべてに○】

1. 地域交流事業
2. 見守り事業
3. 健康増進事業
4. 研修・学習事業
5. 青少年健全育成事業
6. 災害対策事業
7. 相談窓口
8. 居場所づくり
9. その他（ ）

問 27 あなたは、市民の権利を守るための以下の制度についてご存知ですか。【それぞれに、○は1つだけ】

- |                          |                      |         |
|--------------------------|----------------------|---------|
| ① 成年後見制度                 | 1. 内容まで知っている         | 3. 知らない |
| ② 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業） | 2. 名前は知っているが、内容は知らない | 3. 知らない |
|                          | 1. 内容まで知っている         | 3. 知らない |
|                          | 2. 名前は知っているが、内容は知らない |         |

**成年後見制度**は、認知機能が不十分のために財産管理ができない・福祉サービスの利用契約が結べない方の自己決定をサポートするための制度です。

**日常生活自立支援事業**は、判断能力が不十分な人に対して、日常的な金銭管理・福祉サービスの利用料の支払い支援や福祉サービスについての情報提供などを行います。

#### 5. 虐待とひきこもりについて

問 28 あなたは、身近で虐待について見聞きしたことがありますか。【あてはまるものすべてに○】

1. 子どもへの虐待を見聞きしたことがある
2. 高齢者への虐待を見聞きしたことがある
3. 配偶者・恋人への虐待を見聞きしたことがある
4. 障害者への虐待を見聞きしたことがある
5. その他（ ）
6. 身近では見聞きしたことがない

問 28-1 問 28 で「1」～「5」と回答した方（虐待を見聞されたことがある方）におうかがいします。

あなたは、虐待を見聞された時どうしましたか。【あてはまるものすべてに○】

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>民生委員・児童委員に連絡・相談した</li> <li>人権擁護委員に連絡・相談した</li> <li>自治会の役員に連絡・相談した</li> <li>地域包括支援センターに連絡・相談した</li> <li>市役所に連絡・相談した</li> <li>保健センターに連絡・相談した</li> <li>保健所に連絡・相談した</li> <li>児童相談所（子ども家庭相談センター・児童家庭支援センター）に通報・相談した</li> <li>病院に連絡・相談した</li> <li>警察に通報・相談した</li> <li>どこに通報もしくは連絡・相談すればよいかわからなかったもので、何もなかった</li> <li>通報・連絡したことが知られると困るので、何もなかった</li> <li>その他（ ）</li> </ol> |
|---|

問 29 あなたもしくは同居するご家族で、自宅に社会的ひきこもりの状態にある人はいますか。

【○は1つだけ】

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>いる</li> <li>いない</li> </ol> |
|---|
- 社会的ひきこもりとは、自宅にひきこもって学校や仕事に行かずに、家族以外との親密な対人関係がない状態が、6か月以上続いている状態のことをいいます。

問 29-1 問 29 で「1」と回答した方におうかがいします。社会的ひきこもりの状態にあるのは、どのような方ですか。記載できる範囲でお答えください。【あてはまるものすべてに○】

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>本人</li> <li>配偶者 ⇒ ①性別：（ 男性 ・ 女性 ） ②年齢：（ ） 歳</li> <li>子ども ⇒ ①性別：（ 男性 ・ 女性 ） ②年齢：（ ） 歳</li> <li>その他（ ） ⇒ ①性別：（ 男性 ・ 女性 ） ②年齢：（ ） 歳</li> </ol> |
|--|

## 6. 日常生活での不安・悩み、情報の入手などについて

問 30 あなたは、日常生活でどのような不安や悩みを感じていますか。【あてはまるもの3つまでに○】

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>（自分や家族の）健康のこと</li> <li>（自分や家族の）介護のこと</li> <li>（自分や家族の）老後のこと</li> <li>（自分や家族の）障害のこと</li> <li>（自分や家族の）仕事のこと</li> <li>福祉・介護サービスの利用</li> <li>世帯の収入や経済的なこと</li> <li>地域での人間関係</li> <li>職場での人間関係</li> <li>子育てや教育のこと</li> <li>地震や火事など災害のこと</li> <li>地域の治安のこと</li> <li>日常の移動手段（買物・通院等）のこと</li> <li>地域での買物（場所）のこと</li> <li>その他（ ）</li> <li>特になし</li> </ol> |
|---|

問 31 あなたは、不安や悩みごとがあるとき、どこ（誰）に相談しますか。【あてはまるもの3つまでに○】

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>家族・親族</li> <li>友人・知人</li> <li>近所の人</li> <li>民生委員・児童委員</li> <li>職場の人</li> <li>かかりつけの医療機関</li> <li>福祉施設・サービス提供事業所の職員（ケアマネジャー・ヘルパー等）</li> <li>インターネット</li> <li>市の相談窓口</li> <li>社会福祉協議会</li> <li>地域包括支援センター</li> <li>障害者生活支援センター</li> <li>保健センター</li> <li>保健所</li> <li>その他（ ）</li> <li>誰にも相談するつもりはない</li> <li>相談する人がいない</li> </ol> |
|---|

問 32 あなたは、地域での生活や福祉サービスに関する情報をどこから得ていますか。【あてはまるものすべてに○】

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>市の広報紙「つながり」</li> <li>市の発行するチラシ・パンフレット</li> <li>社会福祉協議会の広報紙「杜協だより」</li> <li>市のホームページ</li> <li>社会福祉協議会のホームページ</li> <li>その他のインターネットのホームページ</li> <li>SNS（フェイスブック・ツイッター等）</li> <li>新聞・テレビ</li> <li>家族・親族</li> <li>友人・知人</li> <li>近所の人</li> <li>民生委員・児童委員</li> <li>地域の回覧板・地域の掲示板</li> <li>所属しているサークル、グループや活動団体</li> <li>かかりつけの医療機関</li> <li>福祉施設・サービス提供事業所（ケアマネジャー・ヘルパー等）</li> <li>地区社会福祉協議会</li> <li>社会福祉協議会</li> <li>市役所</li> <li>地域包括支援センター</li> <li>障害者生活支援センター</li> <li>保健センター</li> <li>保健所</li> <li>保育所（園）・幼稚園・認定子ども園・学校</li> <li>その他（ ）</li> <li>入手していない</li> </ol> |
|---|

## 7. 緊急時・災害時の対応について

問 33 あなたは、地震や水害などの災害が起こったときの避難場所をご存知ですか。【○は1つだけ】

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>知っている</li> <li>知らない</li> </ol> |
|---|

問 34 あなたは、過去5年間で、地域における防災訓練や防災活動に参加したことがありますか。【○は1つだけ】

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>参加したことがある</li> <li>参加したことはないが、見学したことはある</li> <li>知っていたが、参加したり見学したことはない</li> <li>防災訓練・防災活動などが行われていることを知らなかった</li> <li>行われていない</li> </ol> |
|--|

問 35 あなたは、地震や水害などの災害が起こったとき、避難に援助が必要ですか。【○は1つだけ】

1. 援助なしで避難できる
2. 避難するのに援助が必要

問 35-1 問 35 で「2」と回答した方におうかがいします。避難時に頼りにしたいと思う人や、地域の機関・団体はどれですか。【あてはまるもの3つまでに○】

1. 家族・親族
2. 友人・知人
3. 近所の人
4. 民生委員・児童委員
5. 自治会
6. 自主防災組織
7. 地区社会福祉協議会
8. 社会福祉協議会
9. 市役所
10. その他 ( )
11. わからない

問 36 あなたは、「避難行動要支援者制度」をご存知ですか。【○は1つだけ】

1. 内容まで知っている
2. 名前知っているが、内容は知らない
3. 知らない

**避難行動要支援者制度**とは、地震や洪水などの災害が発生した時に、一人で避難することが難しい人について、あらかじめ申請により名簿に登録しておき、いざという時にはその名簿にもとづいて、自主防災組織などによる地域での避難行動の支援を受けやすくできるようにする仕組みです。

## 8. 今後の地域福祉の推進について

問 37 今後、地域福祉を推進していくために、市民は、どのような活動に取り組むことが望ましいと思いますか。【あてはまるもの3つまでに○】

1. 自治会や老人クラブ、子ども会等の地域組織への加入、活性化
2. 誰もが気軽に集い、交流ができる場づくりへの参加
3. 地域行事の準備や参加
4. 見守り活動や安否確認、声かけなどの活動
5. 買い物や食事づくり、掃除、洗濯などができない人への家事支援
6. 病院への通院等の際の外出介助、援助
7. 子どもの見守り
8. 災害時の救助活動や避難の支援、自主防災活動への参加
9. その他（上記以外）のボランティア活動
10. 寄付や募金
11. 地域福祉に関心をもち、理解を深めること
12. 地域福祉に関する話し合いなどの場への参加
13. その他 ( )
14. 特に取り組み組むことはない

問 38 今後、地域福祉を推進していくために、市（行政）が率先して取り組むべきことは何ですか。【あてはまるもの3つまでに○】

1. ボランティアなどの地域活動参加の促進や支援
2. 地域活動のリーダーやボランティアなどの人材の育成・確保
3. 地域活動の担い手が活動しやすい環境づくり
4. 身近なところでの相談窓口の充実
5. 住民同士の自主的な支え合いや助け合いの促進・支援
6. 地域の課題等を共有する場・機会の提供
7. 地域活動をPRするための広報活動の充実
8. 何らかの援助が必要になって、在宅生活が続けられるサービスの充実
9. 地域での生活や福祉サービスに関する情報提供や案内の充実
10. 学校や地域での福祉教育の充実
11. 災害時における高齢者や障害者等への支援の充実
12. 気候に集い、交流ができる場づくりへの支援
13. 地域福祉に関する活動を運営するための資金集め等の仕組みづくり
14. 地域活動の拠点となる場所の確保
15. その他 ( )

アンケートにご協力いただきまして、誠にありがとうございました。  
ご回答いただきました調査票は、同封の返信用封筒（切手不要）に入れて、  
8月13日（月）までにご返信ください。

## お住まいの地域について、みんなでワイワイ話してみませんか？

地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定にあたって、住民のみならず、お住まいの地域の「良いところ」や「不安に感じるところ」といった現状や、「こんな地域だったらいいな」という理想像について考える場として、「地区懇談会（～みんなで作る！大和郡山の地域福祉のいま・みらい（仮称）～）」を以下のように開催します。

- ・開催時期は平成30年9月中旬から10月（詳しい日時については今後調整となります）。
- ・市内10地区で、地区毎に1回ずつ開催します。
- ・対象は各地区にお住まいの方、各地区で地域福祉活動を実施している方など。
- ・懇談会を出していただいた意見・アイデア等は計画策定の参考資料とさせていただきます。

上記の様な地区懇談会への参加を希望される方には、後日、連絡させていただくことがありますので、下記の記入欄に必要事項を記入してください。  
なお、参加人数の調整が必要となった場合は、すべての方にご参加いただけない場合がありますのであらかじめご了承ください。

【参加希望者 記入欄】

氏名	性別	年齢	歳
住所	電話番号	午前	午後
参加しやすい曜日、時間に○をつけてください。 ※調整の結果、開催日時がご希望に添えない場合がございますのでご了承下さい。	平日	夜間	
	土曜日		
	日曜日・祝日		



問8 民生委員・児童委員の活動のなかで、現在、対応することが多い活動は何ですか。

【〇は5つまで】

1. 高齢独居・高齢夫婦世帯の社会的孤立防止 (見守り活動)	9. サロンなどの地域で集える場づくり 子育て世帯への支援
2. 認知症の方やその家族への支援	10. 地域住民の支え合いに向けた意識づくり
3. ひきこもりの人の社会復帰への支援	11. 地域福祉活動に関する周知・啓発
4. 障害のある人の地域生活支援	12. 支援が必要な人と専門機関とのつなぎ
5. 高齢者や障害のある人の消費者被害の防止	13. 高齢者や児童、障害者の虐待防止に向けた取り組み
6. 生活困窮者の自立支援	14. 障害者の差別解消に向けた取り組み
7. 災害時の避難等に関する支援	15. 権利擁護に関する取り組み
8. 地域で支援を必要としている人の把握や 関係機関との連携	16. 地域福祉の担い手の確保と育成
	17. その他 ( )
	18. その他 ( )

問9 現在の活動について、どのように感じていますか。【①～③でそれぞれ〇は1つ】

①やりがい・使命感	1. 強く感じる	2. 感じる	3. あまり感じない	4. 感じない
②負担感	1. 強く感じる	2. 感じる	3. あまり感じない	4. 感じない
③今後の活動意向	1. 充実させたい 2. しばらく続けたい 3. やめたい (具体的な理由: _____) 4. わからない			

### 3. 地域の状況について

問10 住民のみなさんは、民生委員・児童委員の役割や活動について、よく知っていると思いますか。

【〇は1つだけ】

1. よく知っている	3. あまり知らない
2. ある程度知っている	4. まったく知らない

問11 行事や住民による地域活動について、どのように感じていますか。【〇は1つだけ】

1. 大変活発に活動している	3. どちらかというと活発ではない
2. どちらかというと活発に活動している	4. まったく活発ではない

問12 住民のみなさんは、高齢者や子ども、障害のある人、他の社会的立場の弱い人々をとりまく地域の福祉課題に関心があると思いますか。【〇は1つだけ】

1. とても関心がある	4. まったく関心がない
2. ある程度関心がある	5. 関心がある人もいれば、ない人もいる
3. あまり関心がない	

問13 住民のみなさんが、地域の福祉課題を話し合う機会がありますか。【〇は1つだけ】

1. 頻繁に設けられている	3. あまり設けられていない
2. 時々設けられている	4. まったく設けられていない

問13-1 問13で「1」～「3」と回答された方におうかがいします。話し合う機会とは具体的にどのような機会ですか。【〇はいくつでも】

また、平均すると年何回程度開催されていますか。

1. 既存の会議の機会を活用して開催している	平均すると年 ( ) 回程度
2. 新たに話し合う機会をつくっている	
3. その他 ( )	

問14 あなたが活動されている地域での防災訓練や自主防災組織の活動など、災害対策の取り組みについて、どのように感じていますか。【〇は1つだけ】

1. 大変活発に取り組んでいる	3. どちらかというと活発ではない
2. どちらかというと活発に取り組んでいる	4. まったく活発ではない

問15 あなたが活動されている地域では、高齢や障害などで支援が必要な人が、災害時に避難できる体制や配慮がなされていると思いますか。【〇は1つだけ】

1. すでに体制や取り決めができています
2. 体制づくりを進めています
3. 話し合ったことはあるが具体的なことは決まっていない
4. これまで検討 (考えた) したことはない

問16 地域で活動するなかで、以下のような事が見聞きしたことや対応されたことはありますか。

【①～⑦でそれぞれ、あてはまるものすべてに〇】

	該当ケースを知っており対応した	該当ケースを知っているが対応できていない	うわさで聞いたことがある	見聞きしたことはない
①複合的な課題を抱える世帯※1	1	2	3	4
②社会的孤立状態にある人・世帯※2	1	2	3	4
③生活困窮者・生活困窮世帯※3	1	2	3	4
④消費者被害※4を受けた高齢者・障害者	1	2	3	4
⑤若年層※5のひきこもりの方	1	2	3	4
⑥障害のある人・家族への差別	1	2	3	4
⑦家族介護が負担になっている世帯	1	2	3	4

※1：要介護状態の親と障害をもつ子どもの世帯のように、同一世帯で複数の福祉課題・生活課題を抱える世帯のこと。

※2：要介護状態の親と障害をもつ子どもの世帯以外に、他者との接触がほとんどない状態にある個人・世帯のこと。

※3：生活に困っていて、最長限の生活を維持することができなくなるおそれのある個人・世帯のこと。

※4：商品やサービスの購入、使用に伴う身体的被害や経済的被害のこと。

※5：(本調査においては) 満15歳～満39歳の方。

4. 関係機関・団体等との連携状況、福祉事業者の社会貢献等について

問 17 民生委員・児童委員活動において関係機関・団体、専門職等との連携の状況についてお答えください。【①～⑭でそれぞれ〇は1つ】

関係機関・団体、専門職等	連携している	どちらかといえは連携している	どちらかといえは連携していない	連携していない
① 自治会・町内会	1	2	3	4
② 社会福祉協議会	1	2	3	4
③ 地区社会福祉協議会	1	2	3	4
④ 地域包括支援センター	1	2	3	4
⑤ 障害者生活支援センター	1	2	3	4
⑥ 保健センター	1	2	3	4
⑦ 生活困窮者相談窓口	1	2	3	4
⑧ 消費者センター	1	2	3	4
⑨ 大和郡山市福祉担当窓口	1	2	3	4
⑩ 介護保険サービス事業所・施設	1	2	3	4
⑪ 障害福祉サービス事業所・施設	1	2	3	4
⑫ 保育所・幼稚園・認定こども園	1	2	3	4
⑬ 小学校・中学校	1	2	3	4
⑭ PTA・子ども会	1	2	3	4
⑮ 老人クラブ	1	2	3	4
⑯ 自主防災組織	1	2	3	4
⑰ ボランティア団体・NPO法人	1	2	3	4
⑱ 病院・医療機関	1	2	3	4
⑲ 商店・企業	1	2	3	4
⑳ 当事者団体（家族会など）	1	2	3	4
㉑ 警察	1	2	3	4

問 18 福祉サービス事業所・施設、企業等の社会貢献や地域貢献\*について、どのように感じていますか。【〇は1つだけ】

1. 貢献しているところが多い	3. 貢献しているかどうか知らない
2. 貢献しているところもある	4. ほとんど貢献していない

\*社会貢献や地域貢献  
※社会貢献や地域貢献、例えば、地域行事への協力や施設開放・スペース貸出、人材の提供・派遣（出前講座等）、学習会の開催など、制度に定まっていない事業所・施設等の自主事業や活動のこと。

5. 地域福祉に関連する取り組みなどについて

問 19 以下にあげる制度・サービスや法律などについて、どのような内容かご存知ですか。また、活用されていますか。【①～⑥でそれぞれ〇は1つ】

取り組み（制度・サービス等）	内容を知っており、民生委員活動で活用している	内容を知っているが、民生委員活動では活用していない	名前を知っている	名前も知らない
① 生活困窮者自立支援制度	1	2	3	4
② 障害者差別解消法	1	2	3	4
③ 地域包括ケアシステム	1	2	3	4
④ 子ども・子育て支援新制度	1	2	3	4
⑤ 消費生活センター	1	2	3	4
⑥ 成年後見制度	1	2	3	4

## 6. 活動に関する課題について

問 20 民生委員・児童委員の活動全般での悩みや苦勞、不安はどのようなものですか。ご自身の気持ちに近いものについて、お答えください。【〇は5つまで】

1. プライバシーにどこまで踏み込んでいいのかわからない	12. 困っていることを相談できる仲間や先輩がいらない
2. 予防や早期発見につながる情報を把握できない	13. 配布物や調査など、行政や社会福祉協議会からの協力依頼事項が多すぎる
3. 社会福祉に関する知識の習得、情報の整理が追いつかない	14. 会議や研修などにとられる時間が多すぎる
4. 援助を必要とする人へどこまで援助をすれば良いのか、また支援の方法がわからない	15. 自治会や町内会の行事などの参加の負担が大きい
5. 援助が困難な場合の相談先が判断しにくい	16. 相談件数が多すぎる
6. 若い人が興味を持ちやすい活動ができていない	17. 受け持ちの世帯数が多すぎる
7. やらざれ感が強く、自発的な活動につながっていない	18. 要援護者やその家族等から民生委員・児童委員活動への理解が得られない
8. 活動がマンネリ化してきている	19. 家族の理解が得られない
9. 行政の協力が得にくい	20. その他 ( )
10. 社会福祉協議会の協力が得にくい	21. 特にない
11. 専門機関との連携が取りにくい	

## 7. これからの活動について

問 21 民生委員・児童委員の活動のなかで、今後対応していく必要があると感じている活動は何ですか。【〇は5つまで】

1. 高齢独居・高齢夫婦世帯の社会的孤立防止 (見守り活動)	10. 子育て世帯への支援
2. 認知症の方やその家族への支援	11. 地域住民の支え合いに向けた意識づくり
3. ひきこもりの人の社会復帰への支援	12. 地域福祉活動に関する周知・啓発
4. 障害のある人の地域生活支援	13. 支援が必要な人と専門機関とのつなぎ
5. 高齢者や障害のある人の消費被害の防止	14. 高齢者や児童、障害者等の虐待防止に向けた取り組み
6. 生活困窮者の自立支援	15. 障害者の差別解消に向けた取り組み
7. 災害時の避難等に関する支援	16. 権利擁護に関する取り組み
8. 地域で支援を必要としている人の把握や関係機関との連携	17. 地域福祉の担い手の確保と育成
9. サロンなどの地域で集える場づくり	18. その他 ( )
	19. 特にない・わからない

7

問 22 活動を進めていくにあたり、地域において連携が必要と思われる関係機関・団体、専門職などは何ですか。【〇はいくつでも】

1. 自治会・町内会	12. 保育所・幼稚園・認定こども園
2. 社会福祉協議会	13. 小学校・中学校
3. 地区社会福祉協議会	14. PTA・子ども会
4. 地域包括支援センター	15. 老人クラブ
5. 障害者生活支援センター	16. 自主防災組織
6. 保健センター	17. ボランティア団体・NPO法人
7. 生活困窮者相談窓口	18. 病院・医療機関
8. 消費者センター	19. 商店・企業
9. 大和郡山市福祉担当窓口	20. 当事者団体 (家族会など)
10. 介護保険サービス事業所・施設	21. その他 ( )
11. 障害福祉サービス事業所・施設	22. 特にない・わからない

問 23 今後どのような条件が整備されれば、あなたの民生委員・児童委員の活動を充実させていくことが可能だと思いますか。【〇は5つまで】

1. 個人情報取扱の取扱いに関する仕組みやルールの整備	7. 病氣や不在時等における、見守りや支援の代替が可能な体制の整備
2. 福祉の制度の知識や情報に関する研修の充実	8. 会議や研修などの時間の短縮
3. 支援方法や援助技術に関する研修の充実	9. 配布物や調査などの協力依頼事項の負担軽減
4. 行政や社協などの専門機関との連携がとりやすい相談体制の強化	10. 経済的な負担に対する財政的な支援
5. 専門機関・専門職や自治会などを含む関係者間での情報共有のためのネットワークや場づくり	11. 人員増加による一人当たり受け持ち世帯数の低減
6. 民生委員・児童委員同士の連携の強化	12. 民生委員・児童委員に対する地域社会の理解向上のための広報・PR活動の強化
	13. その他 ( )
	14. 特にない・わからない

アンケートにご協力いただきまして、誠にありがとうございました。  
ご回答いただきました調査票は、地区の民生委員会で取りまとめのうえ、  
**8月末までにご提出ください**ますようお願いいたします。

8





## 2. 貴団体の活動内容について

問5 貴団体ではどのような活動を展開されていますか。問4で選択された活動の具体的な内容について、ご記入ください。

問6 活動や運営にあたって、課題となっていることはどのようなことですか。【特に課題となっているもの3つまでに○】

1. 人材の確保がむずかしい
2. 活動の目的や方向性がいまい
3. 活動に必要な情報の入手が難しい
4. 活動のPRや情報発信、市民への周知が難しい
5. メンバーが高齢化している（若い人が少ない）
6. リーダー・後継者が育たない
7. 他の団体と交流・連携する機会が乏しい
8. 活動場所（拠点）の確保が難しい
9. 活動資金の確保が難しい
10. 活動がマンネリ化している
11. 活動に必要な情報、ノウハウ、専門知識が不足している（適当な相談窓口・相談者がいない）
12. その他（具体的な内容を以下のご記入ください。）

13. 特に困っていることはない

## 3. 他団体・機関との連携・協働やネットワークについて

今後、地域の様々な課題を解決していくためにも、身近な地域で多様な活動を展開する団体同士が連携・協働して、地域でネットワークを構築・強化していくことが重要となります。貴団体の、他団体・組織との連携・協働に関する状況や意向、考え方などをお教え下さい。

問7 地域での活動において関係機関・団体、専門職等との「現在の連携状況」と「今後の連携意向」についてお答えください。【①～⑭について「A：現在の連携状況」「B：今後の連携意向」でそれぞれ○は1つ】

関係機関・団体、専門職等	A：現在の連携状況				B：今後の連携意向	
	連携している	連携している （ほぼ毎日）	連携している （ほぼ毎日）	連携していない	連携したい	必要には ない
①自治会・町内会	1	2	3	4	1	2
②社会福祉協議会	1	2	3	4	1	2
③地区社会福祉協議会	1	2	3	4	1	2
④地域包括支援センター	1	2	3	4	1	2
⑤障害者生活支援センター	1	2	3	4	1	2
⑥保健センター	1	2	3	4	1	2
⑦生活困窮者相談窓口	1	2	3	4	1	2
⑧消費センター	1	2	3	4	1	2
⑨大和郡山市福祉担当窓口	1	2	3	4	1	2
⑩介護保険サービス事業所・施設	1	2	3	4	1	2
⑪障害福祉サービス事業所・施設	1	2	3	4	1	2
⑫保育所・幼稚園・認定こども園	1	2	3	4	1	2
⑬小学校・中学校	1	2	3	4	1	2
⑭PTA・子ども会	1	2	3	4	1	2
⑮老人クラブ	1	2	3	4	1	2
⑯自主防災組織	1	2	3	4	1	2
⑰ボランティア団体	1	2	3	4	1	2
⑱NPO法人	1	2	3	4	1	2
⑲病院・医療機関	1	2	3	4	1	2
⑳商店・企業	1	2	3	4	1	2
㉑当事者団体（家族会など）	1	2	3	4	1	2

問8 貴団体では、他団体・組織との連携・協働について、どのようにお考えですか。

現在の連携・協働の具体的な内容、今後希望する連携・協働の具体的な内容、連携・協働に向けた課題・問題点やアイデアなどについて、ご記入ください。

#### 4. 地域福祉に関する課題について

問9 貴団体が地域で活動する中で、福祉についてどのような課題を感じますか。【あてはまるものすべてに○】

1. 地域での住民同士のつながりが希薄化している
2. 住民の地域自体や地域福祉への関心・興味がなくなっている
3. 地域で孤立している人・世帯がある
4. 地域で活動する団体や組織などのネットワークが構築されていない
5. 地域での福祉活動等を担う人材が不足している・確保できない
6. 地域で集える・交流できる場や機会などがなくなっている
7. 地域で支援を必要とする人、世帯などの把握しづらい
8. 地域で支援を必要とする人、世帯などを把握しても、どのように対応したらよいかかわからない
9. 災害時の避難等に関する支援体制が整っていない
10. 福祉に関するサービス・制度などの情報が必要の人に届いていない
11. その他（具体的な内容を以下の枠にご記入ください。）

12. 特になし

問10 問9で挙げたような地域の福祉課題を解決するために、貴団体でできることはどのようなことがありますか。

#### 5. 大和郡山市の地域福祉の推進について

問11 今後、大和郡山市で地域福祉を推進していくため、市（行政）や社会福祉協議会、地域の各種団体などへのご意見、ご提案・アイデアなどがございましたらお教え下さい。

（例：どこの組織・団体に、どういったことを期待したいか など、具体的にご記載下さい。）

アンケートにご協力いただきまして、誠にありがとうございました。  
ご回答いただきました調査票は、同封の返信用封筒（切手不要）に入れて、  
**9月7日（金）までにご返信ください。**

社会福祉法人対象

貴施設・事業所名	役職：	氏名：
ご記入者の役職・氏名	TEL：	FAX：
連絡先	1. 高齢者関係 2. 障がい者関係 3. 児童関係 4. その他（ ）	
主な事業分野（〇は1つ）		

1. 「地域における公益的な取組」について

地域における公益的な取組の考え方について

- ① 社会福祉事業又は公益事業を行うにあたって提供されるサービスであること
  - ② 日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対することであること
  - ③ 無料又は低額な料金で提供されること
- ※社会福祉法の責務規定の趣旨を踏まえつつ、支援が必要な者が直接的のみならず、間接的に利益を受けるサービスや取組についても一定の範囲で対象に含める。  
(平成30年1月23日付け 厚生労働省社会・援護局福祉基礎課長通知)

問1 貴施設・事業所では「地域における公益的な取組」を実施していますか。【1つに〇】

1. している	
2. しているが、その取組が『地域における公益的な取組』にあたるかどうか不明である	
3. していない	
4. 現在、取組に向けて検討している	
5. その他（ ）	

問1-2 問1で「1」または「2」と回答した施設・事業所におうかがいします。貴施設・事業所  
で実施している「地域における公益的な取組」の詳細について、下記へご記入をお願い致します。  
なお、複数の取組を実施されている場合は、特に力を入れている取組の上位2つについてお教えく  
ださい。※ご紹介いただいた範囲の記入のみで結構ですので、よろしくお願い致します。

取組①

具体的な内容 対象者	
開始時期	
実施した経緯	

※次頁に続きます。

大和郡山市・大和郡山市社会福祉協議会  
地域福祉に関するアンケート調査  
【社会福祉法人対象調査】

【調査への協力をお願い】

皆様には、日頃から福祉行政に関してご理解とご協力をいただき、深く感謝申し上げます。  
本市では、平成19年度に策定しました「大和郡山市地域福祉計画」の見直しに向けた準備を進  
めており、平成31年度から5年間を計画期間とする「大和郡山市地域福祉計画・地域福祉活動計  
画」を新たに策定することとなりました。

平成19年度の策定期間から現在まで、社会情勢は変化し続け、生活や福祉に関する課題は複雑化、  
多様化しています。その一方で、国では社会福祉に関する法制度の改革を進めており、それらの  
動向を十分に踏まえた計画の見直しが必要です。

また、平成28年度の社会福祉法改正により、社会福祉法人は「地域における公益的な取組」(第  
24条第2項)を責務として取り組まなければならないと規定されており、より地域のニーズに対  
応した「地域における公益的な取組」を促進していく必要があると考えております。

そこで、市内の社会福祉法人(施設・事業所)の皆さまに、「地域における公益的な取組」にお  
ける具体的な事例や課題などを伺うことで、計画の見直しに向けた貴重な基礎資料として活  
用させていただきたいと考えております。

なお、ご回答いただいた内容は、本市の福祉施策推進および統計の目的のみに使用し、個々の回  
答内容が他に漏れたりすることは一切ありません。  
大変お忙しい中恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、調査へのご協力をお願いします。

平成30年8月

大和郡山市  
大和郡山市社会福祉協議会

■■■■■■■■■■ ご記入にあたってのお願い ■■■■■■■■■■

1. 本調査については、平成30年8月1日現在の状況でご回答ください。
2. ご回答は、質問をよく読んで、貴施設・事業所の考え方に最も近い番号を選び、その番号に〇を  
付けてください。〇の数は、設問によって1つの場合と複数の場合があり、設問の最後  
の【 】内の指示に従ってください。また、「その他」をお選びいただいた場合は、その後にあ  
る( )内・枠内に具体的な内容をご記入ください。
3. ご回答は、えんぴつ、ボールペンなどではっきりとご記入ください。
4. ひととおり回答が終わりましたら、記入もれがないかご確認ください。
5. ご回答いただいた調査票は、同封の返信用封筒(切手不要)に入れて、**9月7日(金)までに返  
戻ください。**

お問い合わせ先

大和郡山市 福祉健康づくり部 地域包括ケア推進課 地域ケア係  
TEL: 0743-59-1151 (内線585) FAX: 0743-55-6831

効果	
課題	

**取組②**

具体的な内容 対象者	
開始時期	
実施した経緯	
効果	
課題	

問2 「地域における公益的な取組」を実施するにあたって、課題となっていることはどのようなことですか。【特に課題となっているもの3つまでに○】

<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 人材が不足している</li> <li>2. 財源が不足している</li> <li>3. 活動拠点・関係機関のネットワーク等が不足している</li> <li>4. 複数法人での連携方法がわからない</li> <li>5. 地域ニーズの把握方法がわからない</li> <li>6. 個人情報取り扱い方法がわからない</li> <li>7. 行政・社協との連絡・連携方法がわからない</li> <li>8. 「地域における公益的な取組」に該当する取組が不明瞭である</li> <li>9. 職員の制度への理解や意識啓発が不十分である</li> <li>10. その他 ( )</li> <li>11. 特に困っていることはない</li> </ol>
---

問3 貴施設・事業所で「地域における公益的な取組」を実施するにあたって、どのような情報を知りたいですか。【あてはまるものすべてに○】

<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「地域における公益的な取組」にあてはまる取組の種類および内容</li> <li>2. 他法人の取組の具体的な内容</li> <li>3. 取組の具体的な実施方法</li> <li>4. 財源・人材の確保の方法</li> <li>5. インフォーマー・マルな社会資源</li> <li>6. その他 ( )</li> </ol>
---

問4 貴施設・事業所で「地域における公益的な取組」を実施するにあたり、市（行政）や社会福祉協議会の役割として、どのようなことを期待しますか。【あてはまるものすべてに○】

<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地域のニーズ調査を行ってほしい</li> <li>2. 市域での支援のまとめ役となつてほしい（ネットワーク構築等）</li> <li>3. 「地域における公益的な取組」に関する研修を行ってほしい</li> <li>4. 「地域における公益的な取組」に関して相談できる窓口を設置してほしい</li> <li>5. 他施設・事業所の取組の具体的な内容について教えてほしい</li> <li>6. 複数法人での取組を行う際の事務局になってほしい</li> <li>7. 自施設・事業所の取組の情報発信をしてほしい</li> <li>8. その他（具体的な内容を以下の枠にご記入ください。）</li> </ol>
<div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div>
9. 特にない

問5 貴施設・事業所所在の地域において、どのような福祉に関する課題がありますか。【あてはまるものすべてに○】

<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地域での住民同士のつながりが希薄化している</li> <li>2. 住民の地域自体や地域福祉への関心・興味がなくなっている</li> <li>3. 地域で孤立している人・世帯がある</li> <li>4. 地域で活動する団体や組織などのネットワークが構築されていない</li> <li>5. 地域での福祉活動等を担う人材が不足している・確保できない</li> <li>6. 地域で集える・交流できる場や機会などがなくなっている</li> <li>7. 地域で支援を必要とする人、世帯などの把握しづらい</li> <li>8. 地域で支援を必要とする人、世帯などを把握しても、どのように対応したらよいかわからない</li> <li>9. 災害時の避難等に関するサービス・制度などの情報が必要の人に届いていない</li> <li>10. 福祉に関するサービ・制度などの情報が必要の人に届いていない</li> <li>11. その他（具体的な内容を以下の枠にご記入ください。）</li> </ol>
<div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div>
12. 特にない

問6 問5で挙げたような地域の福祉課題を解決するために、「地域における公益的な取組」を踏まえて、貴施設・事業所でできることはどのようなことがありますか。

--

### 2. 他団体・機関との連携・協働やネットワークについて

今後、地域の様々な課題を解決していくためにも、身近な地域で多様な活動を展開する団体・機関同士が連携・協働して、地域でネットワークを構築・強化していくことが重要となってきます。貴施設・事業所の、他団体・組織との連携・協働に関する状況や意向、考え方などをお教えください。

問7 地域での活動において関係機関・団体、専門職等との「現在の連携状況」と「今後の連携意向」についてお答えください。【①～⑩について「A：現在の連携状況」「B：今後の連携意向」でそれぞれ〇は1つ】

関係機関・団体、専門職等	A：現在の連携状況			B：今後の連携意向		
	連携している	どちらかといえはかと連携していない	どちらかといえはかと連携していない	連携している	どちらかといえはかと連携していない	どちらかといえはかと連携していない
①自治会・町内会	1	2	3	4	1	2
②社会福祉協議会	1	2	3	4	1	2
③地区社会福祉協議会	1	2	3	4	1	2
④地域包括支援センター	1	2	3	4	1	2
⑤障害者生活支援センター	1	2	3	4	1	2
⑥保健センター	1	2	3	4	1	2
⑦生活困窮者相談窓口	1	2	3	4	1	2
⑧消費センター	1	2	3	4	1	2
⑨大和郡山市福祉担当窓口	1	2	3	4	1	2
⑩介護保険サービス事業所・施設	1	2	3	4	1	2

※次頁に続きます。

関係機関・団体、専門職等	A：現在の連携状況			B：今後の連携意向		
	連携している	どちらかといえはかと連携していない	どちらかといえはかと連携していない	連携している	どちらかといえはかと連携していない	どちらかといえはかと連携していない
①障害福祉サービス事業所・施設	1	2	3	4	1	2
②保育所・幼稚園・認定こども園	1	2	3	4	1	2
③小学校・中学校	1	2	3	4	1	2
④PTA・子ども会	1	2	3	4	1	2
⑤老人クラブ	1	2	3	4	1	2
⑥自主防災組織	1	2	3	4	1	2
⑦ボランティア団体	1	2	3	4	1	2
⑧NPO法人	1	2	3	4	1	2
⑨病院・医療機関	1	2	3	4	1	2
⑩商店・企業	1	2	3	4	1	2
⑪当事者団体（家族会など）	1	2	3	4	1	2

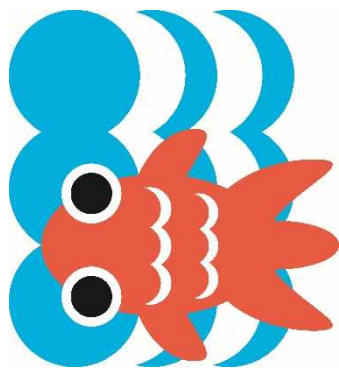
### 3. 大和郡山市の地域福祉の推進について

問8 今後、大和郡山市で地域福祉を推進していくため、市（行政）や社会福祉協議会、地域の各種団体などへのご意見、ご提案・アイデアなどがございましたらお教えください。  
 (例：どここの組織・団体に、こういったことを期待したいか など、具体的に記入ください。)

--

アンケートにご協力いただきましたこと、誠にありがとうございました。  
 ご回答いただきました調査票は、同封の返信用封筒（切手不要）に入れて、  
**9月7日（金）までにご返信ください。**





## 大和郡山市地域福祉計画・大和郡山市地域福祉活動計画

平成 31（2019）年 3 月

編集・発行

### 大和郡山市 地域包括ケア推進課

〒639-1198 大和郡山市北郡山町248-4

TEL：0743-53-1151（内線585） FAX：0743-55-6831

### 社会福祉法人 大和郡山市社会福祉協議会

〒639-1005 大和郡山市植槻町3-8

TEL：0743-53-6531 FAX：0743-55-0986